環 境 の 概 要

令和８年度版

加 古 川 市

加 古 川 市 民 憲 章

加古川の清流は、多くの歴史を残し、豊かな印南野をつくりました。わたくしたちは、加古川市民としての誇りをもち、「光」と「緑」と「新鮮な空気」のある、活気にあふれた産業文化都市をきずくため、ひとりひとりが規律ある行動をとり、反省し、いましめ合う規範として、ここに憲章を定めます。

わたくしたち加古川市民は

1　きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。

1　文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

1　自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。

1　健康で働き、しあわせな社会をつくりましょう。

1　愛情をもち、青少年の夢と希望を育てましょう。

加古川市は、瀬戸内海の播磨灘に面し、県下最大の河川である加古川をはじめとする多くの河川、水路、ため池などの水辺空間に恵まれています。また、市の北部には、播磨中部丘陵県立自然公園の山々が連なり、豊かな自然と都市が調和したまちとして発展してきました。

私たちは、この豊かな自然を次代に継承するため、「ひと・まち・自然を大切にし、ともにささえ　はぐくむまちづくり」を基本理念とする加古川市総合基本計画を定め、「うるおいのあるまち」をめざして、取組を進めています。

近年、地球温暖化の進行により、世界の年平均気温は上昇を続け、世界各地で異常気象が発生しています。日本も例外ではなく、気候変動によって引き起こされる台風の大型化や短時間の集中豪雨などの大規模自然災害が毎年のように発生しており、私たちのくらしを大きく脅かしています。

そこで、我が国では、地球温暖化を防止し、国民の生命やくらしを守るため、「２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、積極的な取組が進められています。

そのような中、本市においても、令和４年２月に２０５０年二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。そして令和５年９月には第３次加古川市環境基本計画(改定版)を策定し、さらなる温室効果ガス排出量の削減に係る目標を設定しました。

今後も、時代と共に変わっていく環境課題の動向をしっかり捉え、市民や事業者等と行政が協力・連携して、温室効果ガス排出量の削減をはじめ、ごみの減量・資源化など、様々な環境施策を推進してまいります。

本書は、令和７年度の環境保全に対する取組状況と、ごみ処理・し尿処理業の現況をまとめたものです。皆様方には、本市の環境問題についてご理解を深めていただき、今後、より一層のご指導を賜りますよう、お願いいたします。

令和８年９月

加古川市長　　岡田　康裕

目　　次

第１部　総説
　第１章　市勢の概要
　　１．位置、地形及び面積　…… 1
　　２．年次別人口、世帯数の推移　…… 2
　　３．工業の推移　…… 3
　　４．用途地域別面積　…… 3
　　５．環境行政機構　…… 4

第２部　環境保全編
　第１章　環境行政の概要
　　１．環境行政のあゆみ　…… 7
　　２．環境衛生費・環境保全費の推移　…… 12
　　３．苦情処理　…… 13
　　４．特定施設等の届出状況　…… 14
　　５．環境衛生関係　…… 17

　第２章　環境の保全と創造に関する施策の実施状況
　　１．環境基本条例　…… 19
　　２．加古川市環境基本計画　…… 19
　　（１）加古川市の目指す環境像　…… 20
　　（２）基本目標と推進目標　…… 20
　　（３）温室効果ガス排出量削減目標等　…… 21
　　（４）計画の推進体制　…… 21
　　（５）計画の進捗状況　…… 22
　　（６）みんなで取り組むために　…… 41
　　３．加古川市の脱炭素に関する取組　…… 42
　　４．環境教育・啓発
　　（１）かんきょう出前講座　…… 46
　　（２）地球温暖化防止セミナー　…… 46
　　（３）自然観察会　…… 47
　　（４）環境セミナー　…… 47
　　（５）デコ活推進イベント　…… 47
　　（６）緑のカーテン　…… 49
　　（７）自動車公害防止月間における啓発　…… 49
　　５．加古川市環境配慮率先実行計画
　　（１）温室効果ガスの排出量　…… 50
　　（２）計画の推進状況　…… 51
　　（３）推進のための取組　…… 55
　　６．加古川市環境マネジメントシステムの取組　…… 57

第３章　環境保全に対する取組

１．環境関連法体系
（１）環境保全の基本理念 …… 59
（２）環境保全の関連法体系 …… 60
２．大気汚染
（１）大気汚染の概要 …… 61
（２）環境基準と評価方法 …… 62
（３）大気環境の監視 …… 64
（４）環境基準等達成状況 …… 66
（５）環境監視結果 …… 67
（６）有害大気汚染物質 …… 80
（７）特定粉じん（アスベスト） …… 82
（８）発生源の監視 …… 83
３．水質汚濁
（１）水質汚濁の概要 …… 84
（２）環境基準 …… 84
（３）公共用水域及び地下水の調査 …… 85
（４）工場・事業場への指導 …… 99
資料〔1〕 …… 101
４．土壌汚染
（１）土壌汚染の概要 …… 104
（２）環境基準 …… 104
（３）ダイオキシン類調査結果の概要 …… 104
（４）指定区域の概要 …… 105
資料〔2〕 …… 108
５．騒音・振動
（１）騒音・振動の概要 …… 109
（２）環境基準 …… 110
（３）騒音・振動の規制 …… 111
（４）道路交通騒音・振動に係る要請限度 …… 114
（５）騒音・振動測定結果 …… 115
６．悪臭
（１）悪臭の概要 …… 120
（２）規制地域 …… 121
（３）規制物質と規制基準 …… 122
７．環境保全協定 …… 123
（１）環境保全対策 …… 124
（２）立入検査 …… 124

第３部　清掃編
第１章　清掃事業の概要
１．清掃事業のあゆみ　…… 125
２．清掃事業費の推移　…… 136

第２章　ごみ処理事業
１．ごみ処理の概要　…… 137
２．ごみ処理の現状
（１）ごみ・資源物のゆくえ　…… 138
（２）ごみ・資源物の種類別排出量及び資源化の実績　…… 139
（２）ごみ・資源物排出量の推移　…… 140
（４）排出者別ごみ・資源物量　…… 141
（５）市民１人１日当りの排出量　…… 141
（６）犬・猫等小動物の死体処理　…… 141
（７）年度別ごみ質　…… 141
（８）中間処理量及び最終処分量の推移　…… 142
（９）ごみ処理関係施設　…… 143
(10) ごみ減量・資源化施策　…… 144
(11) 環境美化の推進　…… 146
３．処理計画
（１）一般廃棄物処理基本計画　…… 148
（２）令和８年度一般廃棄物処理実施計画　…… 149
４．ごみ処理広域化の概要
（１）ごみ処理広域化の検討経緯　…… 150
（２）ごみ処理広域化のあゆみ　…… 150
（３）広域ごみ処理施設　…… 152

第３章　し尿処理事業
１．し尿収集の概要　…… 153
２．浄化槽の概要　…… 154
３．し尿処理施設の概要　…… 155

資料編
用語の解説
環境保全編　…… 157
清掃編　…… 168

第１部　総説

第１章　市勢の概要

本市は、播磨工業地帯の東部に位置し、地形は北部丘陵地帯から南へゆるやかな傾斜を示し、一帯に平坦で土地の多くは粘土質土壌で、気候は温暖である。

また、中心部に一級河川加古川をはさみ市街地を形成する恵まれた地理的条件を備えた東西交通の要衝でもある。

◇　市域の変遷

昭和 25 年　6 月 15 日　　市制施行　加古川町、神野村、野口村、平岡村、尾上村

昭和 26 年 10 月　1 日　　別府町編入

昭和 30 年　4 月　1 日　　八幡村、平荘村、上荘村編入

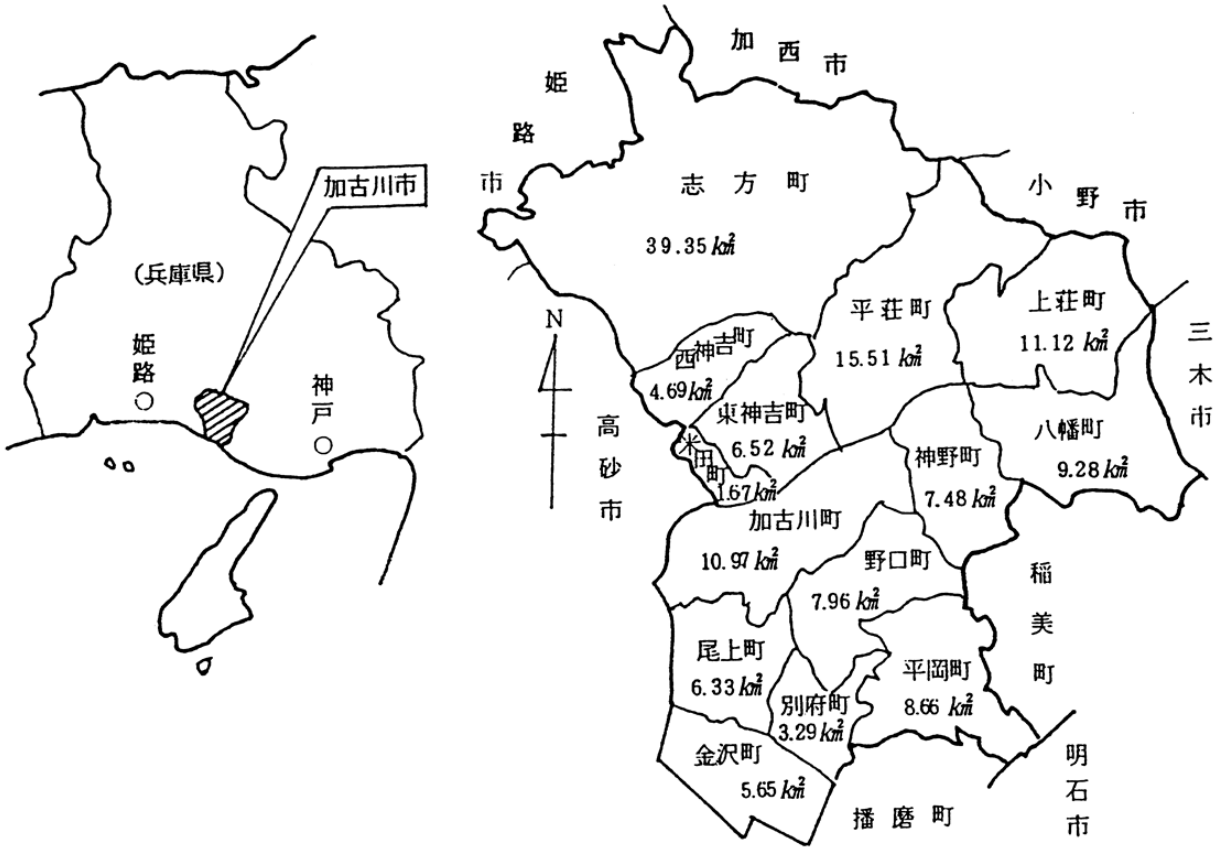
昭和 31 年　9 月 30 日　　東神吉村、西神吉村、米田町の一部編入

昭和 45 年　1 月 30 日　　金沢町設定（公有水面埋立）

昭和 54 年　2 月　1 日　　志方町編入

１．位置、地形及び面積

行政区域面積　　138.48 ｋ㎡　　（令和６年 10 月 1 日現在）



方 位	地　点	距　離	東　経	北　緯	海　抜
東	八幡町野村 617-12	東西 15.83 km	134° 56’ 19”	34° 46’ 35”	最高 304.2 m
西	志方町原 1081		134° 45’ 57”	34° 49’ 19”	
南	金沢町地先	南北 17.85 km	134° 49’ 45”	34° 42’ 11”	最低 1.4 m
北	志方町畑 1093		134° 49’ 01”	34° 51’ 50”	

資料：総務課
令和７年 10 月１日現在

◎ 市役所の位置

所　在　地	東　経	北　緯
加古川市加古川町北在家 2000 番地	134° 50’ 34”	34° 45’ 17”

資料：総務課
令和７年 10 月１日現在

２．年次別人口、世帯数の推移

年	面　積 (k ㎡)	世帯数 (世帯)	人　口（人）			人口密度 (人／k ㎡)
			総数	男	女	
平成 24	138.51	102,138	268,390	131,895	136,495	1,938
平成 25	138.51	102,989	268,053	131,651	136,402	1,935
平成 26	138.51	103,733	267,043	131,208	135,835	1,928
平成 27	138.48	103,495	267,435	131,170	136,265	1,931
平成 28	138.48	104,232	266,443	130,563	135,880	1,924
平成 29	138.48	104,786	265,055	129,852	135,203	1,914
平成 30	138.48	105,623	263,697	129,205	134,492	1,904
令和元	138.48	106,454	262,308	128,589	133,719	1,894
令和２	138.48	107,195	260,878	127,473	133,405	1,884
令和３	138.48	108,113	259,603	126,690	132,913	1,875
令和４	138.48	108,791	257,948	125,822	132,126	1,863
令和５	138.48	109,569	256,483	124,991	131,492	1,852
令和６	138.48	110,413	254,947	124,191	130,756	1,841
令和７	138.48	111,148	253,487	123,387	130,100	1,830

資料：総務課
(注) 27 年・２年・７年は国勢調査結果（７年のみ速報値)、その他は推計人口による。
各年 10 月１日現在

３．工業の推移（従業者４人以上の事業所に限る）

区分 / 年度	事業所数	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
令和２年	297	16,173	102,080,157
令和３年	292	15,243	87,300,575
令和４年	296	15,943	101,747,806
令和５年	296	16,168	139,997,190
令和６年	292	16,447	133,237,575

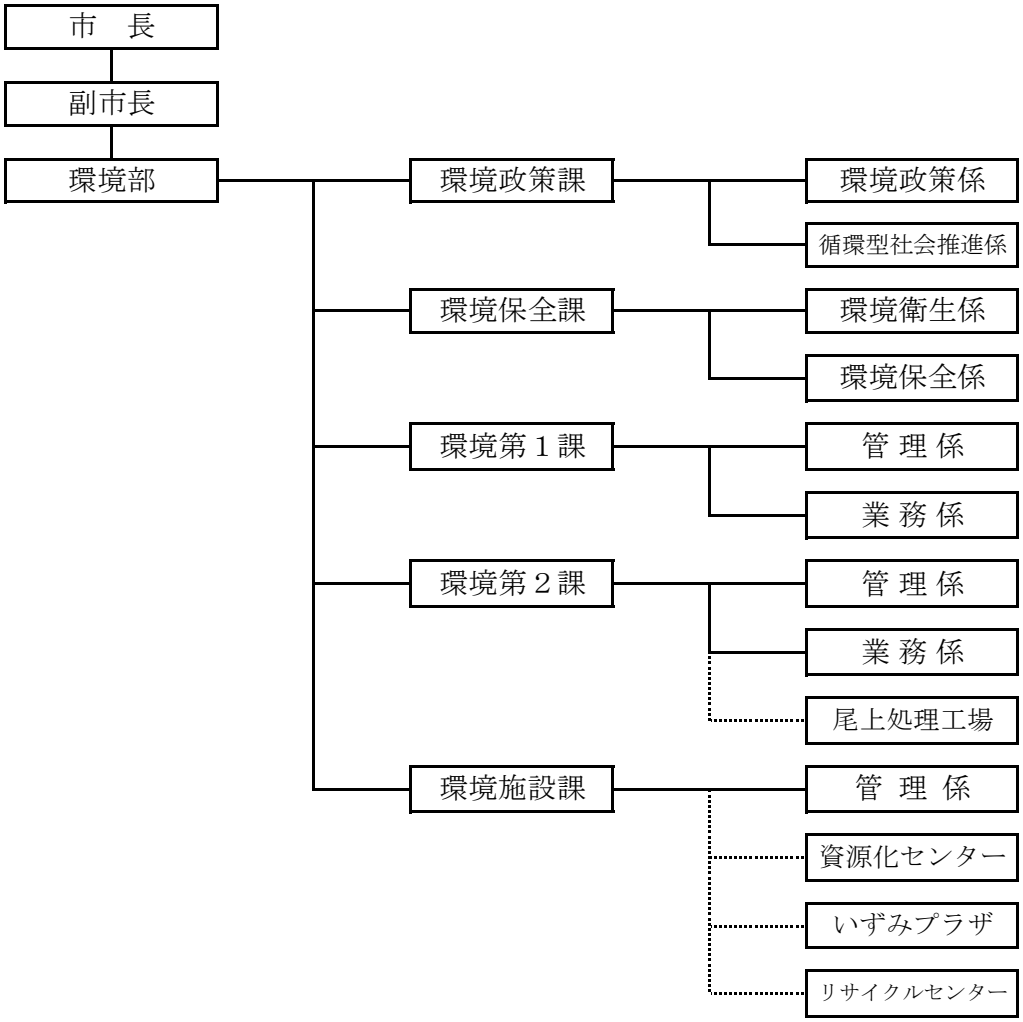
資料：総務課「令和７年度版加古川市統計書」

４．用途地域別面積

区域及び地域	面積（ｋ㎡）	割合（%）
都市計画区域	**138.48**	**100.0**
市街化区域	**40.32**	**29.1（100.0）**
第一種低層住居専用地域	4.39	（ 10.9）
第二種低層住居専用地域	0.68	（ 1.7）
第一種中高層住居専用地域	11.48	（ 28.5）
第二種中高層住居専用地域	0.79	（ 2.0）
第一種住居地域	6.91	（ 17.1）
第二種住居地域	1.90	（ 4.7）
準住居地域	0.81	（ 2.0）
近隣商業地域	1.37	（ 3.4）
商業地域	0.39	（ 1.0）
準工業地域	1.54	（ 3.8）
工業地域	4.16	（ 10.3）
工業専用地域	5.90	（ 14.6）
市街化調整区域	**98.16**	**70.9**

資料：都市計画課　令和８年１日１日現在

５．環境行政機構（令和８年４月１日現在における機構及び事務分掌）



機　構　名	事　　務　　分　　掌
環境政策課	1　環境政策に係る調査研究及び事務の総合調整 2　地球温暖化防止の推進 3　エネルギー政策 4　環境マネジメントシステムの推進 5　生物多様性戦略の推進 6　一般廃棄物の処理に係る計画 7　一般廃棄物の減量化及び資源化の推進 8　一般廃棄物の減量化及び資源化の啓発 9　一般廃棄物の処理に係る調査及び研究 10　部の庶務

環境保全課	1　犬の登録及び狂犬病予防注射 2　墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可等 3　専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等（特設水道を含む。）

環境保全課	4　スズメバチの巣の駆除の補助 5　兵庫県動物愛護センターとの連絡調整 6　環境衛生 7　環境関係法令等に基づく大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び産業廃棄物 8　公害防止計画及び環境保全協定 9　公害苦情の受付処理 10　加古川市保健衛生協議会 11　加古川市環境保全協議会等 12　東播地域地下水利用対策協議会の事務

環境第１課	1　一般廃棄物（し尿を除く。）の収集 2　一般廃棄物（し尿を除く。）の処理手数料 3　一般廃棄物処理業（他の所管に属するものを除く。）の許可 4　不法投棄その他廃棄物に係る苦情処理及び関係機関との連絡調整 5　一般廃棄物の減量化及び資源化等の促進（他の所管に属するものを除く。） 6　広域ごみ処理行政 7　犬、ねこその他の動物の死体の収集 8　資源物等の持ち去り禁止 9　加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例に基づく環境美化の啓蒙

環境第２課	1　し尿の収集及び処理手数料 2　し尿及び浄化槽汚泥の処理 3　一般廃棄物処理業（し尿に係るものに限る。）及び浄化槽清掃業の許可 4　浄化槽の設置等の届出、勧告、変更命令、改善命令、台帳の作成、立入検査等 5　特定既存単独処理浄化槽管理者への指導等 6　下水道区域以外の区域における合併処理浄化槽補助事業

環境施設課	1　旧新クリーンセンター及びリサイクルセンターに係る周辺地域との協議 2　竜ヶ池処理場 3　資源化センター 4　いずみプラザ 5　リサイクルセンター 6　最終処分場 7　有価物の売却 8　剪定枝及び草の資源化 9　旧新クリーンセンターの跡地活用

第２部　環境保全編

第１章　環境行政の概要

１．環境行政のあゆみ

年　月	主　要　事　項
昭和 33.　12	公共用水域の水質の保全に関する法律施行 工場排水等の規制に関する法律施行
昭和 37.　6	ばい煙の排出の規制に関する法律施行
昭和 40.　4	兵庫県公害防止条例施行
昭和 42.　4	市庁舎に大気汚染自動測定装置を設置
8	公害対策基本法施行
昭和 43.　4	経済部公害交通対策課が発足
6	大気汚染防止法施行
12	騒音規制法施行
昭和 44.　2	硫黄酸化物に係る環境基準
10	兵庫県公害防止条例（新）施行 ㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を締結
12	機構改革により民生部公害交通課
昭和 45.　2	一酸化炭素に係る環境基準
5	日本毛織㈱加古川・印南工場、オーミケンシ㈱加古川工場、播磨化成工業㈱の４工場と公害防止協定を締結
8	住鉱アイ・エス・ピーのカドミウム公害発生
10	機構改革により公害交通対策室公害対策課
11	川崎重工㈱パッケージボイラー工場、バンドー化学㈱、日本ハム㈱、ハリマ製紙㈱、羽田ヒューム管㈱の５社と公害防止協定を締結
昭和 46.　3	２市２町で大気汚染が健康に及ぼす疫学調査を開始
5	加古川市公害対策審議会を設置
6	水質汚濁防止法施行
7	加古川市公害研究所を設置
12	加古川市環境保全条例公布
昭和 47.　1	浮遊粒子状物質に係る環境基準
5	悪臭防止法施行
昭和 48.　1	㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を改定
5	二酸化窒素・光化学オキシダントに係る環境基準 硫黄酸化物に係る環境基準を改定し二酸化硫黄に係る環境基準
11	播磨南部地域公害防止計画承認 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行
昭和 49.　6	大気汚染防止法が一部改正され、総量規制導入
7	加古川市大気汚染環境テレメータシステム完成
12	境界工場（播磨町）と公害防止協定を締結
昭和 50.　3	東播２市３町で水質観測車を購入
4	機構改革により公害対策室大気課・水質課
7	発生源テレメータシステム完成
昭和 51.　2	㈱神戸製鋼所及び尼崎コークス㈱と公害防止協定を改定
12	振動規制法施行

昭和 52.	1	騒音監視測定車を購入
	2	オーミケンシ㈱加古川工場他 12 工場と公害防止協定を改定
	7	機構改革により生活環境部大気課・水質課
昭和 53.	3	境界工場（播磨町）と公害防止協定を改定 発生源テレメータシステムの増設
	7	二酸化窒素に係る環境基準を改定
昭和 54.	3	播磨南部地域公害防止計画延長承認
	6	瀬戸内海環境保全特別措置法施行 水質汚濁防止法が一部改正され、水質総量規制を導入
昭和 55.	7	水質総量規制施行
昭和 56.	3	東播２市２町水質観測車更新
	10	大気汚染が健康に及ぼす疫学調査終了
昭和 57.	6	機構改革により民生部公害対策課
昭和 58.	3	県公害防止条例がカラオケ制限を盛り込み一部改正公布
	12	騒音・振動規制区域の区分の一部改正
昭和 59.	3	播磨南部地域公害防止計画延長承認
昭和 61.	3	騒音・振動規制区域の区分の一部改正 （特定建設作業の規制基準の改正）
昭和 62.	4	機構改革により民生部公害交通課
昭和 63.	8	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正 （規制対象事業所として共同調理場、飲食店等追加）
	11	騒音規制法一部改正
平成 元.	2	大気汚染環境発生源テレメータ更新
	3	播磨南部地域公害防止計画延長承認 水質汚濁防止法施行令の一部改正 （有害物質としてトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを追加） 東播２市２町水質観測車更新 喜瀬川に生活環境の保全に関する環境基準Ｄ類型指定
	4	機構改革により環境部環境保全課
	7	県公害防止条例一部改正（特定粉じんの追加）
	9	悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオン酸等４物質を追加） （平成２年４月１日施行） 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例施行（兵庫県条例第９号）
平成２.	6	水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進の強化）
平成３.	10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 （平成４年７月４日施行）
平成５.	3	兵庫地域公害防止計画承認 水質汚濁に係る環境基準の改正
	6	悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオンアルデヒド等 10 物質を追加） （平成６年４月１日施行）
	11	環境基本法施行（公害対策基本法廃止）

平成６．	３	別府川に生活環境の保全に関する環境基準Ｃ類型指定
	４	悪臭防止法施行規則の一部改正 （排出水中の硫化水素等硫黄系４物質の規制基準） （平成７年４月１日施行）
平成７．	４	北野川における河川の直接浄化実験開始
平成８．	１	加古川市清流保全と水辺のまちづくり条例施行
	２	加古川市清流保全と水辺のまちづくり審議会設置
	４	大気汚染防止法に基づく政令市指定 ハリマペーパーテック㈱と公害防止協定を締結 加古川東工業団地内工場（17 社）と公害防止協定を締結
	７	兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行 兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく事務委任追加 加古川東工業団地内工場（１社）と公害防止協定を締結
平成９．	１	加古川東工業団地内工場（２社）と公害防止協定を締結
	４	水質汚濁防止法に基づく政令市指定 大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質、アスベストの対策他） 騒音・振動規制区域の区分の一部改正
	10	騒音・振動規制法施行令の一部改正（特定施設及び特定建設作業の追加）
	12	大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン類の対策）
平成 10.	２	兵庫地域公害防止計画承認
	３	加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画策定
	４	環境の保全と創造に関する条例の権限委任 （工場等の設置の許可に関するもの等） 墓地等の経営許可及び簡易専用水道にかかる事務の委任
	９	騒音環境基準（改正）告示
	12	東播２市２町水質観測車更新
平成 11.	３	加古川市環境基本計画策定
	４	地球温暖化対策の推進に関する法律施行
平成 12.	１	ダイオキシン対策特別措置法施行
	３	加古川市公害対策審議会廃止 加古川市環境保全条例廃止
	４	加古川市環境基本条例施行 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射に関する事務が移譲 墓地等の経営許可に係る権限の委譲
	６	循環型社会形成推進基本法施行
平成 13.	１	環境省設置 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律施行 加古川市環境審議会設置 加古川市環境配慮率先実行計画策定
	４	特定家庭用機器商品化法完全施行
	10	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行
	12	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律施行 対策地域に指定される
平成 14.	４	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律完全施行 特例市の指定を受ける 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の規制基準及び規制地域告示 機構改革により環境政策課

	10	加古川市大気汚染常時監視テレメータシステム更新 第５次水質総量規制施行
平成 15.	2	土壌汚染対策法施行
	4	機構改革により環境政策局
	11	水生生物の保全に係る水質環境基準施行
平成 16.	1	加古川市清流保全と水辺のまちづくり審議会廃止
	4	加古川市廃棄物処理施設の立地等に関する基準施行
	5	大気汚染防止法の一部改正(排出規制は平成 18 年４月１日施行) （揮発性有機化合物排出施設の規制）
平成 17.	4	機構改革により環境政策課
	8	環境の保全と創造に関する条例に基づく告示の一部改正 （建物等解体時の工事内容の掲示の義務化）(平成 17 年 10 月１日施行)
	10	環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正 （非飛散性石綿含有建材を含む建物解体のうち一定規模以上の解体での届出の義務化・飛散防止基準の遵守）(平成 17 年 11 月１日施行)
	11	ＩＳＯ14001 認証取得
	12	大気汚染防止法施行令の一部改正 （特定粉じんの飛散防止措置の拡充・強化[石綿の対象建築材料の拡大、届出規模要件の撤廃等]）(平成 18 年３月１日施行)
平成 18.	2	大気汚染防止法等の一部改正 （石綿使用の工作物解体等の作業における飛散防止対策の実施の義務化）(平成 18 年 10 月１日施行) 水質移動観測車「せいりゅう」を廃止（平成 18 年３月 31 日）
	3	加古川市環境配慮率先実行計画（第２期）策定
平成 19.	9	公害防止協定を改定 新たに環境保全協定を締結（平成 19 年９月 26 日）
平成 20.	3	環境副読本（第３版)、副教材制作
	5	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正（平成 20 年５月 30 日）
	6	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正（平成 20 年６月 13 日）
平成 21.	4	土壌汚染対策法の一部改正（平成 22 年４月１日施行）
	9	微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）に係る大気環境基準（平成 21 年９月９日告示） 加古川市土壌汚染処理業の許可申請手数料条例公布（平成21年9月30日施行）
平成 22.	2	地域省エネルギービジョン（初期）策定
	4	ＩＳＯ14001 認証を返上し、環境マネジメントシステムの自己宣言
	5	大気汚染防止法、水質汚濁防止法の一部改正（平成 23 年４月１日施行） （指定物質の制定、事故時の措置の拡大、排出水の記録の保存の義務化）
	10	市長部局、水道局、教育委員会が、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき特定事業者に指定される
平成 23.	2	地域省エネルギービジョン（重点）策定
	3	第２次加古川市環境基本計画策定 加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年４月１日施行） 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年４月１日施行）
	4	$PM_{2.5}$の測定開始
	6	加古川市環境配慮率先実行計画（第３期）策定 水質汚濁防止法の一部改正（平成 24 年６月１日施行） （対象施設の拡大、構造等に関する基準の遵守義務）
	11	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年６月１日施行）
平成 24.	3	加古川市墓地、埋葬等に関する規則の制定（平成 24 年４月１日施行） 兵庫地域公害防止計画承認

	4	大気汚染防止法の権限委任（一般粉じん発生施設に関するもの） 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の権限委任（騒音・振動・悪臭の規制に係る地域指定に関するもの）
平成 25.	3	大気汚染防止法施行規則の一部改正（特定粉じん排出等作業に関するもの） 加古川市専用水道に関する規則の制定（平成 25 年４月１日施行）
	4	専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等（特設水道を含む）に係る権限の移譲
	7	加古川ウェルネスパークＥＳＣＯ事業の公募
平成 26.	4	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（電気の需要の平準化の推進に関するもの）（平成 26 年４月１日施行）
平成 27.	4	フロン排出抑制法（フロン類を使用している製品の管理に関するもの）（平成 27 年４月１日施行） 加古川ウェルネスパークＥＳＣＯサービスの開始
平成 28.	3	第２次加古川市環境基本計画（改訂版）策定 加古川市環境配慮率先実行計画（第４期）策定
平成 29.	3	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 29 年８月 16 日施行）
平成 30.	4	土壌汚染対策法の一部改正（土地形質変更届出に併せて行う土壌汚染状況調査の結果の提出等）（平成 30 年４月１日施行） 大気汚染防止法の一部改正（水銀大気排出規制に関するもの）（平成 30 年４月１日施行）
	6	気候変動適応法公布（平成 30 年 12 月１日施行）
平成 31.	3	電気自動車取得（環境パトロールカー）
	4	土壌汚染対策法の一部改正（一部の調査猶予中の土地において調査義務化）（平成 31 年４月１日施行）
令和元.	10	環境の保全と創造に関する条例に基づき、豊かで美しい瀬戸内海の再生のための兵庫県水質目標値（下限値）を設定（令和元年 10 月 25 日告示）
令和２.	3	環境の保全と創造に関する条例に基づく告示の一部改正 （風力発電設備に係る騒音の規制基準の設定）（令和２年３月 21 日施行）
令和３.	3	第３次加古川市環境基本計画策定 加古川市環境配慮率先実行計画（第５期）策定 加古川市空き地の適正管理に関する条例の制定 兵庫地域公害防止計画失効
	4	大気汚染防止法の一部改正（特定建築材料の拡大・罰則の強化）（令和３年４月１日施行）
	6	加古川市気候非常事態宣言を表明 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和４年４月１日施行）
令和４.	2	加古川市ゼロカーボンシティ宣言を表明
	4	機構改革により環境保全課を新設 大気汚染防止法の一部改正（石綿事前調査結果の報告義務化）（令和４年４月１日施行）
	6	東播臨海広域クリーンセンター（エコクリーンピアはりま）運営開始
令和５.	3	騒音規制法及び振動規制法の規制地域告示
	9	第３次加古川市環境基本計画(改定版)策定
	10	大気汚染防止法の一部改正（有資格者による建築物の石綿事前調査義務化）（令和５年 10 月１日施行）
令和６.	5	騒音規制法及び振動規制法の規制地域告示
	8	加古川市環境配慮率先実行計画（第６期）策定
令和７.	6	環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象自治体に選定
令和８.	1	２市２町が出資する第３セクター「とうばんクリーンエナジー株式会社」設立

2. 環境衛生費・環境保全費の推移（決算額）

（単位:円）

区分＼年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1. 環境衛生費	9,656,885	9,027,732	9,890,837	9,252,491
2. 環境保全費	416,996,045	1,357,068,284	400,573,236	415,280,293
計	426,652,930	1,366,096,016	410,464,073	424,532,784

３．苦情処理

令和７年度に受理した公害等に関する苦情件数は、173 件となっている。

種類別に見ると大気汚染 43 件、水質汚濁６件、騒音 56 件、振動 4 件、地盤沈下 0 件、悪臭 21 件、その他 43 件（雑草苦情等）という状況であった。

また、処理状況別に見ると、直接処理 109 件、他への移送 2 件、その他 62 件であった。

（１）年度別苦情処理件数

種別／年度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
令和３年度	62	9	0	70	4	1	24	52	222
令和４年度	67	12	0	78	1	0	44	45	247
令和５年度	63	10	0	73	5	0	32	49	232
令和６年度	52	7	0	50	5	1	23	30	168
令和７年度	43	6	0	56	4	0	21	43	173

（２）種類別苦情処理状況

処理状況		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
直接処理	発生源への行政指導	38	5	40	3	0	9	0	95
	当事者間の話し合い	0	0	1	0	0	0	0	1
	申立人への説得	0	0	0	0	0	0	0	0
	原因調査	2	1	3	0	0	6	0	12
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1
他へ移送(警察、国等の機関へ)		0	0	0	0	0	1	1	2
翌年度繰越		0	0	0	0	0	0	0	0
その他		3	0	12	1	0	4	42	62
合計		43	6	56	4	0	21	43	173

４．特定施設等の届出状況

（１）大気関係

① 大気汚染防止法によるばい煙発生施設

施　設　名	施設数	施　設　名	施設数
ボイラー	145	乾燥炉	20
焙焼炉、焼結炉及びか焼炉	11	電気炉	5
溶鉱炉、転炉及び平炉	7	廃棄物焼却炉	6
金属溶解炉、金属加熱炉	157	コークス炉	4
石油加熱炉	1	ガスタービン	26
焼成炉、溶融炉	4	ディーゼル機関	87
反応炉及び直火炉	3	ガス機関	8
		施　設　数　合　計	484

② 大気汚染防止法による粉じん発生施設

施　設　名	施設数	施　設　名	施設数
コークス炉	4	破砕機及び摩砕機	50
鉱物又は土石の堆積場	53	ふるい	119
ベルトコンベア及びバケットコンベア	1,250	施　設　数　合　計	1,509

③ 大気汚染防止法による水銀排出施設

施　設　名	施設数		
廃棄物焼却炉	6	施　設　数　合　計	6

④ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例によるばい煙に係る特定施設

施　設　名	施設数	施　設　名	施設数
金属製品熱処理用加熱炉	1	焙焼炉	6
廃棄物焼却炉	16	その他	2
		施　設　数　合　計	25

⑤ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による粉じんに係る特定施設

施　設　名	施設数	施　設　名	施設数
鉱物又は土石の堆積場	2	ゴム製品製造のミキシングロール	19
ベルトコンベア	174	セメント加工施設	34
鉱物又は岩石の粉砕機	53	金属加工等のサンドブラスト、ショットブラスト	38
鉱物又は岩石のふるい	52	その他	100
		施　設　数　合　計	472

⑥　兵庫県環境の保全と創造に関する条例による有害物質・悪臭に係る特定施設

施　　設　　名	施設数	施　　設　　名	施設数
ビスコース製品製造用紡糸施設	1	染料又は有機薬品の合成製造加工施設	45
合成樹脂の製造又は加工施設	237	木製品の製造又は紙加工品の製造施設	18
金属の精錬加工業又は無機化学工業品の製造施設	183	飼料又は肥料の製造施設	2
機械の製造又は加工の施設	16	その他	1
		施 設 数 合 計	503

⑦　石綿（アスベスト）除去に関する届出状況

根拠法令	届出内容	件　数
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	特定工作物解体等工事実施届	160
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業実施届出書	34

（２）水質関係

①　瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法による特定事業場

業　　種	事業場数	業　　種	事業場数
農業･林業･漁業	6	一般機械器具・電気器具製造業	4
食品等製造業	33	その他製造業	3
繊維工業	5	卸売・小売業	52
化学工業等	7	飲食店・宿泊業・洗たく業	43
窯業・土木製品製造業	7	教育・学術研究機関	9
鉄鋼業	8	その他	40
		事 業 場 数 合 計	217

②　兵庫県環境の保全と創造に関する条例による汚水に係る特定事業場

業　　種	事業場数	業　　種	事業場数
農業･林業･漁業	0	一般機械器具・電気器具製造業	1
食品等製造業	1	その他製造業	0
繊維工業	1	卸売・小売業	1
化学工業等	2	飲食店・宿泊業・洗たく業	0
窯業・土木製品製造業	1	教育・学術研究機関	2
鉄鋼業	2	その他	2
		事 業 場 数 合 計	13

（3）騒音・振動関係

① 騒音規制法による特定施設

特定施設名	施設数	特定施設名	施設数
金属加工機械	551	穀物用製粉機	0
空気圧縮機及び送風機	1486	木材加工機械	55
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	161	抄紙機	1
		印刷機械	19
織　機	144	合成樹脂用射出成形機	98
建設用資材製造機械	16	鋳型造型機	5
		施設数合計	2,536

② 振動規制法による特定施設

特定施設名	施設数	特定施設名	施設数
金属加工機械	469	木材加工機械	2
圧縮機	375	印刷機械	24
土石用又は鉱物用の破砕機・摩砕機・ふるい及び分級機	85	ロール機	24
		合成樹脂用射出 成形機	89
織　機	147	鋳型造型機	5
コンクリートブロックマシン等	2	施設数合計	1,222

③ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例による騒音に係る特定施設

特定施設名	施設数	特定施設名	施設数
金属加工機械	3	金属打抜機	3
圧縮機	1,896	グラインダー	86
送風機	160	工業用ミキサー	6
破砕機又は摩砕機	11	ロール機	1
コンクリートプラント	1	重油バーナー	18
動力のこぎり盤	121	ゴム等打抜裁断機	11
動力かんな盤	109	スチームクリーナー	1
ディーゼルエンジン・ガソリンエンジン	105	金属工作機械	299
工業用ミシン	323	板金又は製缶作業	4
ニューマチックハンマー	4	鉄骨又は橋梁組立作業	3
コンクリート管製造機等	1	建設材料置場の運搬作業	6
		施設数合計	3,172

④ 特定建設作業実施届出状況

特定建設作業実施届出	件　数
騒音規制法	184
振動規制法	150
兵庫県環境の保全と創造に関する条例	794
届出件数	864

５．環境衛生関係

（１）狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射

犬の新規登録頭数	1,075頭
犬の登録総数	13,965頭
狂犬病予防注射済票交付数	10,592件

（２）犬のふん害等防止プレート交付数　　９枚

（３）イエローチョーク作戦届出件数　　10件

（４）スズメバチ駆除費等補助件数　　68件

（５）市内にある３ヶ所の公衆便所を維持管理し、市民の利便性を図った。

・篠原市民トイレ　・JR厄神駅公衆トイレ　・JR神野駅公衆トイレ

（６）専用水道・特設水道に関する届出数及び立入事業者件数

変　更　届	３件	立入事業者	（専用）１件
			（特設）０件

（７）簡易専用水道に関する届出数

設　置　届	０件	休　廃　止　届	５件
変　更　届	１件		

（８）墓地等の経営等許可申請件数　　１件

（９）空き地の雑草苦情件数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	0	4	6	10	2	7	5	5	3	0	0	0	42

(10) 飼い主のいない猫不妊・去勢手術費助成件数　　29件（45匹）

第２章　環境の保全と創造に関する施策の実施状況

１．環境基本条例

今日の環境問題は、地球温暖化による気候変動をはじめとし、大気汚染、海洋プラスチック問題、生物多様性の危機・喪失、ごみ問題などの地球規模の問題や、近隣の騒音や悪臭などの身近な問題まで、多様化・深刻化しているだけでなく、エネルギー利用の問題など、生活基盤にも大きな影響を与えるものとなっている。これらの問題は、私たち一人一人の大きな課題となっており、その解決に向けた取組が求められている。

国においては、平成５年 11 月に「環境基本法」が、兵庫県では平成７年７月に「環境の保全と創造に関する条例」が制定された。これを受けて、本市では、平成 12 年３月に「加古川市環境基本条例」を制定した。その基本理念は次のとおりである。

（１）すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。

（２）資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指すこと。

（３）すべての事業活動や日常生活において、地球環境保全を自らの問題としてとらえ、積極的に推進すること。

（４）地球における多様な生態系その他の自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

２．加古川市環境基本計画

本市では、当初「加古川市環境基本計画」及び「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」により、環境全般に関わる施策に取り組んでいたが、平成23年３月に「第２次加古川市環境基本計画」として両計画を統合し、本市の環境についての取組を進めるうえでのマスタープランとした。

令和３年３月には本市を取り巻く環境状況の変化や新たな課題等を踏まえ、ＳＤＧｓの考え方や気候変動への適応策などを盛り込んだ「第３次加古川市環境基本計画」を策定し、本市の目指す環境像、基本目標及び市民・事業者・行政それぞれの役割を明らかにして、環境に関する積極的な取組を進めている。気候変動や脱炭素化については対策が急務になっており、本市では令和３年６月に「気候非常事態宣言」を、令和４年２月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また令和５年９月には、「第３次加古川市環境基本計画」の地球温暖化対策にかかる部分について、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すため改定を行った。

（1）加古川市の目指す環境像

「第３次加古川市環境基本計画（改定版）」（令和５年 10 月～令和 13 年３月）は、本市が目指すべき加古川市全体の環境像を、

「持続可能な発展をめざすまち　加古川」
～いきいきと成長できる未来の環境へ～

としている。

（2）基本目標と推進目標

環境像を実現するために掲げた基本目標と推進目標は、表２－２－１のとおりである。

表２－２－１　基本目標と推進目標

基本目標	推進目標
Ⅰ　地球温暖化対策（緩和・適応）を進める	1　ライフスタイルを転換する
	2　事業所の省エネ化を推進する
	3　市役所での対策を進める
	4　脱炭素なまちづくりを進める
	5　気候変動に対して備える（適応策）
Ⅱ　広域に及ぶ環境負荷を低減する	1　廃棄物に関する循環を健全にする
	2　きれいな空気を確保する
	3　きれいな水を確保する
	4　土壌を守り育む
Ⅲ　生物多様性を保全する	1　自然や生きものを伝える
	2　自然や生きものを守り育む
	3　自然や生きものの恵みを活用する
Ⅳ　うるおいとやすらぎのある環境を育む	1　騒音・振動・悪臭のない環境をつくる
	2　まちを美しくする
	3　水と緑のネットワークをつくる
	4　水循環を健全にする

（３）温室効果ガス排出量削減目標等

温室効果ガス排出量削減目標については、

令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比 48％削減 （産業部門のエネルギー指定管理工場除く）

再生可能エネルギー導入目標については、

令和 12（2030）年度までに、180,000kW 導入する

としている。

（４）計画の推進体制

この計画が目指す環境像及び基本目標を実現するための推進体制を図２－２－１に示す。市民・市民活動団体・事業者・行政などすべての主体との協働のもとに、情報収集・提供や広域連携などを進め、取組を着実に進める。

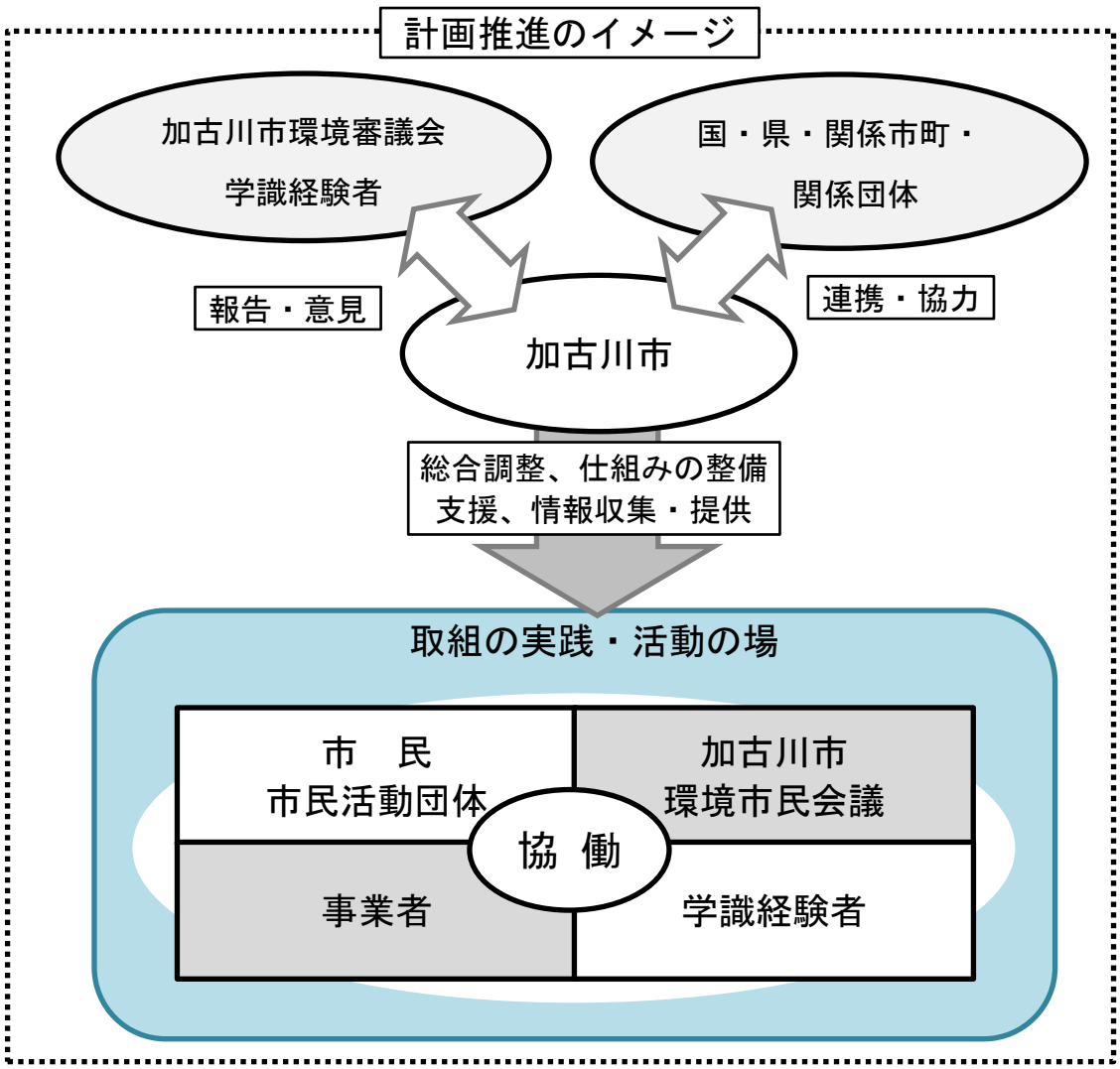


図２－２－１　計画の推進体制

（５）計画の進捗状況

基本目標ごとに定めた推進目標を達成するために、様々な施策に取り組んでいる。令和７年度の推進目標ごとの施策の取組結果について、次に示す。

① 基本目標Ⅰ 地球温暖化対策（緩和・適応）を進める

ア．推進目標Ⅰ－１ ライフスタイルを転換する

市域から排出する温室効果ガスをゼロに近づけることを見据え、一人一人が意識を高め、大量の生産・消費・廃棄から適量の生産・購入・循環利用へ、また、都市構造などは低炭素から脱炭素へとライフスタイルを転換する。

表２－２－２ 環境施策（ライフスタイルを転換する）

施策名称	担当課	取組結果
家庭の省エネルギーを推進する		
省エネルギー・脱炭素型の製品への買替・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、脱炭素型ライフスタイルを推進する	環境政策課	補助金の交付 住宅用太陽光発電設備：100 件 高効率給湯器：580 件
アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する（再掲：Ⅱ-２）	環境政策課	イベント、かんきょう出前講座、自動車公害防止月間（６月、11～１月）にエコドライブを推進
「うちエコ診断」を実施する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携し、イベントで実施:10 件
緑のカーテンの種等を配布する（再掲：Ⅰ-２）	環境政策課	公共施設・事業者へゴーヤーの種を配布 ４月：175 袋（42 施設） ３月：148 袋（33 施設）
電気自動車等の導入を促進する	環境政策課	公共施設で電気自動車充電ステーションが稼働中（急速充電：１か所・普通充電：４か所）
高効率給湯器の普及啓発を行う	環境政策課	高効率給湯器の買い替え補助金の交付：580 件
再生可能エネルギーの利用を推進する		
ＺＥＨ、ＺＥＢを推進する	環境政策課	太陽光発電設備設置補助金の交付：住宅用 100 件、事業用５件
再生可能エネルギー設備の導入を推進する	環境政策課	太陽光発電設備設置補助金の交付：住宅用 100 件、事業用５件
蓄電池等の導入を推進する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携しイベントで周知と啓発を実施

ごみの減量を推進する		
ごみの排出抑制、資源物の分別を徹底する	環境政策課	夏休みごみ減量チャレンジに応募した小学校に、雑がみ保管袋を配布：６校
食品ロス削減を推進する	環境政策課	コープこうべ・但陽信用金庫・兵庫大学・加古川市民生児童委員連合会と共催し、フードドライブを実施：２回 事業系食品ロスの削減を目指した「てまえどり」運動の啓発資材を配布

イ．推進目標Ⅰ－２　事業所の省エネ化を推進する

市域の事業所における温室効果ガス削減の基本的な活動である省エネ化をさらに促進することが必要である。事業者と連携して省エネ・低炭素型の製品買い替え等の温暖化防止対策を推進する。

表２－２－３　環境施策(事業所の省エネ化を推進する)

施　策　名　称	担当課	取組結果
事業所の省エネルギーを推進する		
省エネ、温室効果ガス排出量削減の取組を促進するため、クールビズ、ウォームビズ、節電等の啓発を行う	環境政策課	全庁的に省エネルギーの取組推進の周知や、取組効果の全庁への周知を実施
ゼロカーボンパートナーシップによる「省エネルギー診断」の受診と省エネ改修を促進する	環境政策課	「省エネルギー診断」を受診したゼロカーボンパートナーの受診料を負担：34 社 補助金を交付（照明機器：12 件、空調設備：44 件）
「エコアクション 21」等の普及を進める	環境政策課	事業者向けの脱炭素ガイドを作成し、ホームページに掲載
緑のカーテンの種等を配布する(再掲：Ⅰ－１)	環境政策課	公共施設・事業者へゴーヤーの種を配布 ４月：175 袋（42 施設） ３月：148 袋（33 施設）

ウ．推進目標Ⅰ－３　市役所での対策を進める

市も事業者・消費者として、他の主体の模範となるよう「第３次加古川市環境基本計画」や「加古川市環境配慮率先実行計画（第６期)」に基づく取組を進め、職員一丸となって脱炭素型の事務・事業に積極的に取り組む。

表２－２－４　環境施策（市役所での対策を進める）

施　策　名　称	担当課	取組結果
温室効果ガスを削減する		
「加古川市環境マネジメントシステム」を運用し、環境配慮率先実行計画に掲げた目標を達成する	全部署	全部署で「環境マネジメントシステム」に基づく取組を実施
グリーン電力の調達を推進する	各施設管理部署	CO_2フリーの電力調達に向け、詳細を検討中
電気使用量を削減する		
庁舎等の省エネルギー対策を進める	各施設管理部署	「加古川市環境配慮率先実行計画」に基づき照明のＬＥＤ化等省エネルギーへの取組を実施
エネルギーの有効利用を図るため、再生可能エネルギー等を導入する	各施設管理部署	公共施設に太陽光パネルを導入（かこいろこども園：20kW、野口公民館：20kW、加古川スポーツ交流館：10kW）
省エネ法に基づく「管理標準」を活用し、省エネルギー化を推進する	各施設管理部署	「管理標準」の運用をはじめとする省エネルギーに向けた設備の点検・運用を実施
各学校園に対し、省エネルギーの推進について啓発を実施する	教育総務課	小学校26校、中学校11校、義務教育学校1校、養護学校1校に対して省エネルギーの推進について啓発を実施した。
	幼児保育課	公立園長会で全21園に省エネルギーの推進について周知
クールビズ、ウォームビズを推進する	人事課	通知文送付等により職員への周知を実施：１回
「ノー残業デー」の定時退庁及び照明の一斉消灯を推進する	人事課（全部署）	庁内放送で「ノー残業デー」を周知
ＥＳＣＯ事業を実施する	環境政策課	実施終了
緑のカーテンの苗種等を配布する	環境政策課	公共施設・事業者へゴーヤーの種を配布 ４月：175 袋（42 施設） ３月：148 袋（33 施設）
化石燃料使用量を削減する		
電気自動車等を積極的に導入する	各車両所管部署	公用車に電気自動車導入：10 台（軽貨物：10 台）

エ．推進目標Ⅰ－４　脱炭素なまちづくりを進める

持続可能な脱炭素社会の実現のため、生活・交通・土地利用など、あらゆる局面であらゆる行動の変容が必要となる。多様な主体と協力・協調しながら脱炭素なまちづくりの実現を目指す。

表２－２－５　環境施策（脱炭素なまちづくりを進める）

施　策　名　称	担当課	取組結果
まちの省エネルギーを推進する		
クールシェア、ウォームシェアを促進する	各施設管理部署	公共施設でのクーリングシェルターを実施：44 施設
地産地消、旬産旬消を推進する	農林水産課	農林漁業祭の実施（主催事業：３件、共催事業：13 件）
建築物環境性能評価手法（ＣＡＳＢＥＥ）に関する届出を受け、快適で環境負荷低減に配慮した計画に関する指導・助言を行う	建築指導課	指導・助言を実施：届出未提出０件（目標：３件以下）
低炭素な交通体系を推進する		
パークアンドライドを促進する（再掲：Ⅱ-２）	都市計画課	厄神駅北駐車場の運営により、JR 加古川線へのパークアンドライドを促進
コミュニティバス、コミュニティタクシーの運行補助を実施する	都市計画課	バス路線維持のため、路線バス及びコミュニティ交通に対し補助金を交付
温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う（再掲：Ⅱ-２）	道路建設課	市道旧県道野口尾上線、加古川中央線等を整備中
	都市計画課	適宜、適正な道路ネットワークの見直しを実施
ごみを削減する		
３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する	環境政策課	広報、ホームページにより啓発を実施
その他		
「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、加古川市域における地球温暖化防止対策を推進する	環境政策課	補助金の交付 太陽光発電設備：住宅用 100 件、事業用５件 高効率給湯器：580 件 照明機器：12 件 空調設備：44 件
水素・燃料電池等を活用・推進する	環境政策課	イベントや窓口等でチラシを配布、イベントでＰＲを実施
環境問題の周知・啓発のため、学習会を実施する	生活安全課	マイバッグ持参や環境に配慮した取組、エシカル消費などをテーマに取り上げた学習会の実施：１回

環境問題の周知・啓発のため、学習会を実施する	環境政策課	かんきょう出前講座の実施: ６回
「加古川市緑の基本計画」に基づき緑化を推進する	農林水産課	多面的機能支払事業、ため池かいぼりを実施：４池

オ．推進目標Ⅰ－５　気候変動に対して備える（適応策）

近年、気候変動による局地的な豪雨や洪水などの異常気象が増加傾向にある。さらには生物多様性の危機や農作物への被害、熱中症リスクの増加、気候変動による影響に対応するために、「適応策」を推進する。

表２－２－６　環境施策（気候変動に対して備える（適応策））

施　策　名　称	担当課	取組結果
農業		
病害虫による農作物の被害拡大を予防するため、県と連携し病害虫の調査を行う	農林水産課	水稲病害虫発生予察調査を実施
農業水利施設の整備（ため池）を実施する	農林水産課	県営工事実施：２池
林業		
森林環境譲与税を活用し、適正な森林管理を実施する	農林水産課	小規模伐採補助：５件 危険木伐採補助事業：７件の実施
水産業		
海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う（再掲：Ⅲ-２）	農林水産課	マコガレイの稚魚放流：約18,750匹 タコつぼ投入：578個
干潟等の保全を行うため、海底耕うんやモニタリング等を実施する	農林水産課	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業を実施
水環境		
水環境を保全するため、河川内のごみの撤去、除草及び藻の除去を行う	治水対策課	河川の清掃、ごみの撤去、浚渫、除草等を適宜実施
水道原水の水質を把握するため、取水口周辺等の河川の水質調査を実施する	施設課	原水の水質調査を実施：１回/月
水質を保全するため、公共用水域（河川・海域）の水質汚濁状況を調査する（再掲：Ⅱ-３）	環境保全課	河川調査：１地点×12回、10地点×４回 海域調査：３地点×12回
水資源		
渇水に備え、関係機関との情報交換や調整を行う	経営管理課 施設課	加古川下流部渇水調整協議会に参加：４回

節水型シャワーヘッドの普及など、節水型のライフスタイルを推進する	環境政策課	ひょうご環境創造協会と連携し、イベントで実施：10 件
自然生態系		
松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅲ－２）	農林水産課	樹幹注入実施：松 200 本
	公園緑地課	委託業者による適正実施：１月
自然災害		
防災ネットかこがわ等により、災害情報や避難情報等の迅速な伝達を図る	企画広報課	津波情報や水不足、漏水事案、熊目撃情報などの情報発信：５回
	防災対策課	庁内で災害用無線通信訓練を実施：毎月
河川及び水路等の整備を進めるなど、総合的な治水対策を推進する	治水対策課	河川改修及び嵩上げ等の工事を市内各所で実施
大雨時の河川状況等について、情報共有を図るため、連絡体制を整備する	治水対策課	水防マニュアル（令和７年度版）を作成
災害発生を予防するため、防潮水門や防潮ゲートの適切な操作、維持管理を行う	治水対策課	各施設の点検及び操作訓練を実施：２回
防災に関する啓発を図るため、ハザードマップの配布や出前講座を実施する	防災対策課	出前講座を実施：133 回
洪水、風水害の発生時には、浸水情報を集約し、浸水実績を把握する	防災対策課	庁内で危機管理情報システムの運用訓練を実施：８回
自主防災組織の充実のため、資機材の整備や防災活動の実施にかかる経費を補助する	防災対策課	補助を実施：25 件（資機材 16 件、防災活動９件）
物資の調達や避難場所の確保など、災害時の応援協定を維持・拡充する	防災対策課	応援協定を新たに締結：７件
災害時の被害の軽減を図るため、緊急用備蓄土のうを整備する	消防警防課	計画備蓄数を下回ることのないよう土のうの使用量を適切に管理し、訓練等で適宜補充
町内会及び自主防災組織の指導・育成のため、合同で水防訓練を実施する	消防警防課	町内会及び自主防災組織への消防訓練指導時に、知識の向上を図るため水防に係る講話を実施：60 回
水防対応力の向上を図るため、消防団と合同訓練を実施する	消防警防課	知識の向上を図るため消防団員合同水防訓練を実施：８回
事業所へ水防に関する啓発を実施する	消防警防課	事業所へ水防に係る普及啓発を実施：６回
健康		
熱中症を予防するため、広報やチラシの配布など普及啓発を行う	市民健康課	市民講座で熱中症予防の健康教育を実施：１回 クーリングシェルター施設で熱中症予防のぼりを掲示：25 カ所 公共施設等で熱中症予防ポスターを掲示：44 カ所

熱中症を予防するため、広報やチラシの配布など普及啓発を行う（続き）	消防救急課	熱中症ポスターを作製し、医療機関、物品販売店等に配布
市ホームページにて、蚊が媒介する感染症（デング熱、ジカ熱等）に関する情報提供や注意喚起を行う	地域医療課	ホームページで情報提供を実施
大雨等災害発生時に感染症の発生を予防するため、配布用の消毒液等を備蓄する	地域医療課	十分な在庫を備蓄済み
光化学オキシダント発生時に注意喚起を行うため、監視・測定を実施する	環境保全課	３大気測定局において監視・測定を実施
国民生活・都市生活		
雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う（再掲：Ⅳ-４）	治水対策課	助成を実施:20 件
民間開発事業に対して雨水の流出を抑制するよう指導する	道路保全課	歩道の舗装工事について透水性舗装の指導を実施
雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する（再掲：Ⅳ-４）	道路建設課	透水性舗装の採用を実施済み
	道路保全課	透水性舗装の採用を実施済み
建築物等緑化計画に関する届出を受け、建築物及びその敷地の緑化に関する指導・助言を行う	建築指導課	指導・助言を実施：届出未提出１件（目標：３件以下）
異臭味対策のため、浄水処理における活性炭処理設備の改善を行う	施設課	活性炭処理設備の改善工事を実施
豪雨による浸水被害を軽減させるため、雨水幹線の整備を進める	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、別府川第９排水区雨水幹線を整備
暑熱防止のため、緑のカーテンを推進する	環境政策課	公共施設・事業者へゴーヤーの種を配布 ４月：175 袋（42 施設） ３月：148 袋（33 施設）

② 基本目標Ⅱ 広域に及ぶ環境負荷を低減する

ア．推進目標Ⅱ－１ 廃棄物に関する循環を健全にする

市の家庭・事業ごみの排出量は減少傾向にあるが、ごみの分別やリサイクルなど、継続した改善が必要である。さらなるごみ減量化や再資源化という目標を達成するため、ごみの発生抑制・減量化・資源化に係る取組を実施し、廃棄物に関する環境の循環と健全化を進める。

表２－２－７　環境施策（廃棄物に関する循環を健全にする）

施　策　名　称	担当課	取組結果
廃棄物の発生を抑制する（リデュース）		
資源物の分別等を行い、焼却処理される廃棄物量を削減する（「加古川市環境配慮率先実行計画」）	全部署	令和元年度比 24.4％減
レジ袋を削減するため、マイバッグを推進する	環境政策課	ホームページにより啓発を実施
環境問題の周知、循環型社会を目指した消費生活の普及を進める	生活安全課	消費者月間（５月）にチラシの配架や BANBAN ラジオ等で広報及び店舗前啓発を実施：２回
廃棄物の再使用を進める（リユース）		
用紙類は再生紙を使用し、使用済用紙の裏面利用や両面印刷を徹底する（「加古川市環境配慮率先実行計画」）	全部署	「加古川市環境配慮率先実行計画」に基づき取組を実施
廃棄物の再生利用を図る（リサイクル）		
紙類・衣類の資源化を推進するため、少年団や町内会等が実施する「資源物集団回収活動」に対し奨励金を交付する	環境政策課	交付数：234 団体 紙類回収量：1,541ｔ 衣類回収量：113ｔ
生ごみの減量・資源化のため、段ボールコンポストを推進する	環境政策課	通年 12 回配布：212 セット
資源物の回収などの取組を進める環境に配慮した事業所の拡大を推進する	環境政策課	事業所に啓発文書を送付： 5,359 件
有用金属等のリサイクルを行うため、小型家電の回収を行う	環境第１課	回収量：14,415.4 kg
	環境政策課	回収量：　7,390.8 kg
資源化センターに紙類を分別貯留し、再生利用する	環境施設課	紙類：21.3ｔ、機密文書：93.8ｔを資源化
剪定枝等を焼却処分せず、再生利用する	環境施設課	剪定枝等の再生利用：6,569ｔ
機密文書、廃棄文書をリサイクルするため、溶解処理を行う	総務課	処理回数：14回
建築資材の循環を健全にするため、建築リサイクル法に基づき、届出を受理するとともに未提出者へ指導を行う	建築指導課	指導・助言を実施：届出未提出 26件（目標：27件以下）
給食調理で発生した廃食用油を専門業者へ売却する	幼児保育課	売却量：540L
	学務課	市内23小学校、特別支援学校、志方学校給食センターで売却： 43,794L
学校給食の飲用後牛乳パックを資源化するため、専門業者へ売却する	学務課	市内 26 小学校、６中学校、義務教育学校、特別支援学校、志方学校給食センター及び日岡山学校給食センターで売却： 35,040kg

広域な廃棄物の適正処理を推進する		
事業系ごみの適正排出を推進する	環境政策課	事業所に啓発文書を送付: 5,359件
水銀による汚染を防止するため、水銀使用製品を回収する	環境第１課	回収量：8.0kg
浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設備費補助と維持管理費補助及びみなし（単独処理）浄化槽の撤去費補助を行う（再掲：Ⅱ－３）	環境第２課	設置費及び撤去費補助金の交付：98 件、維持管理費補助金の交付：1,582 件
下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲：Ⅱ－３、Ⅳ－１）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、未整備区域の下水道管を布設（令和６年度末下水道処理人口：約24.2万人、人口普及率：94.2%）

イ．推進目標Ⅱ－２　きれいな空気を確保する

本市の大気汚染については、大気汚染物質の除去技術の向上や燃料の改善など、さまざまな環境保全対策を講じてきた結果、一定の改善がみられ、近年は横ばいの傾向にある。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、環境基準をおおむね達成しているが、光化学オキシダントについては、環境基準を超過する傾向が続いているため、きれいな空気の確保に取り組む。

表２－２－８　環境施策（きれいな空気を確保する）

施策名称	担当課	取組結果
自動車からの大気汚染物質を減らす		
アイドリングストップやふんわりアクセルなど、エコドライブを推進する（再掲：Ⅰ－１）	環境政策課	イベント、かんきょう出前講座、自動車公害防止月間（６月、11～１月）にエコドライブを推進
低燃費車・低排出ガス車や次世代自動車（ＥＶ、ＦＣＶ、ＰＨＥＶ、ＨＶ）の導入を促進する	環境政策課	公用車に電動車を導入：10 台 EV 充電コンセントを導入：６施設
温室効果ガス排出量の少ない交通体系を推進するため、適正な道路整備等を行う（再掲：Ⅰ－４）	道路建設課	市道旧県道野口尾上線については整備済、加古川中央線等については整備中
	都市計画課	適宜、適正な道路ネットワークの見直しを実施
パークアンドライドを促進する（再掲：Ⅰ－４）	都市計画課	厄神駅北駐車場の運営により、JR 加古川線へのパークアンドライドを促進
工場・事業場からの大気汚染物質を減らす		
公害発生の未然防止、環境の改善を図るため、発生源の常時監視を行うとともに、大気の汚染状況についても常時監視する	環境保全課	テレメータシステムにより大気汚染常時監視を実施：２協定工場及び７大気測定局

環境法令の遵守状況を確認するため、工場等へ立入調査を実施する	環境保全課	工場・事業場・工事現場へ大気に関する立入調査：65 回
粉じん等の状況を把握するため、降下ばいじんや微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の監視・測定を実施する	環境保全課	降下ばいじんの調査：14 地点×12 回、微小粒子状物質の調査：２地点×４回
効果的な発生源対策の検討・実施につなげるため、大気汚染物質に関する情報を収集する	環境保全課	大気汚染常時監視に係る会議へ参加：２回
大気中の有害物質をなくす		
有害大気汚染物質の汚染状況を把握するため、ダイオキシン類やその他の物質の監視・測定を実施する	環境保全課	有害大気汚染物質の調査：３地点×12 回、ダイオキシン類の調査：１地点×４回
有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出事業者に指導を行う	環境保全課	今年度対象なし
アスベストの飛散を防止するため、建築物の解体・改修時に届出を受理するとともに指導を行う	環境保全課	大気汚染防止法・兵庫県条例に基づく届出：194 件、立入調査：38 件（うち解体現場の合同パトロール：４件）
廃棄物の野焼き等の不正処理を抑制するため、関係機関と連携して啓発を図る	環境保全課	広報かこがわに野焼きに関する記事を掲載：９月

ウ．推進目標Ⅱ－３　きれいな水を確保する

本市の水質汚濁については、事業場排出水の水質向上や下水道の普及などにより、水質が改善傾向にある。人の健康の保護に関する環境基準ではすべての地域で達成しているが、生活環境の保全に関する環境基準では一部の地域で未達成となっているため、改善に取り組む。

表２－２－９　環境指標（きれいな水を確保する）

施　策　名　称	担当課	取組結果
水質汚濁物質の発生を減らす		
水質を保全するため、公共用水域（河川・海域）の水質汚濁状況を調査する（再掲：Ⅰ－５）	環境保全課	河川調査：10 地点×４回、１地点×12 回 海域調査：３地点×12 回
地下水汚染を監視するため、市内の井戸の水質調査を実施する	環境保全課	地下水調査：16 地点（うち１地点は２回実施）
水質の汚濁状況を把握するため、市内のため池、小河川、水路等の水質調査を実施する	環境保全課	ため池調査：３地点×４回 小河川調査：３地点×４回
工場・事業場からの排出水について、排出基準の遵守や汚濁負荷の低減に向けた指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ水質に関する立入調査を実施：85 回
汚濁負荷を適正に処理する		
浄化槽補助対象区域において、合併処理浄化槽の設置費補助と維持管理費補助及びみなし（単独処理）浄化槽の撤去費補助を行う（再掲：Ⅱ－１）	環境第２課	設置費及び撤去費補助金の交付：98 件、維持管理費補助金の交付：1,582 件

浄化槽の適切な維持管理のため、浄化槽設置者に対し指導・啓発を行う	環境第２課	ホームページ掲載やパンフレット配布等により啓発を実施
下水道整備計画区域内の下水道未接続家屋に対し、早期接続の指導を行う	お客さまサービス課	訪問指導を実施：年 52 回
水洗化への普及促進のため、下水道整備計画区域において、下水道へ接続するための改造に対する助成金の交付や、改造資金の融資斡旋を行う	お客さまサービス課	水洗便所改造助成金：84 件 3,125,000 円
下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲：Ⅱ－１、Ⅳ－１）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、未整備区域の下水道管を布設（令和６年度末下水道処理人口：約24.2万人、人口普及率：94.2%）
自然浄化機能を増進する		
水質保全を図るため、市民活動団体と協働して、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課	かいぼりを実施：４池
河川等の水質浄化等に取り組む	治水対策課	河川改修工事を実施時に環境配慮型資材を使用
水環境中の有害物質をなくす		
ゴルフ場で使用する農薬の影響について、調整池等で調査する	環境保全課	調整池水質調査：２事業場×１回
排出基準の遵守のため、有害物質等を使用している工場・事業場に対して、適切な管理や排水処理について指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実施（有害物質：10 回）
公園等の公共施設を管理するため、散布する殺虫剤・除草剤等を適正に使用する	公園緑地課	委託業者による病害虫防除を適宜実施：１～３回、松くい虫防除を実施
上水道で安全な水を供給するため、加古川水系の水質調査を実施する	施設課	加古川水系水道事業者連絡協議会で実施：年４回

エ．推進目標Ⅱ－４　土壌を守り育む

土壌汚染は、汚染物質が長期にわたりその土地に存在するため、人の健康への影響が懸念される。土壌汚染の防止、汚染状況の把握、汚染された土壌の適切な処理・管理など、土壌の環境を改善・保全する。

表２－２－１０　環境施策（土壌を守り育む）

施　策　名　称	担当課	取組結果
土壌を保全する		
土壌汚染の状況を把握するため、土壌中のダイオキシン類の濃度を測定する	環境保全課	土壌調査:１地点×１回

化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する（再掲：Ⅲ－２）	農林水産課	緑肥施用：5,376a
土づくり等土壌を育む		
緑肥作物作付や家畜糞尿の堆肥化利用を促進する	農林水産課	緑肥推進：11,798a
土壌中の有害物質をなくす		
土壌汚染を未然に防止するため、有害物質等を使用している工場・事業場に漏洩防止等の指導を行う	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実施：４回
健康被害を防止するため、土壌汚染が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき情報公開するとともに、土地所有者に対して、適切な管理や浄化等の措置を実施するよう指導を行う	環境保全課	ホームページで指定区域に関する情報を公開

③　基本目標Ⅲ　生物多様性を保全する

ア．推進目標Ⅲ－１　自然や生き物を伝える

自然や生きものからもたらされる恵み、それらを失うことにより生じるリスク、かけがえのない自然や生きものの存在、絶滅危機など、生物多様性の大切さを理解し、それらを伝えることに取り組む。

表２－２－１１　環境施策（自然や生き物を伝える）

施策名称	担当課	取組結果
親しむ機会を提供する		
自然観察会を実施する	環境政策課	自然観察会実施：３回
自然保護の指導者を育成する	環境政策課	環境セミナー実施：２回
恵みを伝える		
自然や生きものからの恵みを伝え、理解する	各担当課	食を通じたイベント等で自然や生きものからの恵みを啓発
自然や生きものからの恵みを知ってもらう	環境政策課	自然観察会や環境セミナーで啓発を実施：５回
リスクを伝える		
生物多様性の現状を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：２回
自然や生きものに及ぼす負の影響（リスク）を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：２回 ホームページで啓発を実施

生物多様性を失うことにより生じるリスク（防災・文化の喪失など）を知る	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：２回
生物多様性の変化をモニタリングし、市民・市民活動団体・事業者・行政と情報交換する場をつくる	環境政策課	各団体間の情報をメール等で中継した回数：４回
守るべきものを伝える		
自然や生きものの写真等を展示する	環境政策課	市民活動団体と連携してイベントでパネルを展示：１回
貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等を知る	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：２回
貴重種や貴重種と密接な関わりのある生きもの等の保全策について検討する	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：２回
生物多様性を保全する上での重要なエリアを把握する	環境政策課	市民活動団体と調査を実施：２回
ＦＳＣ、ＭＳＣ等の生物多様性認証について伝え、普及する	環境政策課	かんきょう出前講座で紹介し普及促進：２回
生物多様性を保全するための情報を提供する	環境政策課	かんきょう出前講座で啓発を実施：２回

イ．推進目標Ⅲ－２　自然や生きものを守り育む

生物多様性の低下を防ぐ観点から、自然や生きものを守っていくことが重要な課題なっている。豊かな自然環境を次の世代へと引き継いでいくために、市域の４つの自然エリアに応じて、自然や生きものを守り育む。

表２－２－１２　環境施策（自然や生きものを守り育む）

施　策　名　称	担当課	取組結果
里山の自然や生きものを守り育む		
貴重種のチョウ類が生息する里山を保全するため、下草刈や枝打ち等の環境整備を進める	環境政策課	市民活動団体と整備を実施：１回
松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅰ-５）	農林水産課	樹幹注入実施：松 200 本
地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する（再掲：Ⅳ-４）	農林水産課	森林山村多面的補助事業を実施：２地区
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定を支援
ため池と水田の自然や生きものを守り育む		
侵略的外来生物を防除する（魚類など）	市民活動団体	ミシシッピアカミミガメ駆除：224 匹

良好な田園環境を保全するため、遊休農地を市民農園として活用する	農林水産課	市民農園の紹介をＨＰ等で実施
農地・農業用水等の施設の保全・管理を行う	農林水産課	かいぼりを実施：４池
化学肥料から有機肥料への転換、農薬の使用量を低減した「環境保全型農業」を推進する（再掲：Ⅱ－４）	農林水産課	緑肥施用：5,376a
農作物被害を防止するため、有害鳥獣等を捕獲する	農林水産課	イノシシ：152 頭、シカ：４頭、アライグマ：500 頭、ヌートリア：479 頭、カラス類・ムクドリ：149 羽捕獲
ため池改修工事で在来種や希少植物の生育環境に配慮した施工を進める	農林水産課	実施済のため池：２池
ため池を適正に維持・管理するため、かいぼり等を実施する	農林水産課	草刈り：複数池 かいぼり：４池　実施
県と連携し、「いなみ野ため池ミュージアム」に積極的に参加する	農林水産課	「いなみ野ため池ミュージアム」に継続して参加中
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定の支援
川と海の自然や生きものを守り育む		
竹林や間伐材等を活用した河川の水質浄化に取り組む	市民活動団体	竹炭製作活動：12 回 竹炭を使用した河川水質浄化活動：８箇所
加古川河川敷や河口で海浜植物や在来種の再生・保全を行う	市民活動団体	市民活動団体による、在来種の再生・保全を実施：２回
加古川河川敷で加古川在来種の植栽を行う	事業者（協定締結事業者）	フジバカマの植栽を実施
海の生きものを育むため、海底耕うんを実施する	農林水産課	海底耕うんを実施：約 37ha
海の栄養塩の供給に取り組むため、ため池のかいぼりを実施する	農林水産課	里海連携一斉放流を実施：今池、峠池、別府皿池
海産物資源の充実を図るため、稚魚の放流やタコつぼの投入を行う（再掲：Ⅰ－５）	農林水産課	マコガレイの稚魚放流：約 18,750 匹 タコつぼ投入：578 個
まちの自然や生きものを守り育む		
松枯れ対策のため、薬液の樹幹注入を行う（再掲：Ⅰ－５、Ⅲ－２）	公園緑地課	委託業者による適正実施：１月に行った
緑化推進を図るため、「加古川市緑の基本計画」に基づく取組の進捗を把握する	都市計画課	庁内調整会議にて計画に位置づけた施策事業の取組状況を確認
緑化相談を実施する	公園緑地課	緑化相談実施：週２回

在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する（再掲：Ⅳ-３）	公園緑地課	【市が整備する公園】地域特性に応じた樹木を選定 【開発公園】地域特性に応じた樹木を選定するよう指導
	道路保全課	樹木の植栽にあたり、在来種を用いて剪定及び潅水等を適切に実施し、良好な植栽環境を維持
	都市計画課	「加古川市緑の基本計画」に基づき、地域特性に応じた街路樹の植栽を促進

ウ．推進目標Ⅲ－３　自然や生きものの恵みを活用する

私たちの暮らしは、自然や生きものからもたらされる様々な恵みによって支えられている。生物多様性からの恵みを将来にわたって適切に活用する。

表２－２－１３　環境施策（自然や生きものの恵みを活用する）

施　策　名　称	担当課	取組結果
食の恵みを活用する		
加古川産の農畜水産物を始めとした地産地消を推進する	農林水産課	農林漁業祭の実施（主催事業：３件、共催事業：13件）
見土呂フルーツパークでの農畜水産物の収穫体験等を通して、農村環境の生物多様性を実感する	農林水産課	農作物収穫体験を含む農業教室を、年間を通じて実施
緑の恵みを活用する		
「加古川ふるさと自然のみち」を活用する	スポーツ・文化課	維持管理業務を委託し、ウォーキングコースの清掃や案内標識の補修などを随時実施
花やみどりなど、加古川の自然や生きものにふれあえる機会をつくる	公園緑地課	花とみどりのフェスティバルを実施：４/28～４/29
	環境政策課	自然観察会を実施：３回
少年自然の家や野外活動センター等の周辺一帯の資源を活用した自然体験の場をつくる	少年自然の家	夏休みにファミリー向けテント泊キャンプを実施：1回
水辺の恵みを活用する		
親水空間を活用した、水辺の自然や生きものにふれあえるイベントを実施する	スポーツ・文化課	展示を実施
	農林水産課	かいぼりにより水辺の生き物とのふれあいイベントや勉強会をいなみ野ため池ミュージアムの活動組織が実施
これまで築いてきた親水空間を保全し、活用する	公園緑地課	加古川河川敷緑地の活用:313件

④　基本目標Ⅳ　うるおいとやすらぎのある環境を育む

ア．推進目標Ⅳ－１　騒音・振動・悪臭のない環境をつくる

生活が豊かになり便利になる反面、事業活動に伴う騒音・振動、悪臭に係る問題が発生する場合がある。これらの問題に対応するため、継続的な監視と事業者への指導を行う。

表２－２－１４　環境施策（騒音・振動・悪臭のない環境をつくる）

施　策　名　称	担当課	取組結果
騒音・振動を減らす		
生活環境を保全するため、工場・事業場・建設工事等から発生する騒音・振動に対して指導を行う	環境保全課	工場･事業場等への立入調査（騒音・振動：25 回） 特定建設作業実施届の受理（864 件）
新幹線沿線地域の騒音・振動測定を行い、鉄道会社に公害防止を要望する	環境保全課	新幹線騒音・振動調査を行い、鉄道会社に申し入れ：１回
市内幹線道路で騒音測定を実施し、騒音面的評価を行う	環境保全課	市内幹線道路沿線の住環境への影響評価数：１回
深夜営業や拡声器使用に関する事業場等への指導を実施するとともに、生活騒音防止に関する啓発活動を行う	環境保全課	苦情処理件数:10 件
幹線道路において、緩衝緑地帯の緑化や排水性舗装の導入などに努める	道路建設課	今年度は実施なし
悪臭を減らす		
悪臭の発生を減らすため、事業所に対して悪臭物質の測定及び立入調査を実施する	環境保全課	工場・事業場へ立入調査を実施（悪臭:10 回）
ごみの焼却による近隣への悪臭・煙の発生を減らすため、野焼きの抑制を関係機関と連携して図る	環境保全課	苦情処理件数:26 件
下水道整備計画区域において、公共下水道事業を計画的に進める（再掲：Ⅱ－１、Ⅱ－３）	下水道課	交付金（国庫補助）を活用し、未整備区域の下水道管を布設（令和６年度末下水道処理人口:約24.2万人、人口普及率:94.2%）

イ．推進目標Ⅳ－２　まちを美しくする

市においても、まちの美観を損なう不法看板や不法駐輪、ごみの不法投棄等の問題があり、これらの課題に対して、不法看板や放置自転車の撤去、ごみ不法投棄対策の強化等のうるおいとやすらぎのある美しい環境をつくる。

表２－２－１５　環境施策（まちを美しくする）

施　策　名　称	担当課	取組結果
不法看板や放置自転車を減らす		
市内ＪＲ５駅、山陽電鉄３駅周辺に自転車駐輪場を設置し、維持管理する	土木総務課	無料駐輪場維持管理数：22 箇所
啓発、歩道の安全性、性能の確保のため、市内各駅周辺の放置自転車を撤去・整理する	土木総務課	市内外の高校生等に啓発チラシを配布：年１回 放置自転車等撤去数：1,391台
道路占用の適正化を推進するため、不法占用物件等に対する是正指導を行う	土木総務課	樹木はみ出し等の指導件数：22件
県条例に違反して道路等に標示又は設置されたはり紙、はり札、立看板の簡易除去を行う	都市計画課	業務委託により違反広告物を簡易除却：25 回
屋外広告物の許可申請手続きのＰＲ活動と指導助言の徹底を行う	都市計画課	屋外広告物週間（９月第１週目）にあわせて広報掲載と市内合同パトロールを実施
ごみのポイ捨てや不法投棄等を減らす		
空き地の雑草苦情に対して、土地の所有者に刈り取り等、適正な措置を依頼する	環境保全課	空き地の雑草の解消率：90％
「加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、環境美化施策を推進する	環境保全課	犬のふん害防止プレートの交付: ９枚
	環境第１課	ごみ減量・リサイクル推進週間に併せて、横断幕・のぼり等を設置して啓発を実施
投棄防止の啓発のため、不法投棄防止の看板等を設置する	環境第１課	不法投棄防止看板設置：61枚
廃棄物の不法投棄に対して、県民局や警察と連携して対処するとともに、防止のために啓発を行う	環境第１課	県民局と不法投棄合同パトロール実施：１回
市民・市民活動団体・事業者・行政が協働する		
環境学習のため、出前講座やセミナー等を行う	環境政策課	かんきょう出前講座：６回 環境セミナー：２回
市民・事業者が行う環境美化活動を進めるため、アダプトプログラムにより支援を行う	環境第１課	アダプトプログラム登録団体数：50団体、782人 活動に伴う用具箱支給
町内会や地域住民とともに、ごみ減量及び資源化の推進を図る	環境第１課	ホームページや出前講座（２回）で実施
地域の水利組合等関係団体や市民活動団体と連携して、クリーンキャンペーンなどにより、ため池等の清掃を実施する	農林水産課	ため池クリーンキャンペーンとしてかいぼりを実施：４池
まちをきれいにするため、定期的に除草作業を行う（東加古川駅、加古川駅周辺）	市街地整備課	除草作業実施：２回/年

ウ．推進目標Ⅳ－３　水と緑のネットワークをつくる

本市には、豊かで多彩な水辺や緑地が存在している。安全で快適な水と緑のネットワークを形成するため、多様な水辺や緑地を保全するとともに、魅力ある恵みを享受できる空間をつくる。

表２－２－１６　環境施策（水と緑のネットワークをつくる）

施　策　名　称	担当課	取組結果
公園・緑地を増やす		
「加古川市緑の基本計画」に基づき体系的な緑化推進を図る（再掲:Ⅰ-4、Ⅲ-2）	公園緑地課	「花とみどりのまちづくり講座」の開催:23回/年
在来種の種苗を用いるなど地域特性に応じた樹木等を植栽し、適正に維持管理する（再掲:Ⅲ-2）	公園緑地課	【市が整備する公園】地域特性に応じた樹木を選定 【開発公園】地域特性に応じた樹木を選定するよう指導
	道路保全課	樹木の植栽にあたり、在来種を用いて剪定および潅水等を適切に実施し、良好な植栽環境を維持
	都市計画課	「加古川市緑の基本計画」に基づき、地域特性に応じた街路樹の植栽を促進
緑化を推進する		
市民が緑とふれあう場をつくるため、「植樹祭・花とみどりのフェスティバル」を開催する	公園緑地課	花とみどりのフェスティバルの実施：４/28～４/29
緑化啓発のため、在来種を取り入れた結婚・出生記念樹の苗を配布する	公園緑地課	記念樹配布本数：382本
公共緑化、地域緑化のため、花苗の配布を行う	公園緑地課	花苗の配布株数：100,224株
樹木の剪定や花、野菜の栽培等、自然環境における園芸種の知識を広めるため、各種講座、講習会を開催する	公園緑地課	花とみどりのまちづくり講座の開催：23回　参加者数：26人
先導的な景観形成を推進するため、公共事業などの実施時には、景観形成指針に基づいたデザイン、色彩、緑化等を行う	都市計画課	公共事業等景観デザイン協議：６件
まちなみ景観緑化のためのシンボルツリー等、占有敷地の緑化を推進する	都市計画課	植樹本数：383本（うちシンボルツリー等の高木：22本）
美しいまちづくりを推進するため、「緑化ボランティア」による公共空地の緑化を図る	都市計画課	業務委託及び市民ボランティアにより、公共空地等での緑化活動を実施：６カ所
親水空間をつくる		
寺田池への親水性を図るために整備した展望デッキ等を維持する	農林水産課	展望デッキの維持管理を実施
「いなみ野ため池ミュージアム」の推進と、ため池協議会を支援する	農林水産課	ため池協議会連絡会を開催

エ．推進目標Ⅳ－４　水循環を健全にする

健全な水環境の維持のため、雨水の地下浸透やため池の保全など、貯留涵養能力の維持及び向上のための総合的な施策を行い、保水能力の低下等を防止する。

表２－２－１７　環境施策（水循環を健全にする）

施策名称	担当課	取組結果
浸透能力を保全・向上させる		
地元や事業者等の活動団体と協力して様々な里山活動を実施する（再掲：Ⅲ-２）	農林水産課	森林山村多面的補助事業を実施：２地区
雨水の地下浸透を図るため、歩道の新設・補修時に透水性舗装を採用する（再掲：Ⅰ-５）	道路建設課	透水性舗装の採用を実施済み
	道路保全課	透水性舗装の採用を実施済み
自然環境の保全等を支援するため、「田園まちづくり制度」に基づき、保全区域、森林区域、農業区域等を指定する	まちづくり指導課	地元の要請を受け、田園まちづくり計画策定を支援
貯水能力を保全・向上させる		
貯水能力を維持するために大きな役割を果たしているため池等の保全・整備を努める	農林水産課	各箇所実施済
「田んぼダム」など、保水能力の高い水田の保全に努める	農林水産課	雨水貯留事業実施済
豊かな水量を確保する		
定期的に市内主要河川の流量を測定する	環境保全課	流量調査:８河川×4回、１河川×12回
地下水揚水量（自己水源）の実態把握等に努める	施設課	テレメーター等で揚水量を把握：545万m^3
水量を確保するため、農業集落排水事業による処理水を川やため池に放流する	下水道課	処理放水量：75,268m^3
水利用を適正にする		
市の各施設に、自動水栓等の節水型機器の導入を促進する	営繕課	便所等自動水洗化・節水化事業：３事業
雨水流出抑制のため、雨水貯留タンクの設置に助成を行う（再掲：Ⅰ-５）	治水対策課	雨水貯留タンクの設置助成事業実施：20件
大規模利用者間で地下水取水基準を定め、適正な利用を図る	環境保全課	東播地域地下水利用対策協議会：１回
老朽化した管路の布設替えを実施する	配水課	布設替延長：L=5,396.8m/年
漏洩を防止するため、漏水調査年次計画に基づき調査を実施する	配水課	調査延長：519km/年

（５）みんなで取り組むために

環境問題への取組には、市民・市民活動団体・事業者・行政などの各主体が環境についての認識を共有し、それぞれが自らの責任と役割を理解したうえで主役となり、率先して取組を進めるとともに、互いに協力・連携し合いながら活動の輪を広げていくことが必要である。

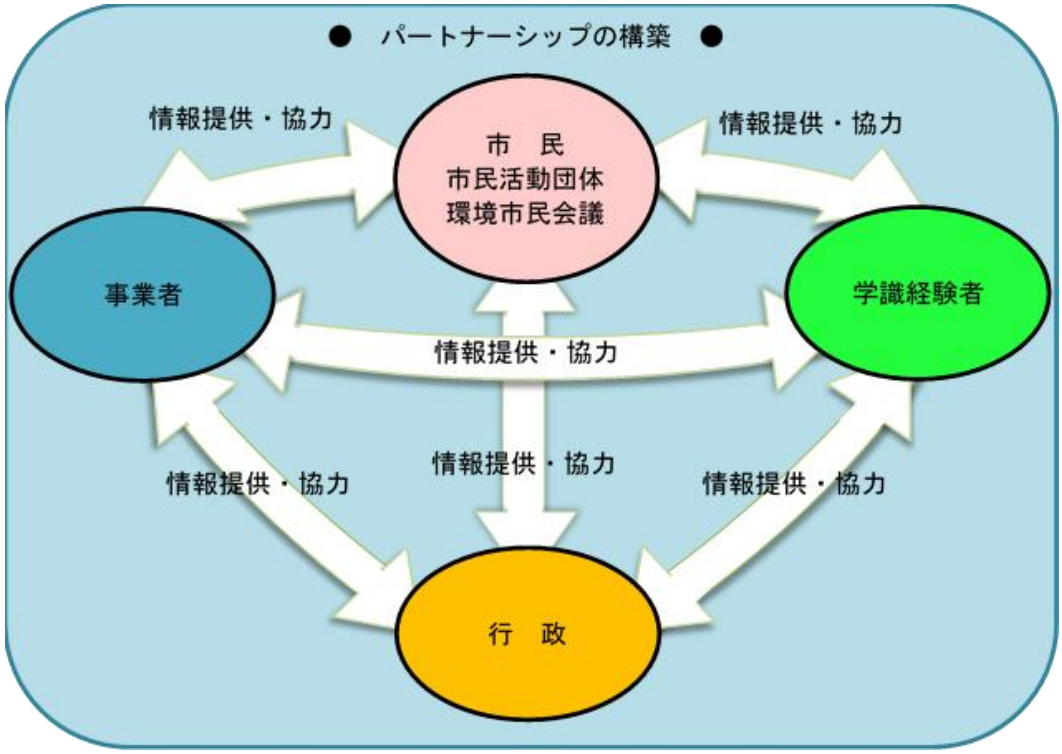


図２－２－２　パートナーシップ構築の概念図

３．加古川市の脱炭素に関する取組

（１）温室効果ガス排出量について

加古川市では「第３次加古川市環境基本計画（改定版）」（令和５年９月）において、温室効果ガス削減量を、「令和 12（2030）年度までに、平成 25（2013）年度比で 48％削減する」という目標を掲げており、毎年市域の温室効果ガス排出量を算定している。令和７年度では、算定根拠の数値が出揃った令和３（2021）年度の温室効果ガス排出量を算定した。

表２－３－１　加古川市の物質別温室効果ガス排出量

	2013 年度 (基準年度)	2020 年度	2021 年度 ［対前年度比］ (対基準年度比)	2030 年度 削減目標 (対基準年度比)
合計	1,334	999	960 ［▲3.9%］（▲28.0%）	690 （▲48.0%）
二酸化炭素（CO_2）	1,268	908	874 ［▲3.7%］（▲31.1%）	658 （▲48.0%）
エネルギー起源	1,226	877	843 ［▲3.9%］（▲31.3%）	629 （▲49.0%）
産業部門	156	105	93 ［▲11.1%］（▲40.3%）	72 （▲54.0%）
民生家庭部門	352	228	211 ［▲7.6%］（▲40.1%）	120 （▲66.0%）
民生業務部門	345	215	209 ［▲3.0%］（▲39.5%）	170 （▲51.0%）
運輸部門	374	329	330 ［+0.4%］（▲11.7%）	267 （▲29.0%）
(非エネルギー起源) 一般廃棄物	42	31	31 ［+1.0%］（▲25.9%）	29 （▲31.0%）
メタン（CH_4）	10	10	10 ［▲0.9%］（▲4.7%）	9 （▲11.0%）
一酸化二窒素（N_2O）	9	9	8 ［▲3.4%］（▲7.0%）	7 （▲17.0%）
代替フロン等３ガス （ＨＦＣｓ，ＰＦＣｓ， SF_6）	46	74	68 ［▲7.3%］（+48.3%）	26 （▲44.0%）

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合、基準年度、前年度との比較値が整数での比較値と異なる場合がある。
※政府は 2021 年 4 月に、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減を目指すことを表明。
兵庫県はその後、2030 年度に 2013 年度比で 48%削減という目標を設定している。
※産業部門のエネルギー指定管理工場を除く。

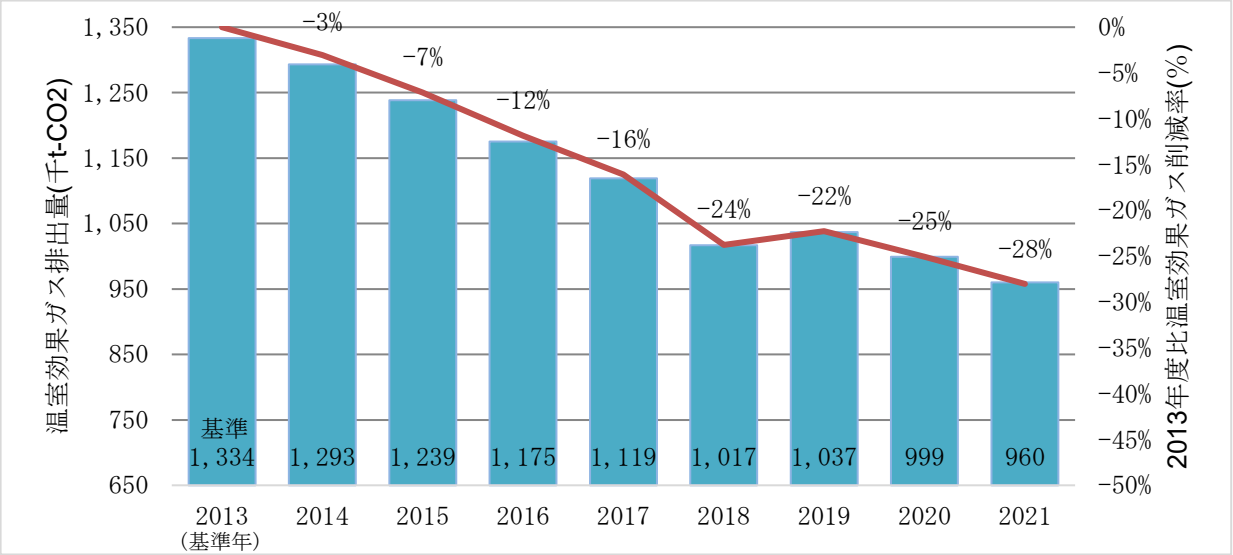


図２－３－１　加古川市の温室効果ガス総排出量の推移

（２）再生可能エネルギー利用設備に関すること

「第３次加古川市環境基本計画（改定版）」において、市域の再生可能エネルギー設備容量を、「令和 12（2030）年度までに、180,000kW 導入する」としている。

令和７年度の導入容量は下記のとおりである。

表２－３－２　市域の再生可能エネルギー導入容量

項　　目	Ｒ１年度 （基準値）	Ｒ７年度	Ｒ12 年度 （目標値）
市域の再生可能エネルギー導入容量(kW)	90,000	122,818	180,000

また、令和６年度から、市域の産業、家庭及び業務その他部門から排出される温室効果ガス量の削減を推進するために、市内の個人宅、事業所への太陽光発電設備の設置へ費用補助を行っている。

表２－３－３　再生可能エネルギー利用設備設置費補助実績

項目	交付決定件数
	令和７年度
家庭用	100 件（466kW）
事業用	５件（219kW）
合　計	105 件（685kW）
年間 CO_2 削減効果	363ｔ－ CO_2

（3）あなたのエコ暮らし応援事業に関すること

家庭部門から排出される温室効果ガス排出量を削減し、市民の生活様式の脱炭素化と快適な暮らしの実現を目指す施策を実施した。具体的には、省エネルギー性能の高い高効率給湯器への買い替え、また窓断熱の改修に対して費用補助を行った。

表２－３－４　家庭用省エネ設備導入補助実績

項目	交付決定件数
	令和７年度
高効率給湯器	580 件
年間 CO_2 削減効果	374 t－ CO_2

※令和７年度の補助対象

高効率給湯器：経済産業省「給湯省エネ事業 2025」の対象製品のうち、エコキュートとハイブリッド給湯器

（4）電動車等普及促進事業に関すること

運輸部門から排出される温室効果ガス排出量を削減する具体的な施策として、電気自動車等の更なる導入促進を図るため、公共施設への電気自動車の導入を進めていることに従い、各公共施設に充電設備の整備を進めている。

表２－３－５　公共施設の充電設備導入数

項目	Ｒ６年度	Ｒ７年度
公共施設の充電設備導入数	９基	７基

（5）ゼロカーボンパートナーシップ事業に関すること

市域の産業及び業務その他部門の温室効果ガス排出量の削減を推進するために、市と事業者による「ゼロカーボンパートナーシップ協定」を締結し共に連携して、脱炭素に向けた取組を進めている。市は、セミナーの開催や省エネ設備導入に関する支援を行い、事業者は、「かんきょう出前講座」で講師を担うなど、市の事業に協力いただいた。

表２－３－６　協定を締結した事業者数の実績

項　　目	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	合計
協定を締結した事業者数	39	45	66	150

また、協定を締結した事業者に対しては、省エネルギー診断の受診料を全額(消費税分除く)負担し、事業所の照明・空調機器の更新について費用補助を行った。

表２－３－７　ゼロカーボンパートナー省エネ事業実績

項目	交付決定件数
	令和７年度
省エネ診断費負担	34 件
照明機器更新補助	12 件
空調機器更新補助	44 件
年間 CO_2 削減効果	110 t－ CO_2

市域のゼロカーボンシティを目指すシンボルとして、加古川観光大使の上野樹里氏に加古川市ゼロカーボンロゴを作製いただき、協定を締結した事業者に提供を行うなど、市内の脱炭素化への機運向上を図っている。



図２－３－２　加古川市ゼロカーボンロゴ（加古川観光大使　上野樹里氏　作）

４．環境教育・啓発

（１）かんきょう出前講座

地球環境から身近な環境まで､環境学習の機会を提供するため、依頼のあった団体に､市職員や協力の申し出のあった企業やゼロカーボンパートナー、地球温暖化防止活動推進員等を派遣する「かんきょう出前講座」を実施している。令和７年度の実績は、実施回数６回、のべ250 人の参加があった。詳しくは、表２－４―１のとおりである。

表２－４－１　かんきょう出前講座実績一覧

No	講　座　内　容	実 施 日	申　込　団　体　等	参加人数
①	未来の地球と私たちのくらし	９月18日	浜の宮小学校	61 人
②	クイズ「生きものたちといっしょに考えよう！！」 ～つながっている生きものたち～ 太陽光パネルの下で育てるキクラゲについて	10月21日	別府小学校	39 人
③	選挙×環境出前講座	２月６日	東神吉南小学校	75 人
④	加古川市の環境の取組について（SAF、てまえどり、電力地産地消事業）	３月12日	加古川中央ロータリークラブ	43 人
⑤	加古川市の脱炭素化に向けた取組について	３月17日	加古川市環境保全研究会	18 人
⑥	クイズ「生きものたちといっしょに考えよう！！」 ～つながっている生きものたち～ 太陽光パネルの下で育てるキクラゲについて	３月25日	加古川海洋文化センター 図書室	14 人

（２）地球温暖化防止セミナー

家庭や地域の地球温暖化防止を目的として、「夏休みエネルギーエコ教室」を開催した。

表２－４－２　地球温暖化防止セミナー実績一覧

名　　称	実施日・場所	対象・人数	講　　師	内　　容
夏休みエネルギーエコ教室	７月 25 日 SHOWA グループ 市民会館	一般・親子 24(46)人	関西電力株式会社 兵庫支社	目覚ましメロディボックスの作製

※以下参加者は()書き内は親子合計の参加者数を表記する。

（3）自然観察会

身近な自然に親しみ、肌で感じることで、自然の尊さやかけがえのなさに気づき、参加者の環境意識を高め、生物多様性に資する行動へと繋げるため、以下の観察会を開催した。

表２－４－３　自然観察会実績一覧

名　　称	実施日・場所	対象・人数	講　　師	内　　容
森とあそぼう！	４月 29 日 日岡山公園	一般・親子 16(28)人	はりまシェアリングネイチャーの会	自然と親しむネイチャーゲーム
生き物調査 in 加古川大堰	９月６日 加古川大堰	一般・親子 40(85)人	国土交通省 姫路河川国道事務所	加古川大堰下流での水生生物の採捕観察
秋の自然散策と クリスマスリースづくり	11 月 29 日 日岡山公園	一般・親子 12(23)人	環境政策課職員	自然物を使った工作

（4）環境セミナー

保育園・幼稚園の先生に環境教育の手法を学ぶ機会を創出するため「さんぽでできる！環境教育」を実施した。

表２－４－４　環境セミナー実績一覧

名　　称	実施日・場所	対象・人数	講　　師	内　　容
さんぽでできる！ 環境教育	５月 10 日 日岡山公園	保育園・幼稚園の先生 14 人	はりまシェアリングネイチャーの会	自然を通した環境教育の手法の体験

（5）デコ活推進イベント

市が先頭に立ち、市民や各種市民活動団体等と連携し、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活」を踏まえた普及啓発活動を、通年にわたり展開することで、市民に脱炭素型のライフスタイルを促進するため、以下の事業を実施した。

表２－４－５　　デコ活推進イベント実績一覧

名　　称	実施日・場所	対象・人数	出　展　団　体	内　　容
エコ暮らし相談会	６月 14 日 ニッケパークタウン	一般 のべ 402 人	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	うちエコ診断、エコに関するアンケート調査
				うちエコ診断、再生可能エネルギー設備設置相談、ミライ地球ガチャ
			ひょうご環境体験館	自然素材のおもちゃ・手回し発電機の展示、エコ工作

			加古川市環境政策課	「エコライフクイズ」の実施、段ボールコンポストの展示、自転車発電体験
かこがわ eco フェスタ	10 月 25 日 アリオ 加古川	一般 のべ 1,344 人	大阪ガスネットワーク株式会社	ガス管を使った万華鏡作り
			加古川の里山・ ギフチョウ・ネット	パネル展示、ぬり絵、チョウと蛾の標本を用いた判別による比較学習体験、折り紙模型の作成
			関西電力株式会社 兵庫支社	パネル展示、環境クイズ、手回し発電機の体験
			グループめだか	環境啓発パネル等の展示と環境クイズ、牛乳パックを使ったエコ工作
			公益財団法人 ひょうご環境創造協会	うちエコ診断、再生可能エネルギー設備設置相談、ミライ地球ガチャ
			ひょうご環境体験館	エコおもちゃ・手回し発電機等の展示、簡易葉脈しおり作り
			水辺に学ぶプロジェクト	温暖化の影響で多発する豪雨災害のパネル展示、どんぐりコマ、牛乳パックのペン立て
			行常しあわせの森つくり協議会	里山整備の活動写真、丸太切り体験
			はりまシェアリングネイチャーの会	ネイチャーゲームについてのビデオ上映、資料展示、しまんと新聞バッグ作り
			有限会社岸本材木店	木のかけらを磨いてアクセサリー作り、加古川流域の自然と木についてのパネル展示
			兵庫県総合政策課	水素社会についてのパネル展示 水素燃料電池ミニカー・水素ロケットの展示
			加古川市環境政策課	エコライフクイズ、補助金相談、段ボールコンポスト展示

（６）緑のカーテン

地球温暖化防止対策の一つとして啓発を進めるため、公共施設、学校園、介護施設、ゼロカーボンパートナー事業所等にゴーヤーの種と調理レシピ、兵庫県立農業高等学校の生徒が作成した「育て方ガイド」を配布した。今年度はゴーヤーの生育状況を鑑みて、年度中に２回配布を行った。

配布年月	配布施設	配布袋数
令和７年４月	42 施設	175 袋
令和８年３月	33 施設	148 袋

（７）自動車公害防止月間における啓発

兵庫県が毎年６月及び 11 月～１月に呼びかけている「自動車公害防止月間」に合わせ、以下の期間内にエコドライブの啓発活動を行った。

・実施期間　　５月 30 日～６月 30 日
　　11 月４日～１月 30 日
・啓発内容　　アイドリング・ストップ啓発のぼりの掲示
　　公用車へのエコドライブ磁石ステッカー貼付



５．加古川市環境配慮率先実行計画

加古川市では、市民・市民活動団体・事業者・行政のそれぞれの役割を明らかにし、本市が掲げる環境像の実現を目指すためのマスタープランとして、令和３年３月に「第３次加古川市環境基本計画」を、令和５年９月には「第３次加古川市環境基本計画（改定版)」を策定した。

また、市の事務事業等に関する行動計画として、平成 13 年１月に「加古川市環境配慮率先実行計画」を策定し、その後５年ごとの改定を経て、令和３年度には「加古川市環境配慮率先実行計画（第５期)」を策定し、市役所における温室効果ガス排出量の削減と、循環型社会を目指したグリーン購入を推進してきた。

「第３次加古川市環境基本計画（改定版)」にて定めたCO_2削減目標に基づき、令和６年度には、新たな計画目標を掲げた「加古川市環境配慮率先実行計画（第６期)」の策定を行い、市役所の脱炭素化に向け、各部局をはじめ職員一人一人が、引き続き環境に配慮した仕事を実践し、環境にやさしいオフィスを目指している。

基準年を含む取組結果については、新たに策定された「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（環境省)」及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省)」に基づき再算定し、基準年度以降について表やグラフで記載した。

（１）温室効果ガスの排出量

本市の事務・事業により発生した温室効果ガスの排出量は、令和 12 年度に平成 25 年度比 39.5%削減することを目標とし、そのうち一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス排出量を 31%削減、エネルギーの使用による温室効果ガス排出量（電気使用量及び化石燃料使用量から算出）を 51%削減するという目標を設定した。

基準年度と近年の温室効果ガス排出量（CO_2換算）を以下に示す。

表２－５－１　温室効果ガスの排出量

項　　目	H25 年度（基準年）	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度	実施結果 H25 年度比
温室効果ガスの排出量（$t\text{-}CO_2$）	67,800	47,856	50,449	43,825	35.4%減
一般廃棄物の焼却による温室効果ガス排出量（$t\text{-}CO_2$）	43,300	30,306	30,771	25,721	40.6%減
エネルギーの使用による温室効果ガス排出量（$t\text{-}CO_2$）	24,500	17,550	19,678	18,105	26.1%減

※車両走行に伴う温室効果ガス排出量を含まない。

※四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

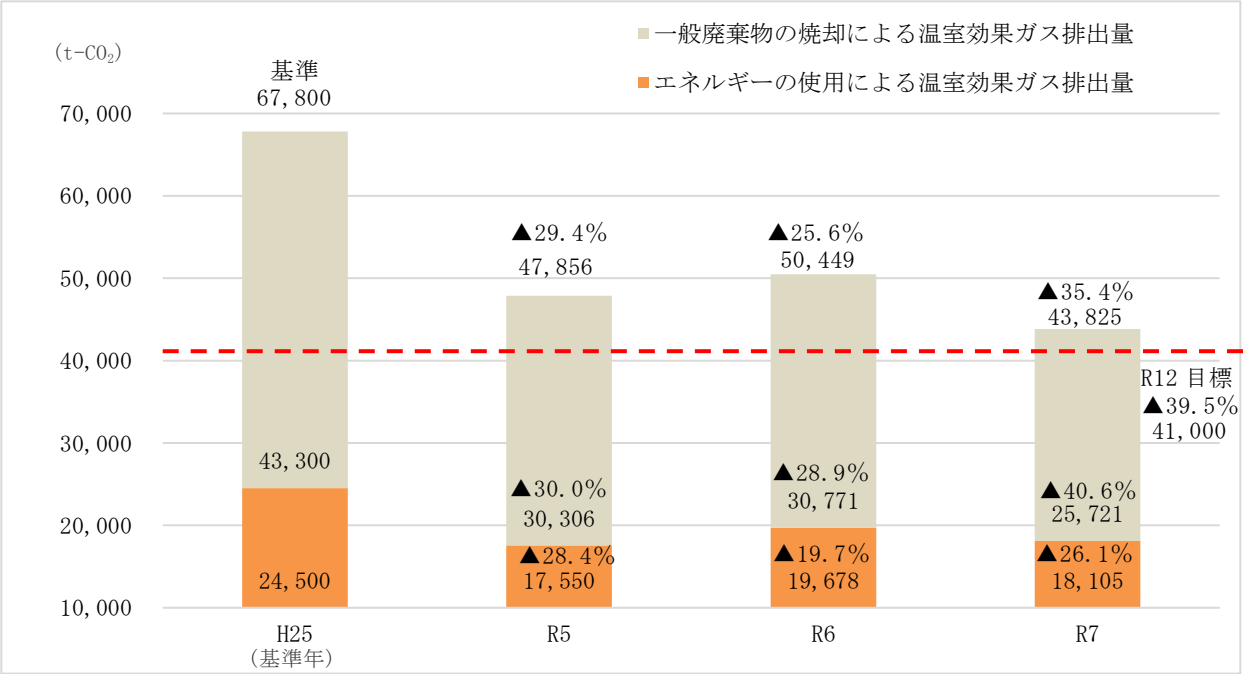


図２－５－１　発生源別温室効果ガス排出量の推移

（２）計画の推進状況

電気の使用、化石燃料の使用による温室効果ガス排出量、電動車の導入割合、太陽光発電設備の導入容量、照明設備の LED 導入割合、グリーン購入率について、令和 12 年度の目標達成に向け、それぞれ取組を進めた。

①　電気の使用による温室効果ガス排出量

電気の使用量による温室効果ガス排出量については、令和 12 年度までに平成 25 年度比 65%削減する目標を掲げた。基準年度と、近年の電気使用量とそれに伴う温室効果ガス排出量（CO_2換算）については以下に示す。

表２－５－２　電気使用量及び電気使用による温室効果ガス排出量

項　　目	H25 年度 (基準年)	R５年度	R６年度	R７年度	実施結果 H25 年度比
電気使用量（千 kWh）	37,565	33,745	33,846	32,163	14.4%減
電気使用による 温室効果ガス排出量 (t-CO_2)	19,300	12,156	14,182	13,175	31.7%減

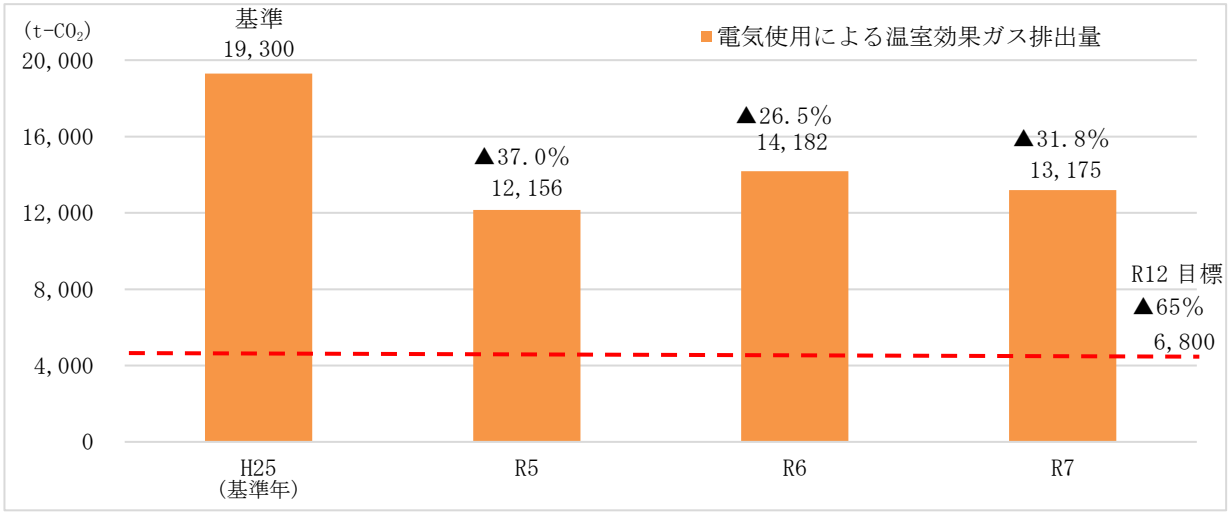


図２－５－２　電気使用による温室効果ガス排出量の推移

② 化石燃料使用による温室効果ガス排出量

化石燃料使用による温室効果ガス排出量（CO_2換算）は、令和12年度までに平成25年度水準まで削減する目標を設定した。各種化石燃料の使用量と、車両走行に伴って発生する、メタンや一酸化二窒素などの温室効果ガス排出量（CO_2換算）については以下に示す。なお、学校園の空調機器の導入に伴い、令和２年度より都市ガスの使用量が大幅に増加している。

表２－５－３　化石燃料使用等による温室効果ガス排出量

化石燃料の種類	H25 年度（基準年）	R５年度	R６年度	R７年度	実施結果 H25 年度比
ガソリン（ﾘｯﾄﾙ）	177,900	181,875	177,381	159,544	10.3%減
軽油（ﾘｯﾄﾙ）	180,704	134,739	131,965	122,281	32.3%減
重油（ﾘｯﾄﾙ）	68,118	58,619	57,485	58,011	14.8%減
灯油（ﾘｯﾄﾙ）	860,598	257,376	260,184	217,185	74.8%減
都市ガス（m^3）	661,655	1,426,106	1,471,768	1,401,050	111.7%増
LP ガス（m^3）	79,839	101,178	103,289	108,636	36.1%増
天然ガス（m^3）	1,284	0	0	0	100%減
温室効果ガス排出量（$t\text{-}CO_2$）	5,200	5,394	5,496	4,930	5.2%減

（参考）車両走行に伴う温室効果ガス排出量（$t\text{-}CO_2$）	15	14	14	13	13.3%減

※ガソリン、軽油は公用車の燃料として、重油、灯油、都市ガス、LP ガスは主に建物管理に利用。

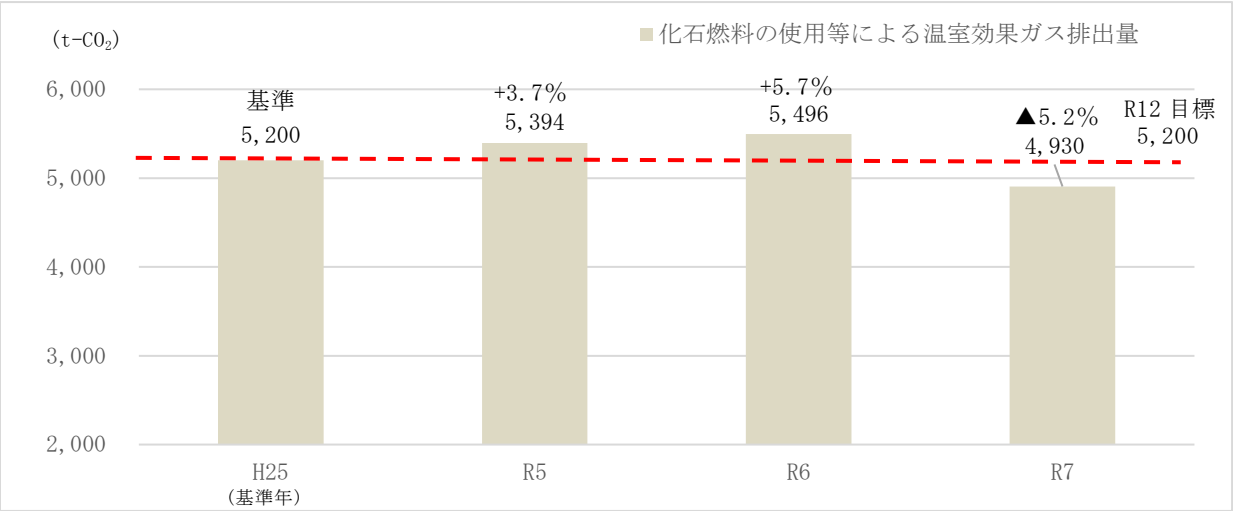


図２－５－３　化石燃料使用による温室効果ガス排出量の推移

③　電動車の導入

電動車の導入割合（軽貨物車・軽乗用車）を 70%以上にするという目標を設定した。この達成に向け、公用車のうち、軽自動車（軽貨物車・軽乗用車）の新規導入時には原則電動車を導入している。

表２－５－４　市の電動車の導入状況（軽貨物車・軽乗用車）

項　　目	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ12 年度 （目標値）
電動車の割合（%）	10.7	18.0	70

④　太陽光発電設備の導入

「第３次加古川市環境基本計画(改定版)」において、市域の太陽光発電設備の設置目標を「令和 12(2030)年度までに、180,000kW 導入する(※令和元(2019)年度時点の太陽光発電設備導入容量の２倍の容量)」としており、公共施設においても同様に、導入容量を 800kW(令和元(2019)年度時点の導入容量約 390kW の約２倍の容量)にすることを目標に設定した。

表２－５－５　市が所管する施設での太陽光発電設備の導入容量

項　　目	Ｒ１年度 （基準値）	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ12 年度 （目標値）
太陽光発電設備の導入容量（kW）	390	450.1	504.5	800

⑤　LED 照明の導入

「加古川市公共施設脱炭素化方針」により、公共施設の照明については蛍光灯の製造が令和９(2027)年までに終了するため、令和 12(2030)年度までに 100%LED 化を進めるとともに、すべての水銀灯を廃止することを目標に設定した。

表２－５－６　市が所管する施設での LED 照明の導入状況

項　　目	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ12 年度 （目標値）
照明の LED 化が完了した施設の割合(%)	26.3	27.3	100

⑥　グリーン購入の実施

本市では、平成 14 年度から加古川市グリーン購入調達方針・ガイドラインを作成している。その方針を徹底するため、グリーン購入率(物品)を 100%にすることを目標として設定した。

表２－５－７　グリーン購入（物品）の実績

項　　目	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
グリーン購入率（%）	98.0	97.5	99.1	98.6	99.5

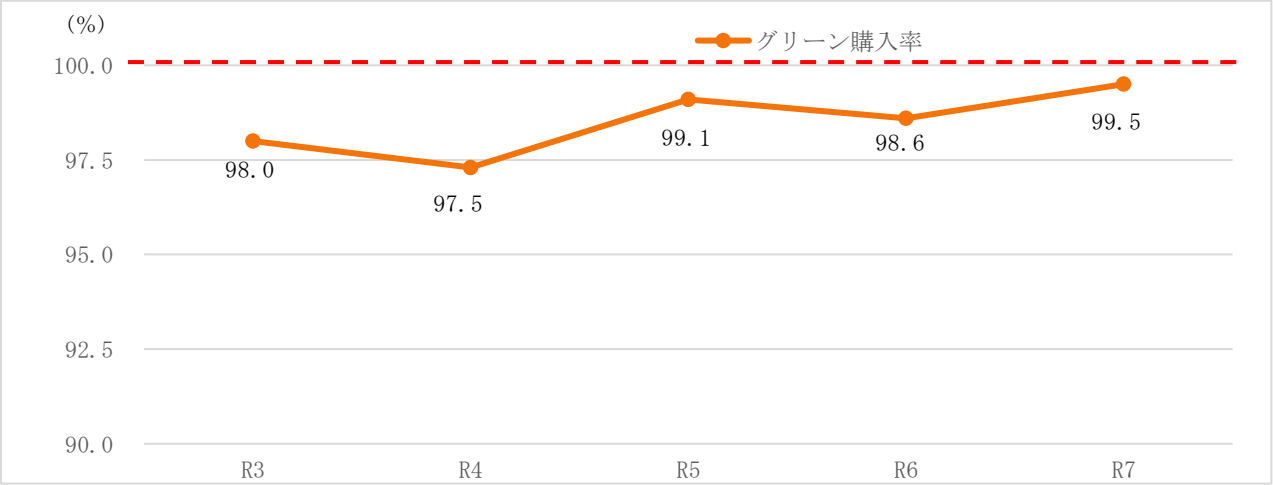


図２－５－４　グリーン購入率の推移

表２－５－８　（参考）排出係数一覧

項目		H25 年度 (基準年)	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
電気・化石燃料	電気　（kg-CO_2/kwh） ※１，３	0.405 0.360	0.405 0.360	0.438 0.419	0.535 0.415
	ガソリン（kg-CO_2/L）	2.29	2.29	2.29	2.29
	軽油　（kg-CO_2/L） （kg-N_2O/L）	2.62 0.000064	2.62 0.000064	2.62 0.000064	2.62 0.000064
	Ａ重油　（kg-CO_2/L） （kg-N_2O/L）	2.75 0.000066	2.75 0.000066	2.75 0.000066	2.75 0.000066
	灯油　（kg-CO_2/L） （kg-N_2O/L）	2.50 0.000062	2.50 0.000062	2.50 0.000062	2.50 0.000062
	都市ガス（kg-CO_2/m^3N） （kg-CH_4/L） （kg-N_2O/L）	2.29 0.0024 0.000028	2.29 0.0024 0.000028	2.29 0.0024 0.000028	2.09 0.0024 0.000028
	ＬＰガス（kg-CO_2/kg） （kg-CH_4/L） （kg-N_2O/L）	2.99 0.0027 0.000031	2.99 0.0027 0.000031	2.99 0.0027 0.000031	2.99 0.0024 0.000031
	天然ガス（kg-CO_2/kg）	2.29	2.29	2.29	2.09
一般廃棄物	廃プラスチック類 （kg-CO_2/t）	2,760	2,760	2,760	2,760
	合成繊維（kg-CO_2/t）	2,310	2,310	2,310	2,310

※１　当該年度の電気・化石燃料の排出係数は、前年度のものを使用。
※２　一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出量は、一般廃棄物中のプラスチック及び合成繊維の焼却による排出量として算出。（「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）」による。）
※３　当該年度の電気の排出係数は各施設から報告のあった電気事業者のものを使用

（３）推進のための取組

計画の推進体制については、市の事務・事業等に関する行動計画として、「加古川市環境配慮率先実行計画(第６期)」を策定し、その推進にあたって、「加古川市環境マネジメントシステム」の推進体制と、内部及び外部による点検・評価等の仕組みを活用して、取組の継続的改善を行ってきた。「加古川市環境配慮率先実行計画（第６期)」の推進体制については図２－５－５に示す。

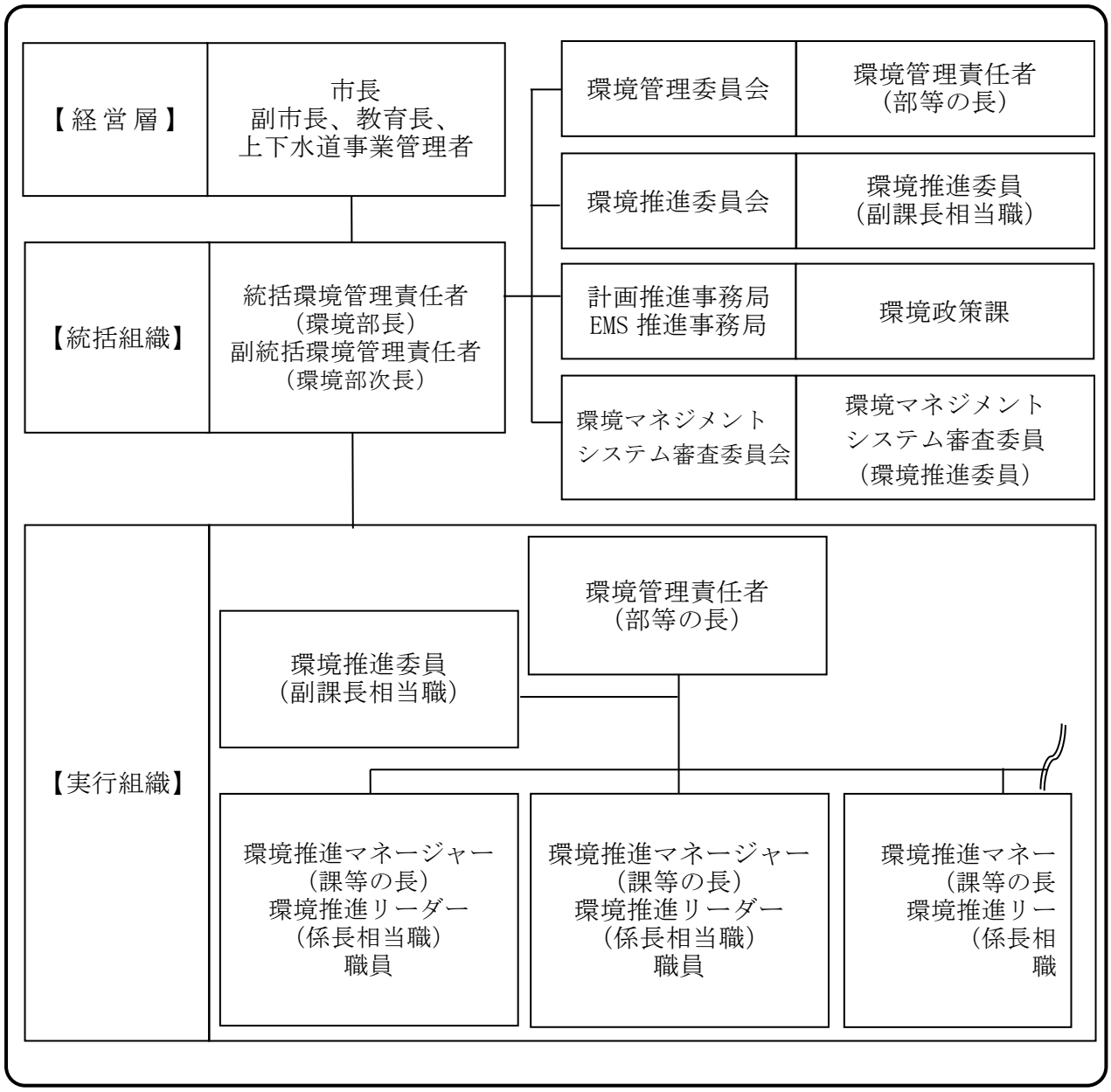


図２－５－５　「加古川市環境配慮率先実行計画（第６期）」の推進体制

６．加古川市環境マネジメントシステムの取組

本市では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 11 年度に「加古川市環境基本計画」を策定した。さらに、本市が掲げる環境像の実現を目指すためのマスタープランとして、令和３年３月に「第３次加古川市環境基本計画」を策定し、令和５年９月に、地球温暖化対策にかかる部分を改定した。

また、市の事務・事業活動における環境負荷の低減のため、平成 13 年に「加古川市環境配慮率先実行計画」を策定した。その後適宜改定を行い、令和３年３月に「加古川市環境配慮率先実行計画（第５期)」を、令和６年８月には新たな計画目標を掲げた「加古川市環境配慮率先実行計画（第６期)」を策定した。

これらの取組を、より計画的かつ効率的に推進していくため、「加古川市環境マネジメントシステム」を平成 22 年度から運用し、毎年改善を加えながら自主的な取組を実施している。これにより、市の事務や事業において、省エネ・省資源への取組や、ごみの減量など、環境に配慮したオフィス活動に取り組んでいる。

（１）令和７年度「加古川市環境マネジメントシステム」の適用範囲

平成 23 年度から適用範囲を拡大し、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」等で管理している対象と原則同一として、市の執務室等として借り上げている部分を適用範囲とする。ただし、指定管理施設や職員が常駐していない施設など、市直轄で管理していない施設については一部の内容について適用範囲外とした。

（２）環境目標に関する取組結果

令和７年度の「加古川市環境マネジメントシステム」において各課等で定めた環境目標に関する取組結果は、以下のとおりとなった。

＜参考＞環境目標に関する取組結果一覧

環　境　目　標　の　種　類	設定した 目標件数	達成した 目標件数
環境負荷分野の目標	236 件	224 件
環境保全分野の環境目標 （環境基本計画に掲げられた 各所属で達成するべき環境目標）	229 件	227 件

第３章　環境保全に対する取組

１．環境関連法体系

（１）環境保全の基本理念

わが国の環境の保全について基本理念を定めたのが、環境基本法（平成５年法律第 91 号）である。この法律は、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明らかにすること、環境の保全に関する施策の基本事項を定めること、並びに計画等を推進することにより現在及び将来の国民にとって健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

環境基本法（抜粋）

第２章　環境の保全に関する基本的施策
　第１節　施策の策定等に係る指針
第 14 条　この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
　一　人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
　二　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
　三　人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

環境基本法に定める国・地方公共団体、事業者、国民の責務について

○　国の責務（第６条）
　環境の保全についての基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施すること。
○　地方公共団体の責務（第７条）
　基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施すること。
○　事業者の責務（第８条）
　基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たり、以下のような措置を講ずること。
・事業活動に伴って生ずるばい煙等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置。
・事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなる必要な措置。
・事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。
・事業活動に伴う環境への負荷の低減等、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。
○　国民の責務（第９条）
　基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力すること。

環境に関する基本理念を定めたものとして、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）がある。

（2）環境保全の関連法体系

環境基本法を軸とした『環境法』は、法的共通性の観点から、次のように分類することができる（環境法の分類については明確な定義はなされていない。ここでは一つの例を示した）。

◎環境基本法　　（令和８年３月 31 日現在で施行のもの）

環境一般	○環境影響評価法 ○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ○平成 23 年３月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法　など
大気汚染・悪臭	○大気汚染防止法 ○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 ○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律 ○悪臭防止法　など
騒音・振動	○騒音規制法 ○幹線道路の沿道の整備に関する法律 ○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 ○振動規制法　など
水質汚濁・地盤沈下	○水質汚濁防止法 ○瀬戸内海環境保全特別措置法 ○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ○下水道法 ○建築物用地下水の採取の規制に関する法律　など
土壌・農薬	○土壌汚染対策法 ○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
化学物質	○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ○水銀による環境の汚染の防止に関する法律 ○ダイオキシン類対策特別措置法
被害救済・紛争処理・費用負担・助成	○公害健康被害の補償等に関する法律 ○石綿による健康被害の救済に関する法律 ○公害紛争処理法 ○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律　など
地球環境	○地球温暖化対策の推進に関する法律 ○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

廃棄物・リサイクル	**◎循環型社会形成推進基本法**
	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○浄化槽法　など

自然保護	**◎生物多様性基本法**
	○自然公園法 ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律　など

本章においては、これらの法体系のうち事業者の責務・排出等の規制を定めたものとして、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭について記載する。

２．大気汚染

（１）大気汚染の概要

市南部を中心に工場・事業場が立地し、東西に３本の国道（北から国道２号線加古川バイパス・国道２号線・国道 250 号線＝明姫幹線）、南北に東播磨南北道路が市内を貫いている。

大気環境は、工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から影響を受けやすく、北部地域に比べて中・南部地域の方が大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にある。

かつて代表的な大気汚染物質とされた二酸化硫黄（SO_2）の環境濃度は、測定を開始した昭和 40 年代初めと比べ、約５分の１（市内平均）に減少した。これは低硫黄燃料の使用や脱硫装置等の整備が進み、硫黄酸化物の排出量が抑制されたことが主に寄与している。

窒素酸化物（NOx）については、大規模工場等において低NOx バーナーや脱硝装置等の対策により排出量が減少しており、都市部における自動車排出ガス等に起因するNOx 濃度も改善傾向がみられている。本市では、交通量の多い沿道に対して２地点の測定局を設置しており、その両測定局で環境基準を達成している。

光化学オキシダントについては、生成の原因物質と考えられている揮発性有機化合物の排出量の削減が進んでいるものの、本市を含め、全国的に環境基準の達成率が低い。日差しが強く、風が弱い日は、特に濃度が高くなる傾向があり、高濃度時には光化学スモッグ注意報等の広報が発令される。なお、令和７年度において市内に発令はなかった。

微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）は、平成 21 年に環境基準が定められ、本市では平成 23 年度から自動測定機による常時監視を開始した。現在は市内４地点での常時監視に加えて、発生源対策を検討するための成分分析も実施している。また、$PM_{2.5}$による健康影響への懸念の高まりから、本市では、兵庫県「$PM_{2.5}$注意喚起情報発信要領」（平成 25 年３月制定）に基づき、高濃度時に注意喚起情報を市民に周知することとしている。平成 26 年度以降、播磨東部地域において注意喚起情報の発信はない。

私たちの身の周りでは様々な化学物質が生み出され、大気中に存在している。それらの化学物質のうち、生涯にわたって摂取した場合に人体への影響が懸念される物質を有害大気汚染物質と定め、健康被害を未然に防止する観点から監視を行っている。有害大気汚染物質について、令和７年度に環境基準値の超過はなかった。

国の推計では令和 10 年頃をピークに建築物の解体工事が年々増加する見込みであり、石綿飛散による健康被害が予想されることから、令和３年４月より大気汚染防止法の石綿に関する規制が強化され、有資格者による事前調査及び報告の義務や、全ての建材を法規制対象とするなどの法改正が行われた。

（２）環境基準と評価方法

環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持されるのが望ましい基準であり、指針値とは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値である。大気汚染、有害大気汚染物質及びダイオキシン類に係る環境基準値及び指針値を表３－２－１、２及び３に示す。

表３－２－１　大気汚染に係る環境基準値

物　　質	環　　境　　基　　準
二酸化硫黄（SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素（ＣＯ）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m³以下であること。
微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）	１年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m³以下であること。

（短期的評価）二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質について、測定を行った日の１日平均値、８時間平均値、または各１時間値を環境基準と比較して評価する。

（長期的評価）二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の１日平均値のうち、高い方から２％の範囲内にあるものを除外した後の最高値（２％除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、非達成と評価する。二酸化窒素については、年間の１日平均値のうち、低いほうから 98％に相当するもの（98％値）を環境基準と比較して評価する（測定時間が 6,000 時間未満の場合には、長期的評価は行わない）。微小粒子状物質については、短期基準（１日平均値）と長期基準（１年平均値）の両者について、長期的評価を行う（測定日数が 250 日未満の場合は評価しない。）。

表３－２－２　有害大気汚染物質及びダイオキシン類に係る環境基準値

物　　質	環境基準値（１年平均値）	物　　質	環境基準値（１年平均値）
ベンゼン	3μg /m³以下	テトラクロロエチレン	200μg /m³以下
トリクロロエチレン	130μg /m³以下	ジクロロメタン	150μg /m³以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m³以下		

表３－２－３　有害大気汚染物質に係る指針値

物　　質	指　針　値（１年平均値）	物　　質	指　針　値（１年平均値）
アクリロニトリル	2μg/m³	アセトアルデヒド	120μg/m³
塩化ビニルモノマー	10μg/m³	塩化メチル	94μg/m³
クロロホルム	18μg/m³	1,2-ジクロロエタン	1.6μg/m³
水銀及びその化合物	40ng-Hg/m³	ニッケル化合物	25ng-Ni/m³
ヒ素及びその化合物	6ng-As/m³	1,3-ブタジエン	2.5μg/m³
マンガン及びその化合物	140ng-Mn/m³		

（3）大気環境の監視

本市では、昭和 42 年から大気環境の測定を開始し、現在市内 17 地点で実施している。うち７地点に自動測定局を設置し、加古川市大気汚染常時監視テレメータシステムにより常時監視を行っている。なお、自動車排ガスの影響を監視している鳩里自排局での監視は、環境基準を下回る結果が確認できたため令和８年３月で終了した。本市の大気汚染監視地点一覧を表３－２－４に、監視体制地図について図３－２－１に示す。

表３－２－４　加古川市大気汚染監視地点一覧

No	測定局	属　性	用途地域	測定項目													設　置　場　所	
				自動測定											降下ばいじん	有害大気汚染物質	大気中ダイオキシン類	
				二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化炭素	炭化水素	日射量・放射収支	風向・風速	温度・湿度・雨量	微小粒子状物質（成分測定）				
1	加古川	一般測定局	住（二種住居）	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	野口町良野 1568 環境監視センター
2	尾　上	一般測定局	住(一種中高層)	○	○	○	○					○			○			尾上町長田 519 尾上小学校
3	別　府	一般測定局	住(一種中高層)	○	○		○	○				○		○	○	○		別府町西町 1 別府小学校
4	東神吉	一般測定局	未（調整区域）		○	○	○					○			○			東神吉町神吉 156 東神吉小学校
5	志　方	一般測定局	住（一種住居）		○		○	○				○			○			志方町志方町 1758-3 志方公民館
6	平岡自排	自排測定局	住（二種住居）		○		○	○	○			○						平岡町新在家 1801 平岡中学校
7	鳩里自排	自排測定局	住（準住居）		○		○					○						加古川町備後 332-1 人権文化センター
8	加古川神鋼ビル		住（一種住居）												○			別府町新野辺 1525-2
9	山手中学校		住(一種中高層)												○			山手 1-9-1
10	別府西小学校		住(一種中高層)												○			別府町新野辺 574-175
11	別府中学校		住（一種中高層）												○			別府町新野辺北町 8-9
12	平岡南小学校		未（調整区域）												○			平岡町二俣 180
13	平岡小学校		住（一種住居）												○			平岡町高畑 164－1
14	中部中学校		住（一種住居）												○			野口町良野 890－1
15	西脇雨水ポンプ場		住（一種住居）												○			別府町西脇 3-62
16	両荘みらい学園		未（調整区域）												○			平荘町山角 725-2
17	尾上公民館		住（一種住居）													○		尾上町池田 1804-1

注１）　測定局 No.1-5 は一般大気測定局、6・7 は自動車排ガス測定局、8-16 は降下ばいじん測定地点。
17 は有害大気汚染物質測定地点

注２）　用途地域は都市計画法第 8 条第 1 項に基づくものである。



図３－２－１　加古川市大気汚染監視体制地図

（4）環境基準等達成状況

令和７年度の本市における大気汚染物質の環境基準達成状況等を表３－２－５、６、７、８及び９に示す。（各項目の詳細については（５）環境監視結果参照）

表３－２－５　大気汚染物質の環境基準達成状況（短期的評価）

測定項目	達成率							
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡自排	鳩里自排	
二酸化硫黄	○	○	○	―	―	―	―	3局/3局
一酸化炭素	―	―	―	―	―	○	―	1局/1局
光化学オキシダント	×	×	―	×	―	―	―	0局/3局
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	7局/7局

表３－２－６　大気汚染物質の環境基準達成状況（長期的評価）

測定項目	達成率							
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡自排	鳩里自排	
二酸化硫黄	○	○	○	―	―	―	―	3局/3局
二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	7局/7局
一酸化炭素	―	―	―	―	―	○	―	1局/1局
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	7局/7局

表３－２－７　微小粒子状物質の環境基準達成状況

	達成率							
	加古川	尾上	別府	東神吉	志方	平岡自排	鳩里自排	
短期基準	○	―	○	―	○	○	―	4局/4局
長期基準	○	―	○	―	○	○	―	4局/4局

表３－２－８　有害大気汚染物質及びダイオキシン類の環境基準達成状況（５項目）

測定項目	測定局			達成率
	加古川	別府	尾上公民館	
ベンゼン	○	○	―	2局/2局
トリクロロエチレン	○	○	―	2局/2局
テトラクロロエチレン	○	○	―	2局/2局
ジクロロメタン	○	○	―	2局/2局
ダイオキシン類	○	―	―	1局/1局

表３－２－９　有害大気汚染物質の指針値達成状況（11 項目）

測定項目	測定局			達成率
	加古川	別府	尾上公民館	
アクリロニトリル	○	○	―	2 局/2 局
アセトアルデヒド	○	―	―	1 局/1 局
塩化ビニルモノマー	○	○	―	2 局/2 局
塩化メチル	○	○	―	2 局/2 局
クロロホルム	○	○	―	2 局/2 局
1,2-ジクロロエタン	×	○	―	1 局/2 局
1,3-ブタジエン	○	○	―	2 局/2 局
水銀及びその化合物	○	○	―	2 局/2 局
ニッケル化合物	○	○	―	2 局/2 局
ヒ素及びその化合物	○	○	―	2 局/2 局
マンガン及びその化合物	○	○	○	3 局/3 局

（５）環境監視結果

①　硫黄酸化物

令和７年度の測定結果を表３－２－１０に、長期的評価に用いる日平均値（２％除外値）の経年変化を図３－２－２に示す。全測定局において短期的評価・長期的評価とも環境基準を達成した。

表３－２－１０　二酸化硫黄の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の２％除外値
	日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm
加古川	360	8623	0.002	0	0	0	0	0.021	0.004
尾上	363	8653	0.001	0	0	0	0	0.023	0.005
別府	361	8639	0.001	0	0	0	0	0.052	0.005

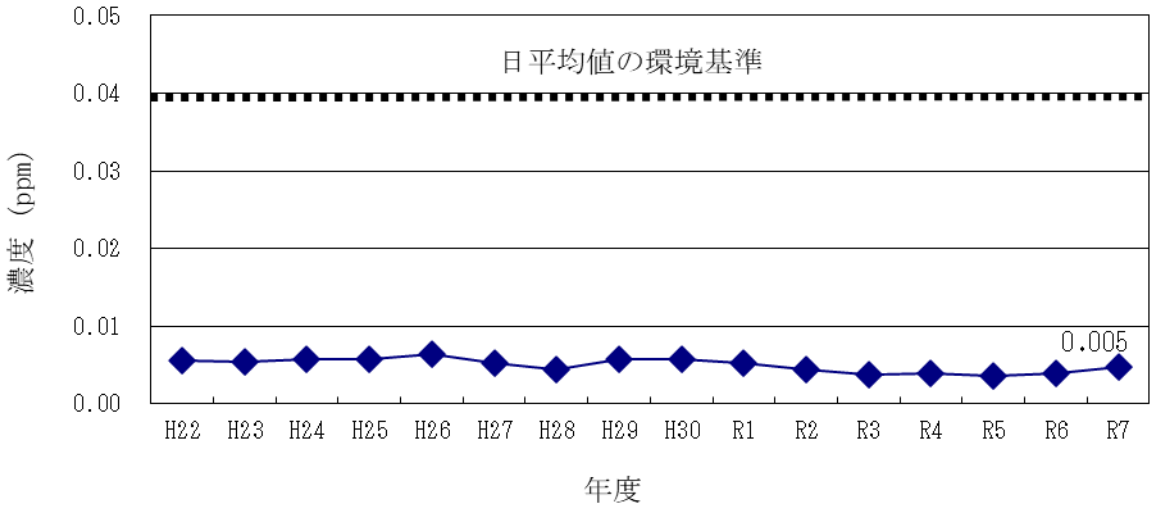


図３－２－２　二酸化硫黄濃度経年変化（市内平均：日平均値の２％除外値）

②　窒素酸化物

令和７年度の一酸化窒素及び二酸化窒素の測定結果をそれぞれ表３－２－１１、１２に示す。また、長期的評価に用いる年間 98%値（日平均値）の経年変化を図３－２－３に示す。環境基準として定めのある二酸化窒素は、全測定局において環境基準（長期的評価）を達成した。

窒素酸化物は硫黄酸化物とともに代表的な大気汚染物質であり、発生源は工場等の燃焼施設（固定発生源）、自動車の排出ガス（移動発生源）、ビルや家庭の暖房機器など広範囲にわたる。そのため、窒素酸化物は大都市地域を中心に削減が困難な物質であり、総量削減計画や自動車ＮＯx・ＰＭ法による規制等の成果が期待されている。

表３－２－１１　一酸化窒素の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	日平均値の年間 98%値
	日	時間	ppm	ppm	ppm
加古川	362	8644	0.001	0.023	0.004
尾上	362	8642	0.002	0.034	0.005
別府	361	8644	0.002	0.051	0.006
東神吉	361	8637	0.001	0.022	0.003
志方	358	8600	0.001	0.032	0.003
平岡自排	361	8635	0.003	0.041	0.008
鳩里自排	361	8644	0.002	0.028	0.006

表３－２－１２　二酸化窒素の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の98%値
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm
加古川	362	8644	0.007	0.052	0	0	0	0	0.017
尾上	362	8642	0.009	0.045	0	0	0	0	0.019
別府	361	8644	0.009	0.057	0	0	0	0	0.020
東神吉	361	8637	0.006	0.034	0	0	0	0	0.014
志方	358	8600	0.005	0.050	0	0	0	0	0.013
平岡自排	344	8228	0.010	0.060	0	0	0	0	0.020
鳩里自排	361	8644	0.008	0.042	0	0	0	0	0.019

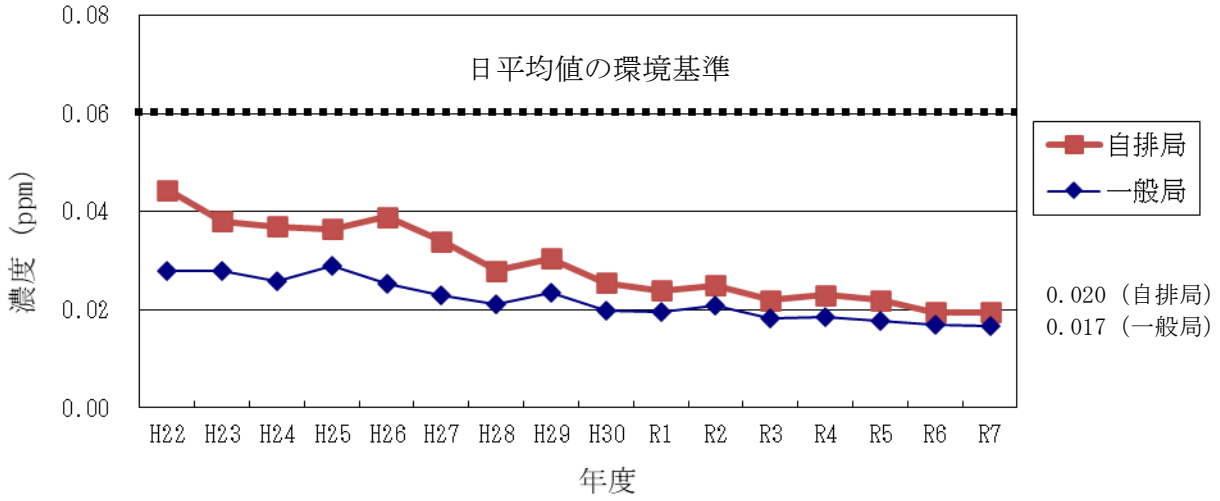


図３－２－３　二酸化窒素濃度経年変化（市内平均：日平均値の年間98%値）

③　光化学オキシダント

ア．光化学オキシダント測定結果

令和７年度の測定結果を表３－２－１３に示す。全測定局で環境基準を達成していない。また全国的にもほとんどの測定局において環境基準を達成していない。光化学オキシダントの特徴要因としては、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）や窒素酸化物（ＮＯx）等の原因物質、ヒートアイランド現象による都市の気温上昇、地球温暖化による夏季の温度上昇、対流圏における光化学オキシダント平均濃度の増加等々が挙げられている。

表３－２－１３　光化学オキシダントの測定結果

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値	8時間値日最高値の年間99パーセンタイル値の3年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
加古川	365	5432	0.035	91	444	0	0	0.110	0.050	0.077
尾上	362	5379	0.034	83	408	0	0	0.104	0.050	0.079
東神吉	365	5431	0.035	82	385	0	0	0.103	0.050	0.076

備考：光化学オキシダントの評価は、一日のうち昼間（６時から 20 時）の時間帯を対象とする。

イ．光化学スモッグ広報等発令状況

光化学スモッグ広報等発令基準を表３－２－１４に示す。令和７年度における発令はなかった。

表３－２－１４　光化学スモッグ広報等発令基準

区　　分	発　　令　　基　　準
予　　報	光化学オキシダントの濃度が注意報発令基準に達するおそれがあるとき
注 意 報	光化学オキシダント濃度の１時間平均値が 0.12ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
警　　報	光化学オキシダント濃度の１時間平均値が 0.24ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき
重大警報	光化学オキシダント濃度の１時間平均値が 0.40ppm 以上となり、気象条件等からみてその濃度が継続すると認められるとき

兵庫県では、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」を定め、光化学オキシダント濃度に応じて広報等を発令するとともに、主要工場に対して汚染物質排出量の削減を要請する等、健康被害防止措置を講じている。本市においても、同要領により兵庫県の発令を受けると、整備している連絡体制に従って市民への周知を図り、光化学スモッグによる健康被害の防止に努めている。

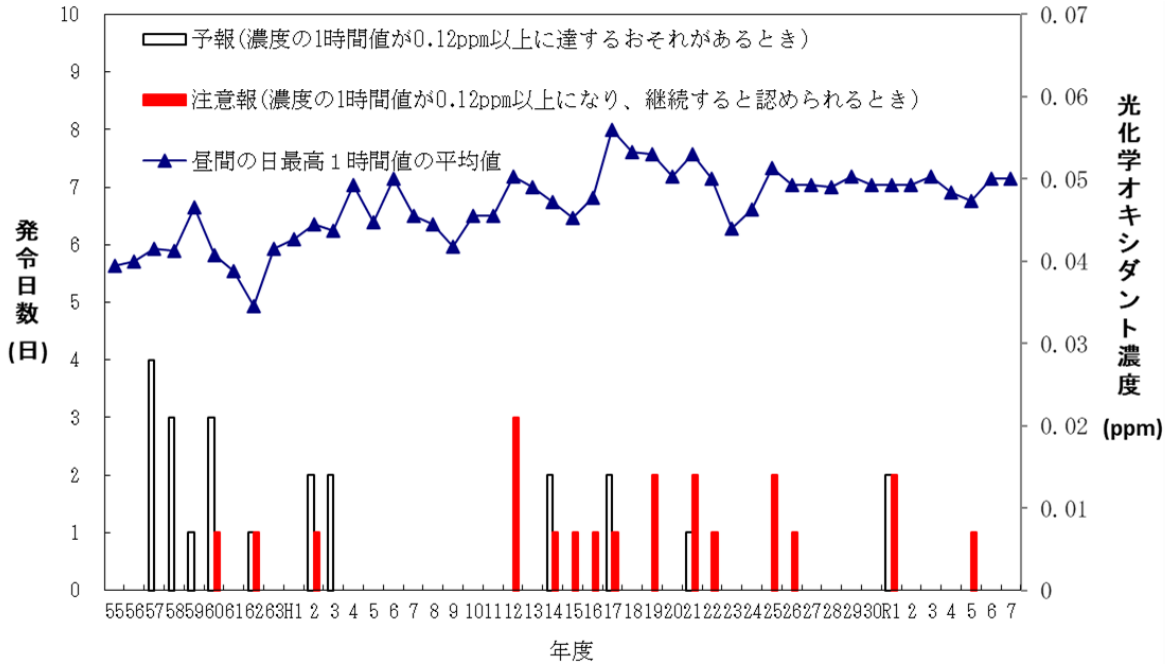


図３－２－４　加古川市の光化学オキシダント濃度と発令日数

④　一酸化炭素（ＣＯ）

平岡自排局における令和７年度の一酸化炭素の測定結果を表３－２－１５に、一酸化炭素濃度の経年変化（日平均値の２％除外値）を図３－２－５に示す。短期的評価、長期的評価とも環境基準を達成している。

表３－２－１５　一酸化炭素の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	８時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値
	日	時間	ppm	回	%	日	%	ppm	ppm
平岡自排	363	8662	0.2	0	0	0	0	1.3	0.4

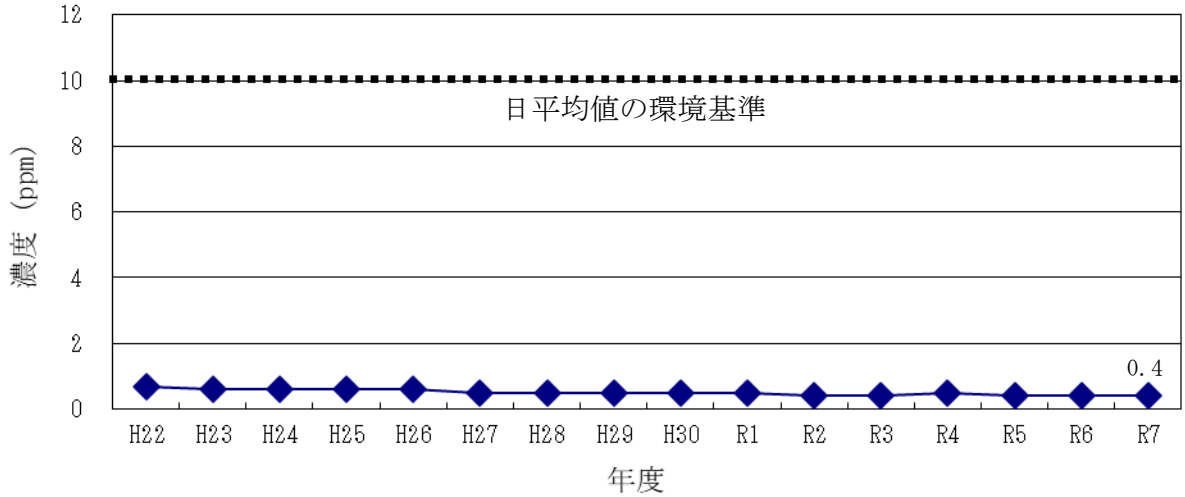


図３－２－５　一酸化炭素濃度の経年変化（日平均値の２％除外値）

⑤　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径10μｍ以下のもので、工場からのばい煙や自動車排気ガスの他、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）からの生成も要因とされている。自動車ＮＯx・ＰＭ法の規制、ＶＯＣ排出抑制制度等により、積極的な削減対策に取り組んでいる。

令和７年度の浮遊粒子状物質の測定結果を表３－２－１６に、浮遊粒子状物質濃度の経年変化（市内平均：日平均値の２％除外値）を図３－２－６に示す。長期的評価においては、全局で環境基準を達成した。

表３－２－１６　浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値
	日	時間	mg/m³	時間	%	日	%	mg/m³	mg/m³
加古川	362	8693	0.017	0	0	0	0	0.131	0.046
尾上	363	8703	0.015	0	0	0	0	0.160	0.036
別府	349	8391	0.016	0	0	0	0	0.142	0.037
東神吉	363	8697	0.014	0	0	0	0	0.125	0.041
志方	358	8626	0.016	0	0	0	0	0.108	0.040
平岡自排	362	8699	0.018	0	0	0	0	0.171	0.045
鳩里自排	360	8660	0.016	0	0	0	0	0.128	0.040

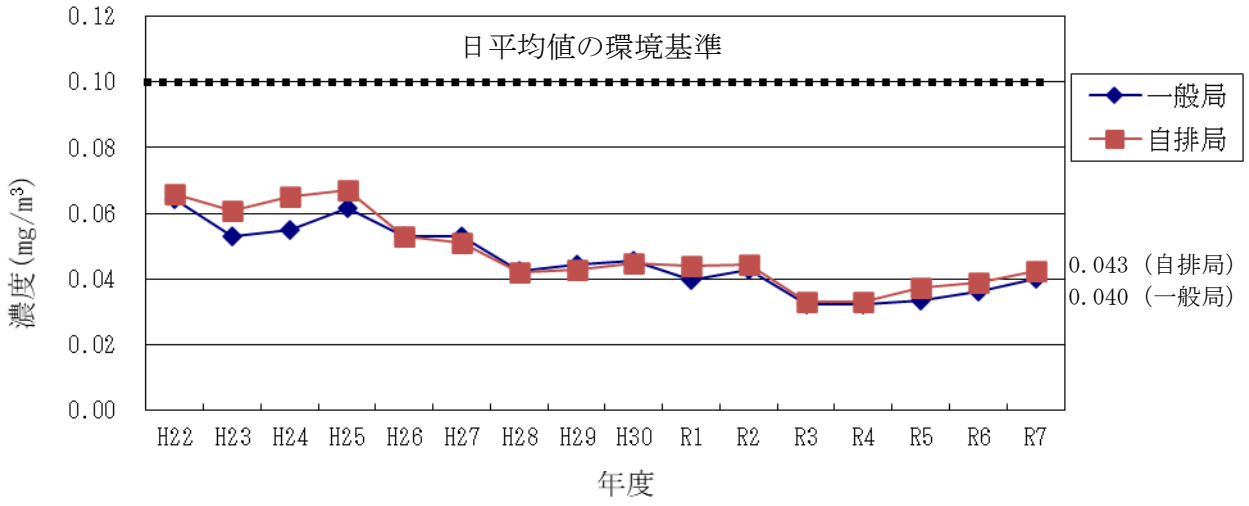


図３－２－６　浮遊粒子状物質濃度の経年変化（市内平均：日平均値の２％除外値）

⑥　微小粒子状物質（ＰM2.5）

ＰM2.5 は大気中に浮遊している直径 2.5μｍ（１μｍは１㎜の１/1000）以下の小さな粒子のことで、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ:直径 10μｍ以下の粒子）よりも小さな粒子を言う。

ＰM2.5 は、粒子が非常に小さい（髪の毛の太さの１/30 程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

ＰM2.5 には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物（ＳOx)、窒素酸化物（ＮOx)、揮発性有機化合物（ＶＯＣ）等のガス状大気汚染物質が主として、環境大気中での化学反応により粒子化したものとがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ア．β線吸収法による微小粒子状物質（ＰM2.5）の連続測定の結果

本市では、加古川局、別府局、志方局及び平岡自排局の４地点で自動測定機によるＰM2.5（質量）の連続測定を実施している。令和７年度の測定結果を表３－２－１７、年平均値の経年変化を図３－２－７に示す。近年、減少傾向にあり、全測定局において短期基準・長期基準ともに環境基準を達成した。

表３－２－１７ 微小粒子状物質の測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が35.0μg/㎥を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の98%値	98%値評価による日平均値が35.0μg/㎥を超えた日数
	日	時間	μg/㎥	μg/㎥	日	%	μg/㎥	μg/㎥	日
加古川	363	8706	10.5	41.7	4	1.1	79	23.8	0
別府	363	8710	11.9	40.0	3	0.8	72	28.0	0
志方	358	8626	11.6	43.2	4	1.1	72	28.4	0
平岡自排	363	8708	11.8	44.0	4	1.1	83	27.5	0

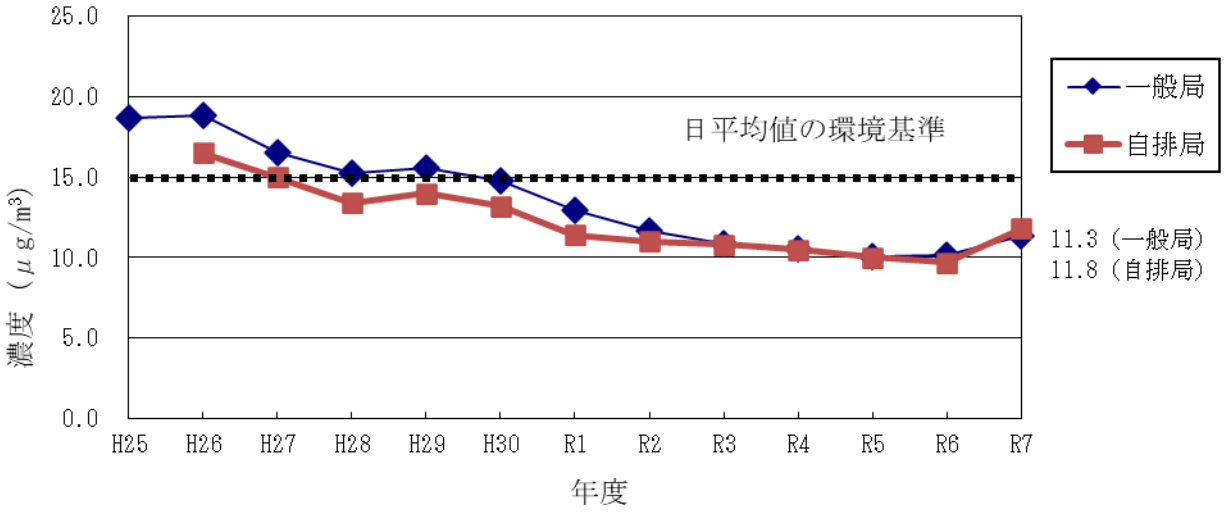


図３－２－７ 微小粒子状物質の年平均値経年変化（市内平均）

イ．微小粒子状物質（ＰM2.5）に含まれる成分の測定結果

大気環境中に浮遊するＰM2.5 をフィルターで捕集し成分測定を実施した。令和７年度の測定結果を図３－２－８に示す。１年を通して硫酸イオンと有機炭素の占める割合が高かった。ＰM2.5 については、その健康影響や発生機構等の知見が少なく、測定データの蓄積が今後の施策を展開するうえで重要である。

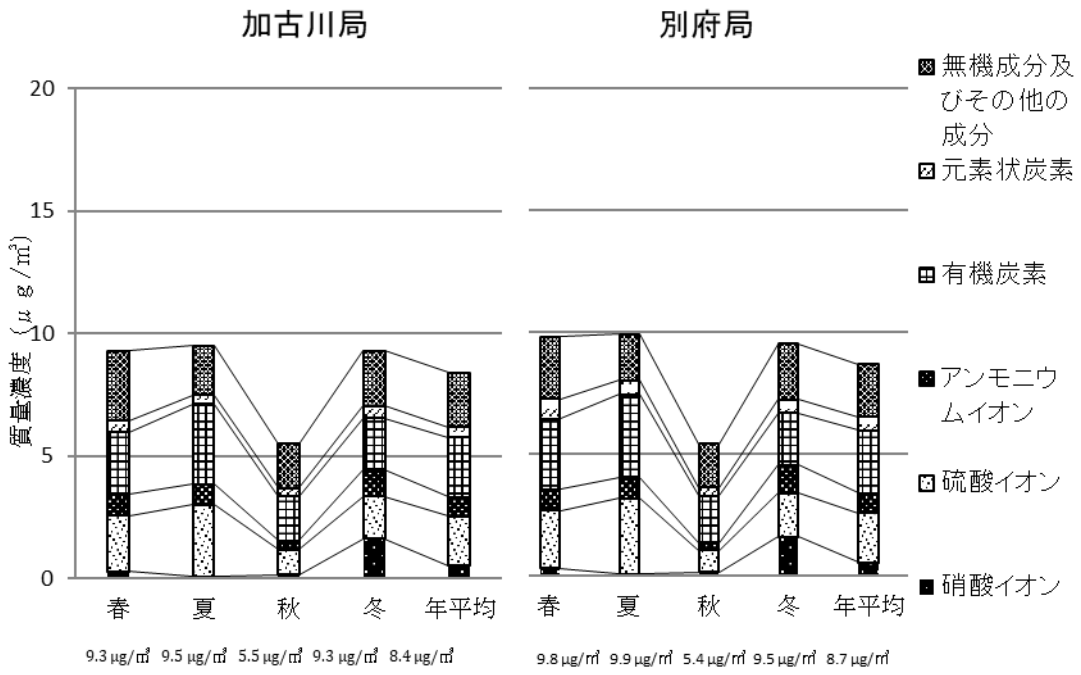


図３－２－８　微小粒子状物質中の成分測定結果

棒グラフ下段の数値は成分測定期間中の質量濃度の平均値を示す。

ウ．$PM_{2.5}$高濃度時における対応

大気汚染防止法では、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、その事態を住民等に周知させるなど緊急時の措置をとることになっている（第 23 条）。兵庫県では法に準じて$PM_{2.5}$高濃度時に注意喚起情報を発信する。本市では、県から情報発信を受けた場合※に、図３－２－９のように市内の公共施設やメディアなどの協力を得て、市民への情報発信に努めている。

※兵庫県が注意喚起情報を発信するために定めた地域区分を設けており、加古川市は播磨東部地域として対応することとしている。

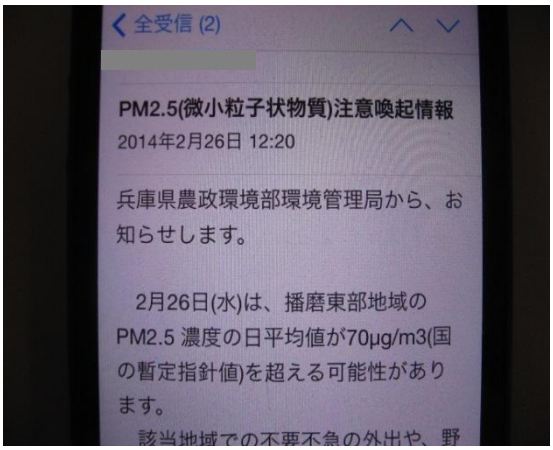
《　注意喚起情報の発信基準　》

兵庫県では、各地域に設置している一般環境大気測定局の濃度で注意喚起情報の発信を判断している。

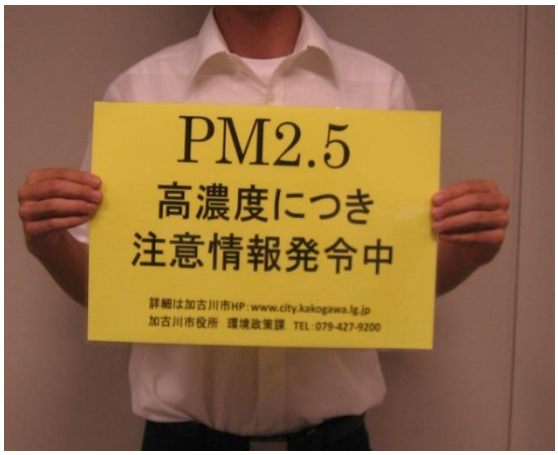
１）午前５時から７時の１時間値の平均が 85μg/㎥を超えた場合
（各地域内の全測定局の上記１時間値全てを平均して判断する。）

２）午前５時から 12 時の１時間値の平均が 80μg/㎥を超えた場合
（各地域内の全測定局の上記１時間値を測定局毎に平均し、その最大値で判断する。）

３）１）及び２）の他、日中の濃度上昇や気象状況等により日平均値が 70μg/㎥を超えるおそれのある場合



メールによる情報配信
（防災ネット）



掲示チラシによる情報発信
（市民センターなど）

図３－２－９　$PM_{2.5}$注意喚起情報の周知方法

⑦　降下ばいじん

降下ばいじんとは、大気中に浮遊している粒子状物質のうち、自重や雨によって地上に降下するばいじんや粉じん等のことである。雨などに溶けこんで目に見えない成分と、ろ過したときにろ紙の上に残る成分の２種類があり、前者を溶解性物質、後者を不溶解性物質という。これらの合計を降下ばいじん総量として１平方キロメートル・１ヶ月当たりのトン数で表す。降下ばいじんを測定することにより一定地域の降下物の平均的な割合を知ることができ、経年的、全体的な汚染の目安を得ることができる。令和７年度の地点別降下ばいじん総量の年平均値を図３－２－１０に、測定結果を表３－２－１８に示す。降下ばいじん総量は北部よりも南部の方が多くなっている。また、市内平均値の経年変化を図３－２－１１に示す。

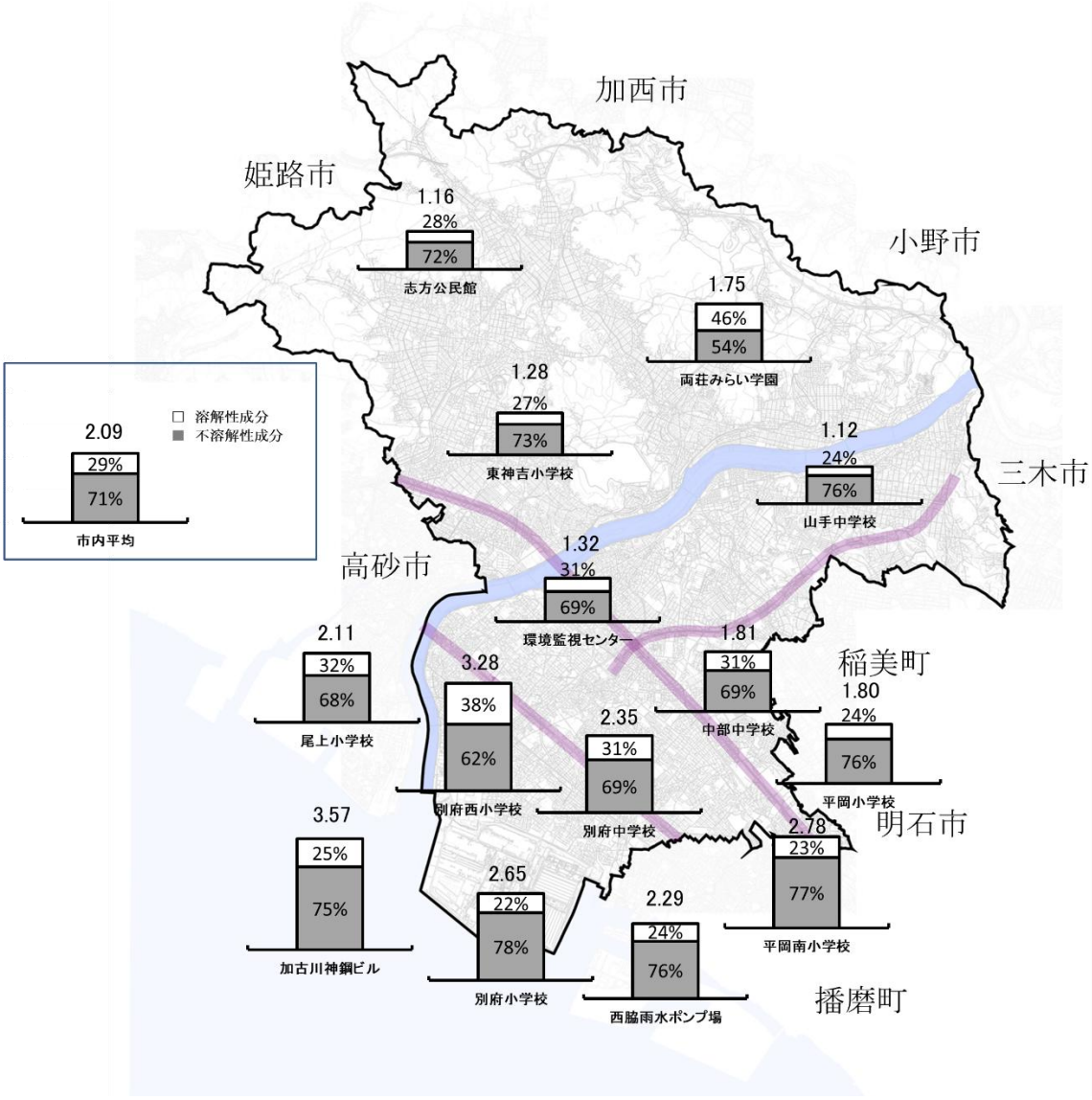


図３－２－１０　地点別降下ばいじん総量の年平均値（単位：t/km^2/月）

表３－２－１８　降下ばいじん総量の測定結果（単位：t/km^2/月）

No	測 定 地 点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
1	加古川神鋼ビル	5.60	3.95	4.91	4.91	6.63	4.59	1.54	1.80	1.69	1.40	3.06	2.75	3.57
2	別府小学校	3.98	3.14	3.74	3.32	3.21	2.58	1.22	1.18	1.65	2.16	2.98	2.59	2.65
3	西脇雨水ポンプ場	4.27	2.58	2.44	2.49	3.06	2.39	1.07	1.25	1.45	1.73	2.60	2.16	2.29
4	別府西小学校	4.66	3.66	3.93	4.13	5.61	4.53	1.83	1.26	1.84	1.97	3.71	2.18	3.28
5	尾上小学校	3.54	2.32	2.97	2.90	2.58	2.22	1.30	1.08	1.38	1.01	2.52	1.45	2.11
6	別府中学校	3.33	2.20	4.53	2.85	6.14	2.00	0.72	0.84	1.03	0.96	1.71	1.83	2.35
7	平岡南小学校	3.80	2.15	2.11	12.74	2.30	2.11	0.80	1.09	1.25	0.89	2.37	1.79	2.78
8	平岡小学校	3.37	1.69	1.49	1.79	1.44	1.81	0.98	0.83	1.53	1.92	2.92	1.79	1.80
9	環境監視センター	2.58	0.94	2.62	0.99	1.69	1.17	0.68	0.60	0.78	0.73	1.71	1.32	1.32
10	中部中学校	3.52	2.07	1.60	2.35	2.68	2.02	1.04	0.79	0.89	1.31	2.03	1.46	1.81
11	山手中学校	2.72	0.60	0.95	0.94	1.13	0.75	0.64	0.82	0.88	0.95	1.72	1.39	1.12
12	東神吉小学校	2.79	1.44	1.05	1.82	1.23	0.77	0.77	0.64	1.06	1.02	1.71	1.11	1.28
13	両荘みらい学園	2.75	2.01	2.22	1.65	2.42	1.69	1.23	1.78	1.12	0.55	2.09	1.50	1.75
14	志方公民館	2.74	1.41	1.40	1.03	1.37	0.87	0.79	0.44	0.78	0.59	1.34	1.17	1.16
市内平均														2.09

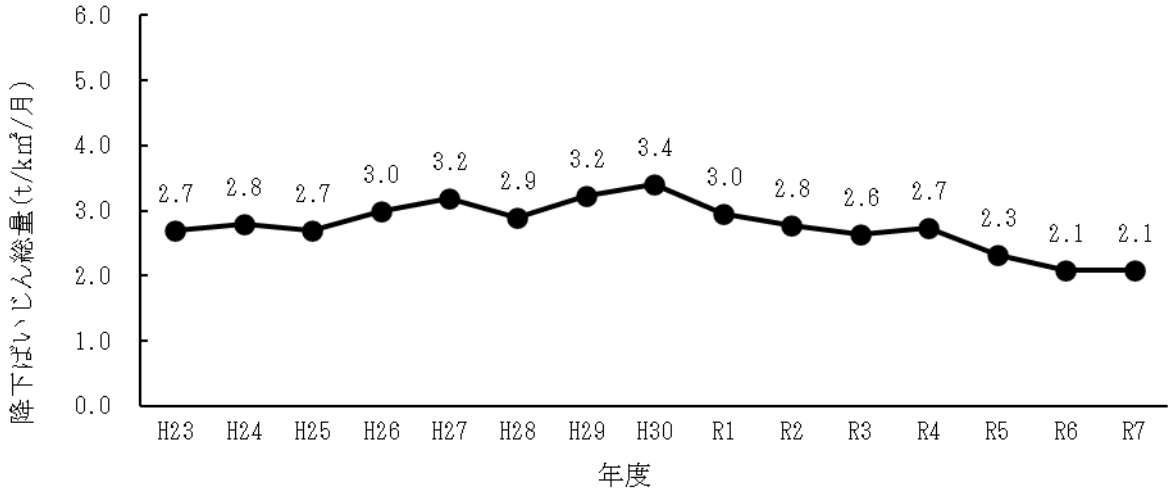


図３－２－１１　降下ばいじん総量の市内平均の経年変化（市内平均：単位 t/km^2/月）

⑧　気象

気象条件は大気汚染物質の濃度を左右する重要な要素であり、気象データを収集することは大気の状態を考察するうえで必要不可欠である。例えば、風が弱く大気が安定しているときは、大気中に放出された汚染物質はあまり拡散されず、一般に汚染濃度は高くなる。日射量が多い時は、紫外線によって光化学反応が活発となり、光化学スモッグが発生しやすくなる。降雨の時は、汚染物質が雨に吸収され大気中の汚染濃度は低下する。

本市では、風向、風速、気温、湿度、雨量、日射量、放射収支の７項目を測定している。

ア．気象の測定

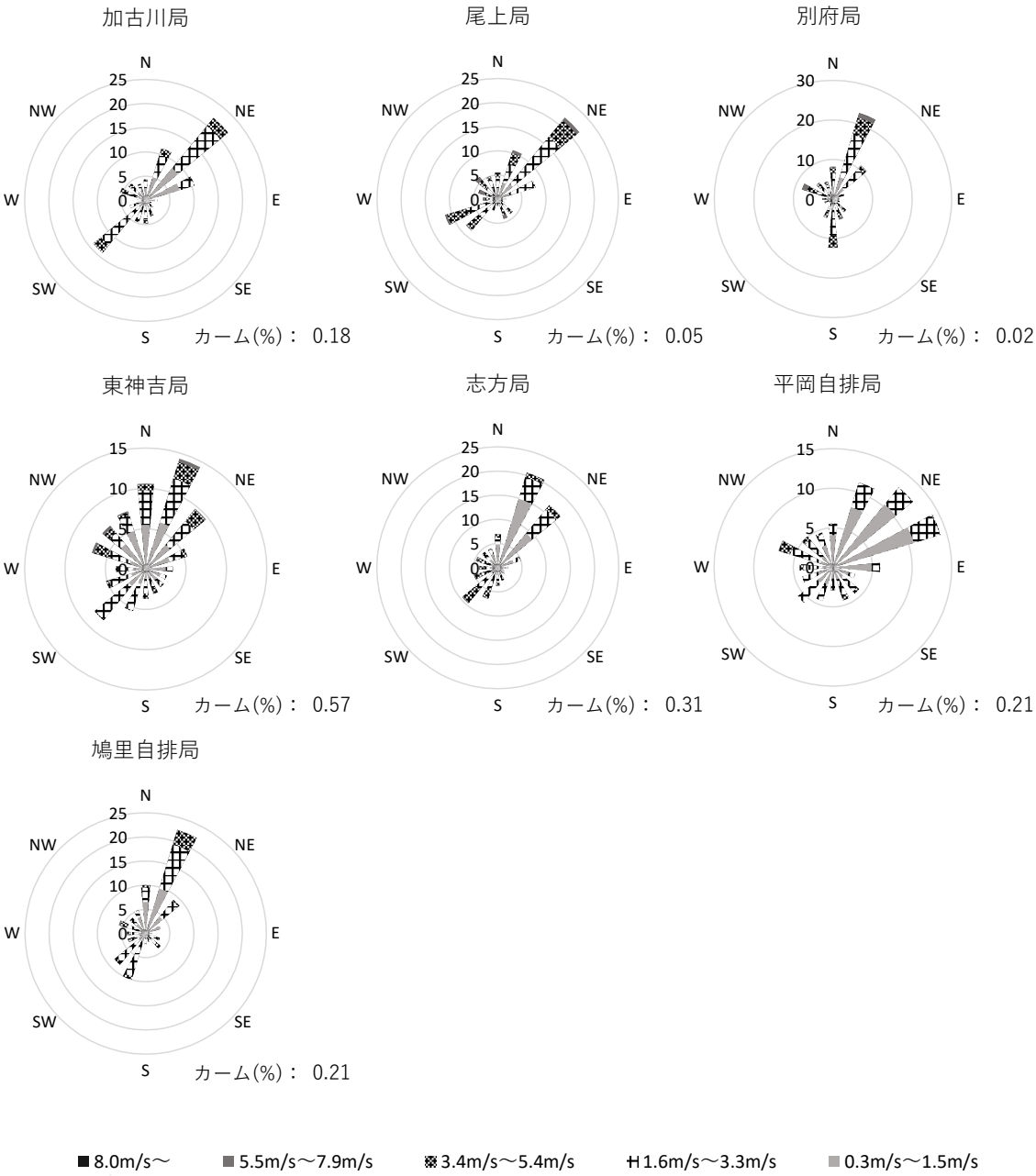
令和７年度の加古川局における気温、湿度、雨量の月別測定結果を表３－２－１９に示す。

表３－２－１９　気象測定結果（加古川局）

項目＼月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
気温(℃)	平均	15.1	19.5	24.9	30.0	30.1	27.6	20.8	12.6	7.9	4.7	7.0	9.9
	最高	27.2	30.4	33.2	35.6	36.6	35.7	32.5	23.0	18.7	15.3	19.4	23.4
	最低	3.9	9.0	15.2	24.2	23.9	17.9	7.2	4.1	-1.3	-3.1	-3.0	-1.0
湿度(%)	平均	63	66	74	69	73	73	72	71	71	60	67	63
雨量(㎜)	時間最大	5.5	13.0	10.0	12.0	14.0	18.0	4.5	4.0	4.0	0	8.5	3.5
	総雨量	43.0	126.5	171.5	76.5	67.0	92.5	61.0	28.5	27.5	0	56.0	55.5

イ．風向・風速の測定

令和７年度の全測定局の年間風配図を図３－２－１２に示す。出現頻度は北東付近（陸風）と南西付近（海風）が多い。



※外円は各風速の割合［%］を示す。

※風速0.3m/s未満のときは風向を特定せずカームとしている。

図３－２－１２　年間風向風速頻度分布図

（６）有害大気汚染物質

①　ダイオキシン類

ア．大気中のダイオキシン類濃度の測定

大気中のダイオキシン類については、加古川局で測定を実施している。ダイオキシン類濃度の年平均値と環境基準値を比較し評価を行う。

令和７年度の測定結果を表３－２－２０に示す。測定の結果、環境基準値を下回った。

表３－２－２０　大気中ダイオキシン類濃度の測定結果（単位：pg-TEQ/m^3）

測定場所	年平均値	最小値	最大値	環境基準値
加古川局	0.0093	0.0042	0.016	0.6

※年平均値は年４回（５月、８月、11 月、２月）の測定結果の算術平均値を記載している。

イ．大気中ダイオキシン類濃度の経年変化

過去 10 年間のダイオキシン類濃度の経年変化を図３－２－１３に示す。

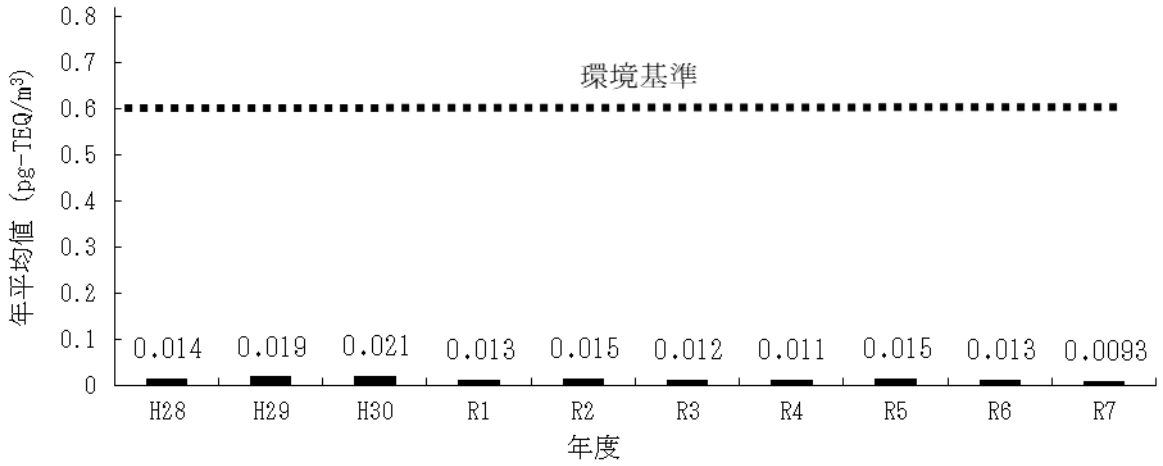


図３－２－１３　大気中ダイオキシン類濃度の経年変化（加古川局）

② 有害大気汚染物質

ア．大気中の有害大気汚染物質の測定

大気中の有害大気汚染物質については加古川局、別府局及び尾上公民館の３地点で測定を実施している。有害大気汚染物質は年平均値と環境基準値を比較して評価を行う。令和７年度の測定結果を表３－２－２１に示す。令和７年度は加古川局で 1,2-ジクロロエタンが指針値を超過した。今後も引き続き監視する必要がある。

表３－２－２１　有害大気汚染物質の測定結果

物質名	単位	加古川局				別府局				環境基準値	指針値
		年平均	濃度範囲		m/n	年平均	濃度範囲		m/n		
			最小	最大			最小	最大			
アクリロニトリル	μg/m^3	0.029	0.0093	0.067	0 / 12	0.15	0.017	0.35	0 / 12	—	2
塩化ビニルモノマー		0.41	<0.0025	1.6	0 / 12	0.14	<0.0025	0.54	0 / 12	—	10
クロロホルム		0.37	0.12	1.1	0 / 12	0.20	0.11	0.39	0 / 12	—	18
1,2-ジクロロエタン		4.0	0.076	41	2 / 12	0.27	0.077	0.67	0 / 12	—	1.6
ジクロロメタン		1.0	0.55	2.2	0 / 12	1.1	0.49	1.9	0 / 12	150	—
テトラクロロエチレン		0.10	0.025	0.41	0 / 12	0.13	0.041	0.51	0 / 12	200	—
トリクロロエチレン		0.090	0.023	0.44	0 / 12	0.11	0.033	0.57	0 / 12	130	—
1,3-ブタジエン		0.36	0.026	3.9	1 / 12	0.32	0.026	3.2	1 / 12	—	2.5
ベンゼン		0.69	0.25	1.2	0 / 12	1.1	0.31	2.3	0 / 36	3	—
塩化メチル		1.5	1.2	2.0	0 / 12	1.6	1.3	2.0	0 / 12	—	94
トルエン		3.4	1.0	13	/ 12	5.6	2.8	16	/ 12	—	—
酸化エチレン		0.046	0.019	0.075	/ 12				/	—	—
アセトアルデヒド		1.7	0.86	2.5	0 / 12				/	—	120
ホルムアルデヒド		2.3	0.97	4.2	/ 12	3.3	1.1	6.7	/ 12	—	—
ニッケル化合物	ng/m^3	4.9	1.4	8.7	0 / 12	5.1	1.7	10	0 / 12	—	25
ﾍﾞﾘﾘｳﾑ及びその化合物		0.018	0.0062	0.039	/ 12				/	—	—
マンガン及びその化合物		34	11	59	0 / 12	63	16	100	0 / 12	—	140
クロム及び三価クロム化合物		8.2	2.5	18	/ 12	8.3	2.3	21	/ 12	—	
六価クロム化合物		0.32	0.14	0.90	/ 12	0.41	0.081	2.2	/ 12	—	—
クロム及びその化合物		8.5	2.7	19	/ 12	8.7	2.5	21	/ 12	—	—
ヒ素及びその化合物		1.4	0.30	3.1	0 / 12	1.7	0.34	3.7	0 / 12	—	6
水銀及びその化合物		1.6	1.2	1.8	0 / 12	1.6	1.2	2.7	0 / 12	—	40
ベンゾ〔a〕ピレン		0.12	0.017	0.28	/ 12				/	—	—

物質名	単位	尾上公民館				環境基準値	指針値
		年平均	濃度範囲		m/n		
			最小	最大			
マンガン及びその化合物	ng/m^3	130	25	250	4 / 12	—	140

*m:環境基準値または指針値を超える検体数、n:総検体数
*測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の 1/2 の値を用いて年平均値を算出している。
*「クロム及びその化合物」は、「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」の総和の値である。

イ．有害大気汚染物質濃度の経年変化

有害大気汚染物質濃度の経年変化を図３－２－１４に示す。

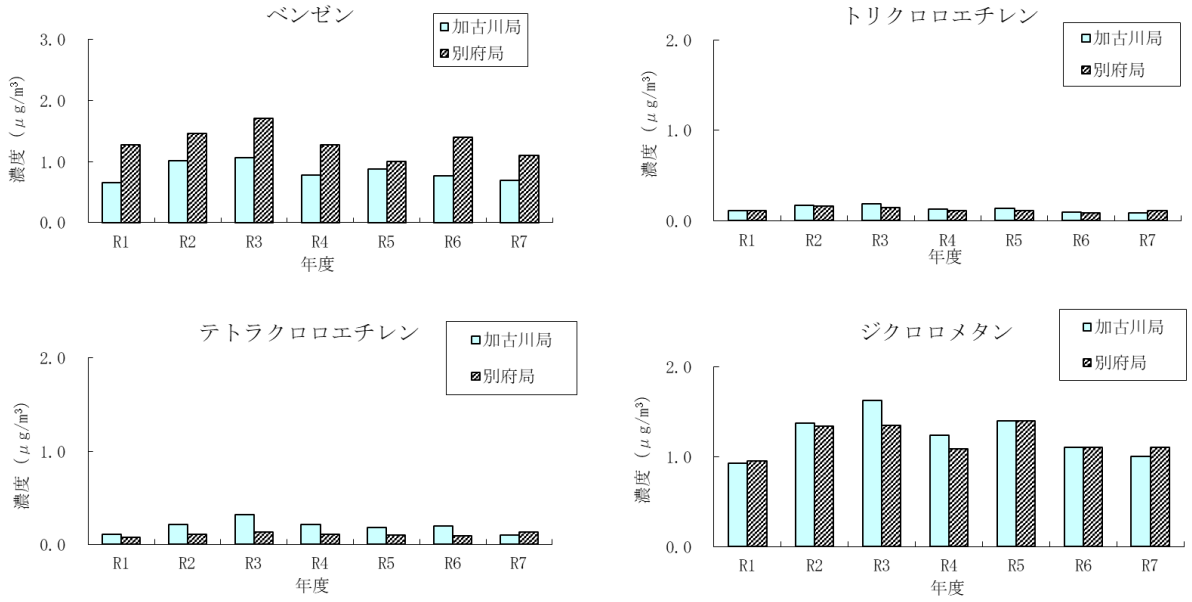


図３－２－１４　有害大気汚染物質の経年変化

（７）特定粉じん（アスベスト）

一般大気環境中のアスベスト濃度については、環境監視センター（加古川局）、別府公民館および志方公民館の３地点で調査を実施している。令和７年度の測定結果を表３－２－２２に示す。

表３－２－２２　　一般大気環境中のアスベスト濃度測定結果

測定地点	測定日	総繊維数濃度（本/L）
環境監視センター	令和７年 12 月 16 日	<0.15
別府公民館	令和７年 12 月 16 日	<0.15
志方公民館	令和７年 12 月 16 日	<0.15

※測定法：アスベストモニタリングマニュアル第 4.2 版（環境省　令和４年３月）

（８）発生源の監視

環境保全協定締結工場のうち、排出ガス量が多い、(株)神戸製鋼所加古川製鉄所及び関西熱化学(株)加古川工場について、加古川市の発生源監視テレメータシステム（昭和 50 年度導入）を用いて、汚染物質（硫黄酸化物及び窒素酸化物）の排出量の常時監視を行っている。

３．水質汚濁

（１）水質汚濁の概要

本市には、市の中心部を南北に流れ播磨灘に注ぎ込む、県下最大河川の加古川を含め大小 10 の河川がある。また、それらの水資源を利用した農業用水路が縦横に流れているうえに、大小 300 あまりのため池が点在する多様な水辺環境を有している。

河川や海域などの公共用水域における水質は、法令による排水規制の強化や生活排水処理率の向上により、環境基準を概ね達成している状況である。特に海域においては、良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい栄養塩類の濃度が兵庫県により設定された。さらに、ＳＤＧｓの達成や「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、藻場や干潟等の保全・再生・創出、気候変動対策、海洋プラスチック対策等の取組が幅広い主体により進められている。

河川、海域の他に市内のため池及び小河川についても水質調査を行っており、一部の地域で富栄養化が見られるが、概ね良好な水質状況となっている。

地下水の水質については、自然由来又は有害物質等の地下浸透により、環境基準を超過する地域がある。特に、人為的な汚染については、周辺住民の健康に影響が出ないよう、原因者に対して改善を指導している。

工場、事業場からの排出水に対しては、水質汚濁防止法、環境の保全と創造に関する条例及び市内主要事業者と締結する環境保全協定を根拠とする規制により、立入検査を行うなどして、地域に与える環境負荷の低減に取り組んでいる。

（２）環境基準

環境基準は、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準が設定されている。公共用水域のうち、河川・海域の水質汚濁に係る基準値については資料〔１〕のとおりであり、人の健康に関する環境基準はすべての公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は指定された水域に適用される。また、地下水の水質汚濁に係る環境基準については資料〔１〕のとおりであり、すべての地下水に適用される。

（３）公共用水域及び地下水の調査

①河川及び海域の調査地点および調査項目

令和７年度は、市内 10 河川 11 地点、１海域３地点の計 14 地点で水質調査を実施した。

調査地点および調査項目について、表３－３－１及び図３－３－１に示す。

表３－３－１　河川及び海域の調査地点と調査項目

地点No.	河川・海域名	調査地点	類型	測　定　項　目
1	別府川	十五社橋	C	**(一般項目)**水温、流量、透視度、臭気、透明度、色相 **(生活環境項目)**ｐＨ、ＤＯ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、大腸菌数、油分等、全窒素､全燐､全亜鉛、ノニルフェノール 、ＬＡＳ **(健康項目等)**カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性･亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン **(要監視項目)**クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、ＥＰＮ、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロルヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ **(特殊項目等)**銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム **(その他)**塩素イオン、アンモニア性窒素、燐酸性燐、陰イオン界面活性剤 上記のうち測定計画に基づき各地点に定められた項目
2	別府川	別府橋	C	
3	養田川	養田１号橋		
4	水田川	山電下		
5	喜瀬川	城橋上	D	
6	曇川	高田橋		
7	草谷川	上西条橋		
8	小川	山角橋		
9	西川	小山橋		
10	法華山谷川	長慶橋		
11	加古川	堰堤	B	
12	播磨海域(11)	加古川市沖１	B、III#	
13	播磨海域(13)	加古川市沖２	A、II#	
14	播磨海域(２)	別府港	C	

備考　#海域の全窒素・全燐に係る水域名及び環境基準等

②池及び小河川の調査地点及び調査項目

市内の代表的な池を３つ、小河川を３つ選定し、年４回水質調査を実施した。

調査地点および調査項目について、表３－３－２及び図３－３－１に示す。

表３－３－２　池及び小河川の調査地点及び調査項目

地点No.	池　　名 小河川名	所在地	類型	水質目標値 (BOD：mg/L)	形　　態 地域河川名	測 定 項 目
L1	今池	野口町北野	Ⅲ	8.0	市街地皿池	(一般項目) 水温、流量、透視度、臭気、色相 (水質) pH、DO、BOD、COD、ＳＳ、全窒素、全燐
L2	野々池	神野町西条	Ⅱ	5.0	里池	
L3	六万池	志方町畑	Ⅰ	3.0	山池	
R1	権現川	志方町野尻	I-2	3.0	西川・小川	
R2	磐川	平荘町磐	I-2	3.0	西川・小川	
R3	藤池川	志方町原	I-2	3.0	法華山谷川	

※　水域類型は第３次加古川市環境基本計画を参照



図３－３－１　河川・海域の調査地点図

③地下水の調査地点及び調査項目

令和７年度は市内の 17 地点で水質調査を実施した。調査地点及び調査項目を表３－３－３に示す。

表３－３－３　地下水の調査地点及び調査項目

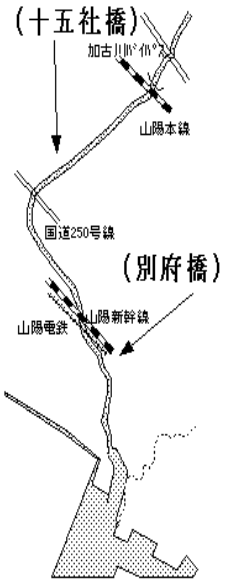
No	井戸番号	調 査 地 点	調　査　項　目
1	063508	平岡町土山	**（環境基準項目）** カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン **（要監視項目）** クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、ＥＰＮ、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブテン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ **（その他の項目）** ｐH、電気伝導度 上記のうち県測定計画に基づき各地点に定められた項目
2	063511	平岡町土山	
3	064303	尾上町池田	
4	064304	尾上町長田	
5	064306	尾上町池田	
6	064308	尾上町長田	
7	064504	平岡町高畑	
8	065303	加古川町寺家町	
9	065402	野口町水足	
10	065404	野口町水足	
11	065408	野口町野口	
12	066502	山手	
13	066503	神野町神野	
14	066504	山手	
15	066701	八幡町野村	
16	068303	志方町上冨木	
17	068304	志方町上冨木	

④　河川・海域の状況及び調査結果の概要

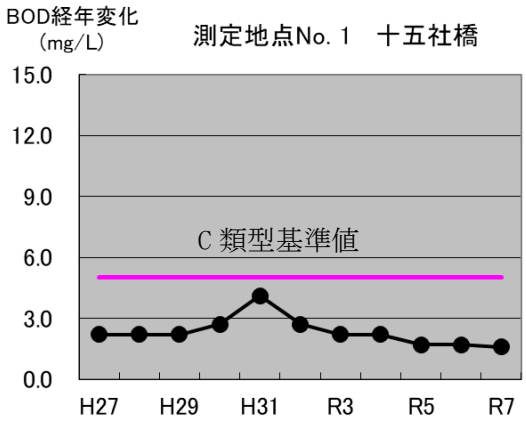
人の健康の保護に関する項目については、すべての測定地点において環境基準を達成している。各河川及び海域の結果については下記のとおりである。

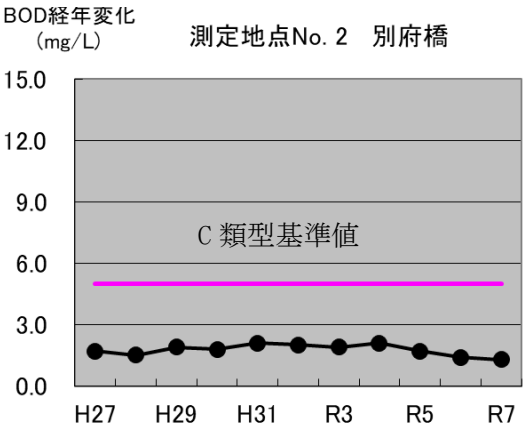
ア．**別府川**

市の中央部を縦断して播磨海域に注ぐ全長約９㎞の河川であり、生活環境の保全に関する環境基準Ｃ類型が設定されている。人口密集地帯を流れるため生活排水による汚濁が考えられるが、下水道の普及により改善されている。



十五社橋でのＢＯＤ 75%値は 1.6 mg/L であり、環境基準を達成した。また、平成９年度から測定している別府橋におけるＢＯＤ 75%値は 1.3 mg/L であり、良好な水質を保っている。

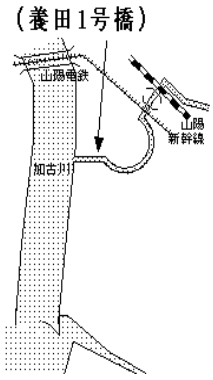


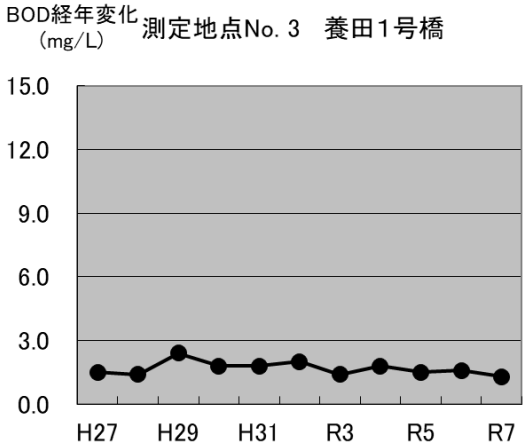


イ．**養田川**

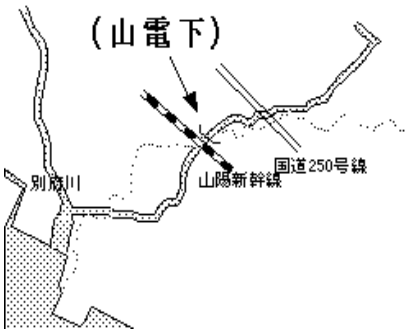
加古川町と尾上町を流れ、尾上町養田で泊川に合流し播磨海域に注ぐ小さな河川である。

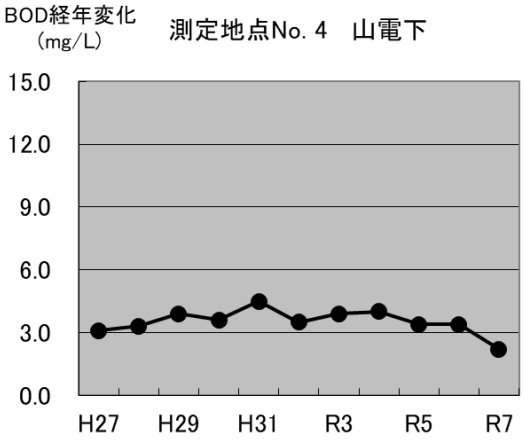
ＢＯＤ 75%値は 1.3 mg/L で良好な水質を保っている。





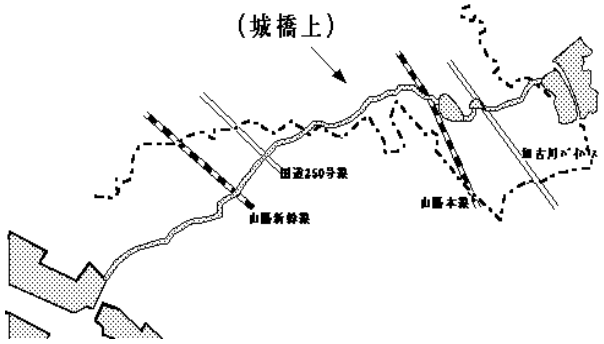
ウ．**水田川**

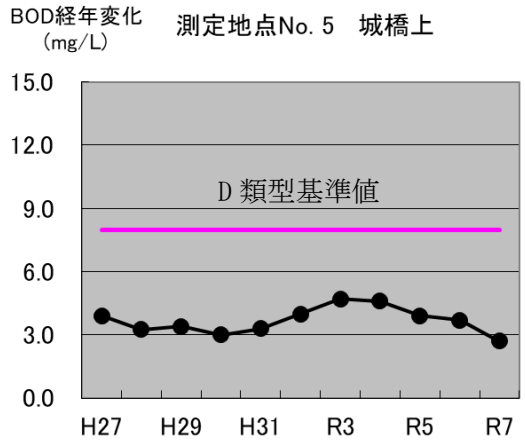




平岡町下ノ池から播磨町を経て別府川に流れる全長５㎞の河川であり、人口密集地帯を流れるため、生活排水による汚濁の影響が考えられる。ＢＯＤ 75%値は 2.2 mg/L と安定した水質を保っている。

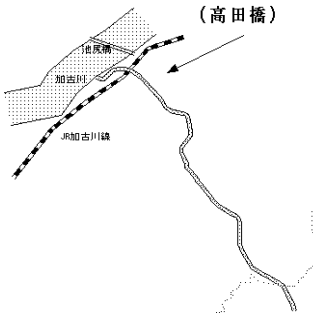
エ．**喜瀬川**

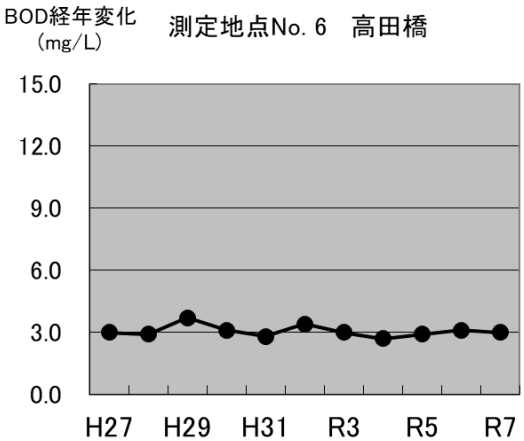




稲美町岡付近から平岡町土山を経て播磨町に流れる全長７㎞の河川であり、人口密集地帯を流れるため、生活排水の影響による汚濁が考えられる。近年は上流部において道路整備事業が開始されたため、工事による影響を受けやすい環境にある。生活環境の保全に関する環境基準Ｄ類型が設定されており、ＢＯＤ 75%値は 2.7 mg/L で、Ｄ類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

オ．**曇　川**

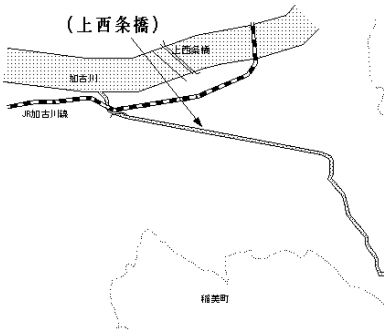


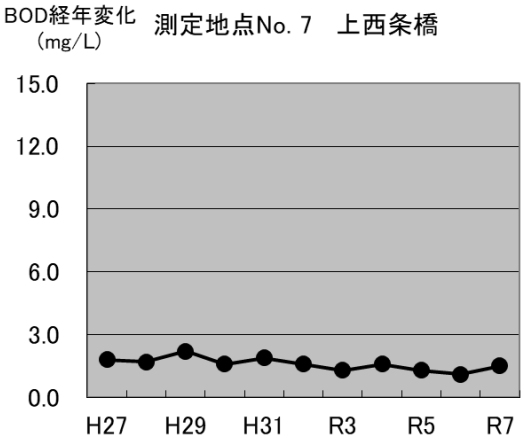


稲美町満溜池から神野町を経て加古川合流地点まで流れる全長 7.5 ㎞の河川で、農業用水として広く利用されている。

ＢＯＤ 75%値は 3.0 mg/L であり、安定した水質を保っている。

カ．**草谷川**

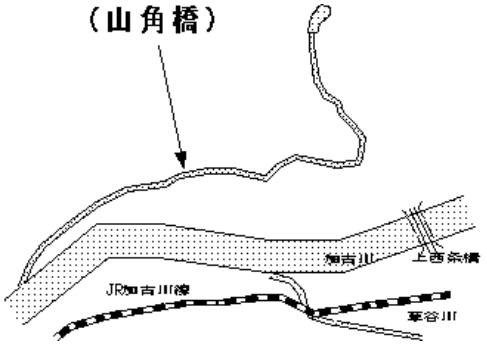


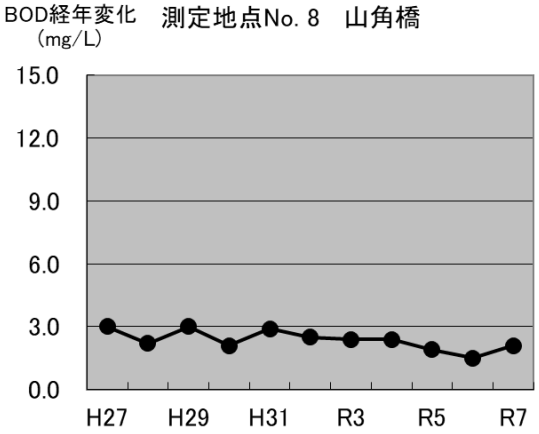


神戸市西区から稲美町の西部を流れ、八幡町で加古川に合流する。約 12 ㎞の河川で、大半が田園地帯を流れている。

ＢＯＤ 75%値は 1.5 ㎎/L で良好な水質を保っている。

キ．**小川**

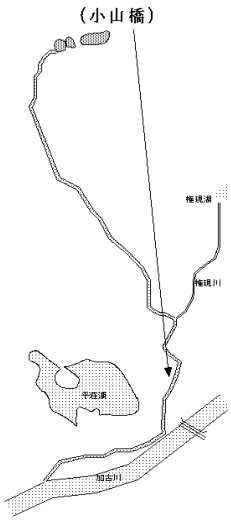


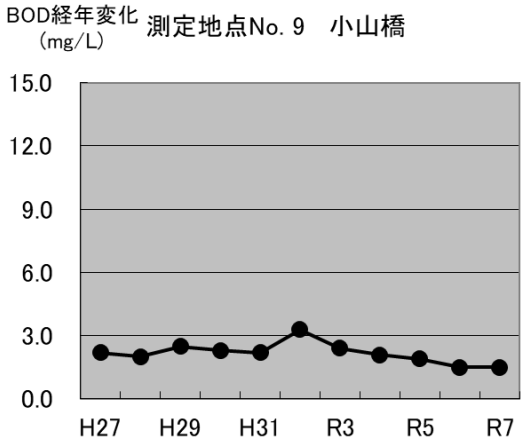


平荘町を流れ、加古川に合流する全長約 4.2 ㎞の河川である。

汚濁源は主として生活排水であり、ＢＯＤ 75%値は 2.1 ㎎/L で良好な水質を保っている。

ク．**西川**



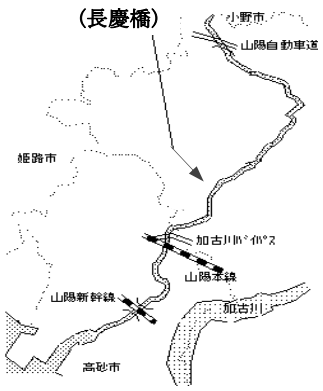


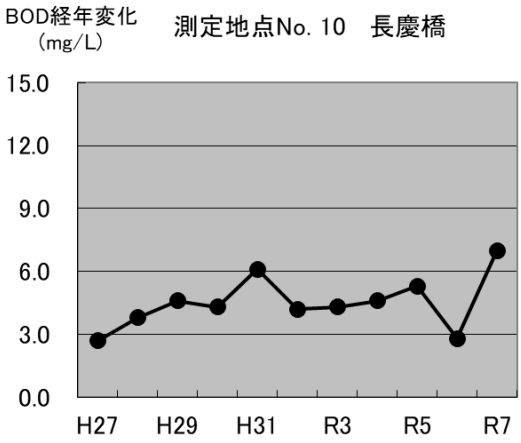
志方町細工所付近に源を発し、市の西部田園地帯を流れ、東神吉町升田で加古川に合流する全長 7.5 ㎞の河川である。

ＢＯＤ 75%値は 1.5 ㎎/L で良好な水質を保っている。

ケ．**法華山谷川**

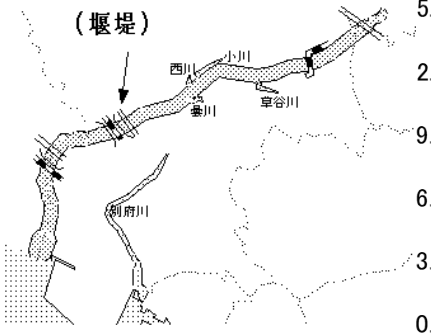
志方町畑付近に源を発し志方町、西神吉町、高砂市を経て播磨海域に注ぐ、人口密集地帯を流れている。ＢＯＤ 75%値は 7.0 mg/L であり、生活排水による影響が伺える。

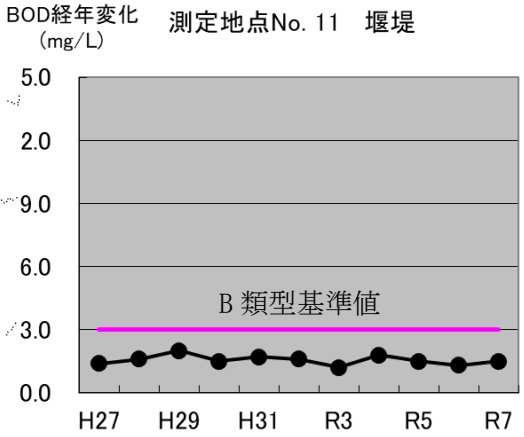




コ．**加古川**

中国山地に源を発し加古川市の中央部を流れ播磨海域に注ぐ、流域面積が兵庫県総面積の約 21%を占める全長 95 km の県下最大の河川である。

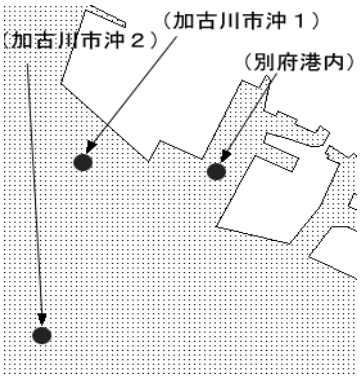


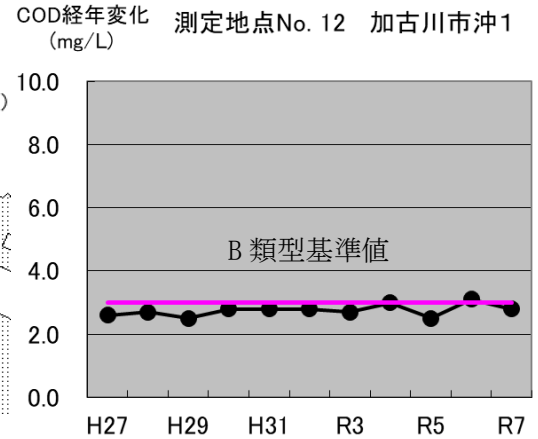


加古川市全域では生活環境の保全に関する環境基準Ｂ類型が設定されており、ＢＯＤ 75%値は 1.5 mg/L でＢ類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

サ．**播磨海域**

生活環境の保全に関する環境基準Ｂ類型が設定されている加古川市沖１のＣＯＤ 75%値は 2.8 mg/L で環境基準と比較すると高い値となっており、生活排水や工場排水の影響がうかがえる。

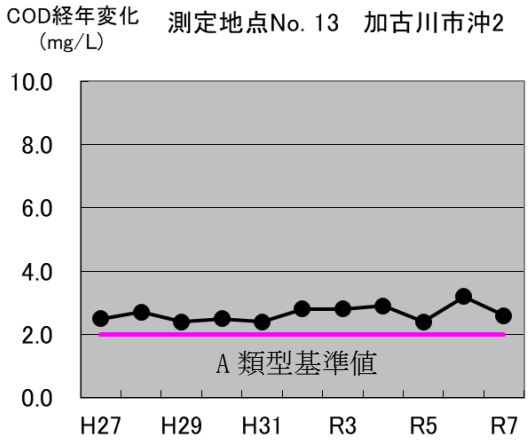


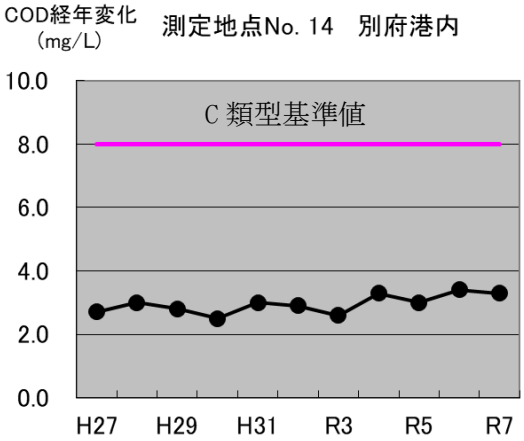


また、全窒素の年平均値は 0.27 mg/L、全りんの年平均値は 0.032 mg/L で、いずれもＢ類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

生活環境の保全に関する環境基準Ａ類型が設定されている加古川市沖２では、ＣＯＤ 75%値は 2.6 mg/L でＡ類型基準値を超過した状態が続いている。また、全窒素の年平均値は 0.18 mg/L、全りんの年平均値は 0.024 mg/L でＡ類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。

次に、生活環境の保全に関する環境基準Ｃ類型が設定されている別府港では、ＣＯＤ75%値は 3.3 mg/L でＣ類型基準値と比較すると良好な水質を保っている。





（注）各測定地点のグラフ表示方法についてグラフは、ＢＯＤ又はＣＯＤの 75%値の経年変化を表している。

⑤　池及び小河川の調査結果概要

市内の代表的な３つの池のうち、六万池におけるＢＯＤ 75%値は水質目標値を満足しており良好な水質を保っていた。しかし、今池及び野々池では水質目標値を超過しており、富栄養化の影響を受けていることがうかがえる。

市内の代表的な３つの小河川では、権現川及び磐川でＢＯＤ 75%値が水質目標値を満たしていたが、藤池川では水質目標値を超過しており、生活排水の影響がうかがえる。

⑥　地下水の調査結果概要

市内 17 地点で調査した結果、志方町上冨木において鉛が、尾上町長田において砒素が、平岡町土山において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過していた。環境基準を超過した井戸及びその周辺井戸について調査を継続していく。

⑦　ダイオキシン類の調査結果概要

河川水質のダイオキシン類濃度の実態を把握するために、市内の１河川について調査を行った結果、環境基準の超過はなかった。結果を表３－３－４に示す。

表３－３－４　ダイオキシン類の調査結果

地点No.	測定河川	測定地点	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類濃度(水質) pg-TEQ/L	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類濃度(底質) pg-TEQ/g-dry
3	養田川	養田１号橋	0.11	4.6

※基準値：河川水質　1　pg-TEQ/L　　,　　底質　150　pg-TEQ/g-dry

⑧　公共用水域の環境基準達成状況表

ア．人の健康の保護に関する項目の環境基準値達成状況

表３－３－５　人の健康の保護に関する項目の環境基準値達成状況

水域 / 項目	河川			海域		
	m	/ n	達成率（%）	m	/ n	達成率（%）
カドミウム	0	/ 11	100	0	/ 3	100
全シアン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
鉛	0	/ 11	100	0	/ 3	100
六価クロム	0	/ 11	100	0	/ 3	100
砒素	0	/ 11	100	0	/ 3	100
総水銀	0	/ 11	100	0	/ 3	100
アルキル水銀	0	/ 2	100	0	/ 3	100
ＰＣＢ	0	/ 11	100	0	/ 3	100
ジクロロメタン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
四塩化炭素	0	/ 11	100	0	/ 3	100
1,2-ジクロロエタン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
1,1-ジクロロエチレン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
1,1,1 - トリクロロエタン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
1,1,2 - トリクロロエタン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
トリクロロエチレン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
テトラクロロエチレン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
1,3-ジクロロプロペン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
チウラム	0	/ 11	100	0	/ 3	100
シマジン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
チオベンカルブ	0	/ 11	100	0	/ 3	100
ベンゼン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
セレン	0	/ 11	100	0	/ 3	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	/ 44	100	0	/ 36	100
ふっ素	0	/ 11	100	0	/ 0	
ほう素	0	/ 11	100	0	/ 0	
1,4-ジオキサン	0	/ 11	100	0	/ 3	100

※　環境基準値を超える検体数　m　　総検体数　n
達成率（%）：１００×（1-m/n）

イ．水域別ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準比較状況

表３－３－６　水域別ＢＯＤ（ＣＯＤ）の環境基準比較状況

地点No	環境基準類型 指定水域名	地点名	類域指定	調査区分	基準値 (mg/L)	75%値	同水域環境基準値 との比較状況
1	別府川	十五社橋	C	通年調査	5	1.6	○
2	別府川	別府橋	C	一般調査	5	1.3	○
5	喜瀬川	城橋上	D	一般調査	8	2.7	○
11	加古川	堰堤	B	一般調査	3	1.5	○
12	播磨海域（１１）	加古川市沖１	B	通年調査	3	2.8	○
13	播磨海域（１３）	加古川市沖２	A	通年調査	2	2.6	×
14	播磨海域（２）	別府港	C	通年調査	8	3.3	○

※海域の環境基準項目は、ＣＯＤ

ウ．海域における全窒素及び全りんの環境基準比較状況

表３－３－７　海域における全窒素及び全りんの環境基準比較状況

地点No	環境基準類型 指定水域名	地点名	類域指定	調査項目	基準値 (mg/L)	平均値	同水域環境基準値 との比較状況
12	播磨海域（１１）	加古川市沖１	Ⅲ	全窒素	0.6	0.27	○
				全りん	0.050	0.032	○
13	播磨海域（１３）	加古川市沖２	Ⅱ	全窒素	0.30	0.18	○
				全りん	0.030	0.024	○

エ．海域における全窒素及び全りんの水質目標基準比較状況

表３－３－８　海域における全窒素及び全りんの水質目標値比較状況

地点No.	環境基準類型 指定水域名	地点名	類型指定	調査項目	水質目標値 (mg/L)	平均値	同水域水質目標値 との比較状況
12	播磨海域（11）	加古川市沖１	Ⅲ	全窒素	0.2～0.6	0.27	○
				全りん	0.02～0.05	0.032	○
13	播磨海域（13）	加古川市沖２	Ⅱ	全窒素	0.2～0.3	0.18	×
				全りん	0.02～0.03	0.024	○

⑨　公共用水域水質測定結果　　地点総括表　〔生活環境項目〕　(1/2)

表３－３－９　地点総括表

地点No.	調査内容	水域名(河川名等)	地点名	pH			DO(mg/L)			BOD(海域はCOD:mg/L)				SS(mg/L)			大腸菌数(CFU/100mL)		
				最小 ～ 最大	m / n	平均	最小 ～ 最大	m / n	平均	最小 ～ 最大	m / n	平均	75%値	最小 ～ 最大	m / n	平均	最小 ～ 最大	m / n	平均
1	通年調査	別府川	十五社橋	7.3 ～ 8.8	1 / 12	7.6	4.4 ～ 8.8	2 / 12	6.4	0.9 ～ 2.9	0 / 12	1.5	1.6	2 ～ 21	0 / 12	7	110 ～ 390		210
2	一般調査	別府川	別府橋	7.7 ～ 8.2	0 / 4	8.0	3.9 ～ 6.3	1 / 4	5.7	0.8 ～ 2.0	0 / 4	1.3	1.3	3 ～ 7	0 / 4	6	30 ～ 180		64
3	一般調査	養田川	養田1号橋	7.2 ～ 7.8		7.5	4.6 ～ 6.9		5.6	0.7 ～ 2.1		1.3	1.3	1 ～ 10		6	270 ～ 670		410
4	一般調査	水田川	山電下	7.3 ～ 8.4		7.8	5.1 ～ 9.2		7.0	1.1 ～ 2.5		2.0	2.2	3 ～ 14		8	230 ～ 760		450
5	一般調査	喜瀬川	城橋上	7.5 ～ 8.3	0 / 4	7.8	5.4 ～ 11	0 / 4	7.5	1.4 ～ 2.8	0 / 4	2.4	2.7	8 ～ 13	0 / 4	11	130 ～ 560		230
6	一般調査	曇川	高田橋	7.5 ～ 7.8		7.7	5.2 ～ 6.9		6.1	2.1 ～ 4.4		3.0	3.0	8 ～ 35		17	150 ～ 420		290
7	一般調査	草谷川	上西条橋	6.8 ～ 7.7		7.2	6.0 ～ 7.6		6.9	1.0 ～ 6.3		2.5	1.5	2 ～ 18		10	120 ～ 2000		270
8	一般調査	小川	山角橋	7.0 ～ 7.6		7.3	6.2 ～ 9.4		7.7	0.9 ～ 3.7		2.1	2.1	1 ～ 13		7	20 ～ 240		63
9	一般調査	西川	小山橋	7.2 ～ 7.8		7.6	5.9 ～ 8.5		7.1	1.2 ～ 5.9		2.5	1.5	3 ～ 48		19	52 ～ 400		110
10	一般調査	法華山谷川	長慶橋	8.5 ～ 9.3		8.9	7.0 ～ 15		10	1.5 ～ 11		5.6	7.0	4 ～ 38		18	6 ～ 1200		110
11	一般調査	加古川	堰堤	7.9 ～ 9.3	1 / 4	8.5	5.3 ～ 10	0 / 4	7.9	0.9 ～ 4.9	1 / 4	2.1	1.5	2 ～ 7	0 / 4	5	12 ～ 26	0 / 4	15
12	通年調査	播磨灘	加古川市沖１	7.8 ～ 8.1	0 / 12	8.0	6.5 ～ 10	0 / 12	8.6	2.0 ～ 3.2	1 / 12	2.6	2.8						
13	通年調査	播磨灘	加古川市沖２	7.9 ～ 8.1	0 / 12	8.0	6.4 ～ 10	2 / 12	8.6	1.6 ～ 3.1	9 / 12	2.4	2.6						
14	通年調査	播磨灘	別府港	7.9 ～ 8.1	0 / 12	8.0	6.2 ～ 11	0 / 12	8.9	2.0 ～ 3.6	0 / 12	2.9	3.3						

（備考）　ｍ：環境基準値を超える検体数　　ｎ：総検体数

⑨　公共用水域水質測定結果　　地点総括表　〔生活環境項目〕　(2/2)

表３－３－９　地点総括表

地点No.	調査内容	水域名（河川名等）	地点名	全窒素(mg/L)			全リン(mg/L)			全亜鉛(mg/L)		ノニルフェノール(mg/L)		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(mg/L)	
				最小 ～ 最大	m / n	平均	最小 ～ 最大	m / n	平均	平均	n	平均	n	平均	n
1	通年調査	別府川	十五社橋	0.81 ～ 1.4		1.0	0.030 ～ 0.26		0.11	0.008	2	<0.00006	2	0.0012	2
2	一般調査	別府川	別府橋	0.58 ～ 0.84		0.74	0.050 ～ 0.19		0.10	0.010	1	<0.00006	1	<0.0006	1
3	一般調査	養田川	養田1号橋	0.90 ～ 2.5		1.4	0.034 ～ 0.17		0.098	0.014	1	<0.00006	1	0.0006	1
4	一般調査	水田川	山電下	1.1 ～ 3.1		2.3	0.12 ～ 0.37		0.21	0.015	1	<0.00006	1	0.011	1
5	一般調査	喜瀬川	城橋上	1.5 ～ 2.1		1.7	0.086 ～ 0.26		0.14	0.015	1	<0.00006	1	<0.0006	1
6	一般調査	曇川	高田橋	1.6 ～ 2.0		1.8	0.11 ～ 0.35		0.21	0.008	1	<0.00006	1	<0.0006	1
7	一般調査	草谷川	上西条橋	1.8 ～ 4.7		2.8	0.13 ～ 0.39		0.24	0.010	1	<0.00006	1	0.0038	1
8	一般調査	小川	山角橋	1.3 ～ 2.5		2.0	0.14 ～ 0.34		0.21	0.006	1	<0.00006	1	0.0038	1
9	一般調査	西川	小山橋	0.56 ～ 2.0		1.3	0.10 ～ 0.21		0.16	0.007	1	<0.00006	1	0.0014	1
10	一般調査	法華山谷川	長慶橋	1.0 ～ 2.3		1.8	0.16 ～ 0.42		0.24	0.006	1	<0.00006	1	0.0009	1
11	一般調査	加古川	堰堤	0.58 ～ 0.83		0.74	0.035 ～ 0.16		0.082	0.005	1	<0.00006	1	<0.0006	1
12	通年調査	播磨灘	加古川市沖１	0.18 ～ 0.56	0 / 12	0.27	0.020 ～ 0.053	1 / 12	0.032	0.009	2	<0.00006	2	0.0006	2
13	通年調査	播磨灘	加古川市沖２	0.14 ～ 0.25	0 / 12	0.18	0.013 ～ 0.037	3 / 12	0.024	0.012	2	<0.00006	2	0.0011	2
14	通年調査	播磨灘	別府港	0.38 ～ 1.0	0 / 12	0.54	0.021 ～ 0.053	0 / 12	0.029	0.008	2	<0.00006	2	<0.0006	2

（備考）　ｍ：環境基準値を超える検体数　　ｎ：総検体数

⑩　地下水の環境基準状況

表３－３－10　地下水の環境基準達成状況

項　　目	m	n	達成率
カドミウム	0	6	100
全シアン	0	6	100
鉛	1	13	92
六価クロム	0	6	100
砒素	0	10	100
総水銀	0	6	100
アルキル水銀	0	6	100
ＰＣＢ	0	6	100
ジクロロメタン	0	6	100
四塩化炭素	0	6	100
クロロエチレン	1	13	92
1,2 - ジクロロエタン	0	12	100
1,1 - ジクロロエチレン	0	13	100
1,2 - ジクロロエチレン	1	13	92
1,1,1 - トリクロロエタン	0	13	100
1,1,2 - トリクロロエタン	0	10	100
トリクロロエチレン	1	13	92
テトラクロロエチレン	1	13	92
1,3 - ジクロロプロペン	0	6	100
チウラム	0	6	100
シマジン	0	6	100
チオベンカルブ	0	6	100
ベンゼン	0	6	100
セレン	0	6	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	9	100
ふっ素	0	6	100
ほう素	0	6	100
1,4 - ジオキサン	0	6	100
合計	5	234	98

ｍ：環境基準値を超える検体　ｎ：総検体数
達成率（%）：100×（１－m/ｎ）

⑪　池及び小河川の水質目標達成状況

表３－３－１１　池及び小河川の水質目標達成状況

地点Ｎｏ.	池名 小河川名	類　型	目標値 ＢＯＤ (mg/L)	水質目標値を超える検体数	総検体数	最小値～最大値	75%値	目標達成状況
Ｌ１	今池	Ⅲ	8.0	3	4	5.9　～　25	23	×
Ｌ２	野々池	Ⅱ	5.0	1	2	3.9　～　14	14	×
Ｌ３	六万池	Ⅰ	3.0	0	4	0.5　～　1.9	0.9	○
ＲＩ	権現川	I-2	3.0	0	4	1.8　～　2.9	2.0	○
Ｒ２	磐川	I-2	3.0	0	4	<0.5　～　1.4	0.9	○
Ｒ３	藤池川	I-2	3.0	3	4	2.1　～　4.7	4.5	×

※「第３次加古川市環境基本計画」における分類

（4）工場・事業場への指導

① 環境保全協定による指導

環境保全協定を締結している 11 事業場について負荷量調査、通常調査、排出水差温調査など延べ 51 回の立入り検査を行った。

協定企業立入検査検体数を、表３－３－１２に示す。

表３－３－１２　協定企業立入検査検体数

項目		総検体数
有害物質	カドミウム及びその化合物	16
	シアン化合物	26
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン､及び EPN に限る）	11
	鉛及びその化合物	20
	六価クロム化合物	27
	砒素及びその化合物	11
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	11
	アルキル水銀	11
	ＰＣＢ	11
	トリクロロエチレン	11
	テトラクロロエチレン	11
	ジクロロメタン	11
	四塩化炭素	11
	1,2-ジクロロエタン	11
	1,1-ジクロロエチレン	11
	シス-1,2 - ジクロロエチレン	11
	1,1,1-トリクロロエタン	11
	1,1,2-トリクロロエタン	11
	1,3-ジクロロプロペン	0

項目		総検体数
有害物質	チウラム	0
	シマジン	0
	チオベンカルブ	0
	ベンゼン	14
	セレン及びその化合物	11
	ほう素及びその化合物	11
	ふっ素及びその化合物	19
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	11
	1,4-ジオキサン	11
その他の項目	ｐＨ	65
	ＢＯＤ	25
	ＣＯＤ	137
	ＳＳ	65
	ノルマルヘキサン抽出物質	65
	窒素含有量	137
	燐含有量	137
	フェノール類含有量	27
	銅含有量	11
	亜鉛含有量	16
	溶解性鉄含有量	35
	溶解性マンガン含有量	11
	クロム含有量	11
	アンモニア性窒素	6
	総検体数	1068

② 水質汚濁防止法に基づく指導（環境保全協定締結事業場を除く）

市内の水質汚濁防止法対象事業場等について延べ 34 回の立入り検査を行った。

事業場立入検査検体数を、表３－３－１３に示す。

表３－３－１３　事業場立入検査検体数

項目		総検体数
有害物質	カドミウム及びその化合物	3
	シアン化合物	3
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン､及びＥＰＮに限る）	3
	鉛及びその化合物	3
	六価クロム化合物	3
	砒素及びその化合物	3
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	3
	アルキル水銀	3
	ＰＣＢ	3
	トリクロロエチレン	3
	テトラクロロエチレン	3
	ジクロロメタン	3
	四塩化炭素	3
	1,2-ジクロロエタン	3
	1,1-ジクロロエチレン	3
	シス-1,2-ジクロロエチレン	3
	1,1,1-トリクロロエタン	3
	1,1,2-トリクロロエタン	3
	1,3-ジクロロプロペン	0

項目		総検体数
有害物質	チウラム	0
	シマジン	0
	チオベンカルブ	0
	ベンゼン	3
	セレン及びその化合物	3
	ほう素及びその化合物	3
	ふっ素及びその化合物	3
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	3
	1,4-ジオキサン	3
その他の項目	ｐＨ	34
	ＢＯＤ	35
	ＣＯＤ	35
	ＳＳ	35
	ノルマルヘキサン抽出物質	3
	窒素含有量	34
	燐含有量	34
	フェノール類含有量	3
	銅含有量	3
	亜鉛含有量	3
	溶解性鉄含有量	3
	溶解性マンガン含有量	3
	クロム含有量	3
	アンモニア性窒素	0
	総検体数	300

③　ゴルフ場農薬調査

市内の２箇所のゴルフ場において、農薬を秋季に１回調査した。試料は各ゴルフ場最終調整池にて採水した。試料を検査した結果、いずれの地点・項目においても、指針値を満足していた。

資料〔１〕

（１）人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基準値（mg/L）
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.02
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1

項　　目	基準値（mg/L）
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

備　考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

（２）生活環境の保全に関する環境基準

１．河川（湖沼を除く）

項目／類型	基準値				
	水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ：mg/L）	浮遊物質量（ＳＳ：mg/L）	溶存酸素量（ＤＯ：mg/L）	大腸菌数（CFU/100mL）
ＡＡ	6.5～8.5	1	25	7.5	20
Ａ	6.5～8.5	2	25	7.5	300
Ｂ	6.5～8.5	3	25	5	1,000
Ｃ	6.5～8.5	5	50	5	－
Ｄ	6.0～8.5	8	100	2	－
Ｅ	6.0～8.5	10	ごみ等の浮遊が認められないこと	2	－

備　考
1　基準値は、日間平均値とする。（海域もこれに準ずる。）
2　農業用水利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量５mg/L 以上とする。

項目 / 類型	基準値 (mg/L)		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）
生　物Ａ	0.03	0.001	0.03
生物特Ａ		0.0006	0.02
生　物Ｂ		0.002	0.05
生物特Ｂ		0.002	0.04

備　考
1　基準値は、年間平均値とする。

２．海域

項目 / 類型	基準値				
	水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ：mg/L）	溶存酸素量（ＤＯ：mg/L）	大腸菌数（CFU/100mL）	ｎ－ヘキサン抽出物質（油分）
Ａ	7.8～8.3	2	7.5	300	検出されないこと
Ｂ	7.8～8.3	3	5	－	検出されないこと
Ｃ	7.0～8.3	8	2	－	－

備　考
1　基準値は、日間平均値とする。

項目 / 類型	基準値 (mg/L)	
	全窒素	全燐
Ⅰ	0.2	0.02
Ⅱ	0.3	0.03
Ⅲ	0.6	0.05
Ⅳ	1	0.09

備　考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする

項目 / 類型	基準値 (mg/L)		
	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ）
生 物 Ａ	0.02	0.001	0.01
生物特Ａ	0.01	0.0007	0.006

（3）ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第７条の規定に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりである。

媒　　体	基　　準　　値
水　　質	1 pg-TEQ/L
底　　質	150pg-TEQ/g-dry

備　考
1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　基準値は、年間平均値とする。

（4）地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基準値（mg/L）
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.02
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04

項　　目	基準値（mg/L）
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

備　考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値 については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法 により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

４．土壌汚染

（１）土壌汚染の概要

土壌は水や大気と比べて移動性が低く、拡散や希釈がされにくい。そのため、土壌が有害物質によって汚染されると、長期間にわたりその場に蓄積され、汚染された土壌を口や肌から直接摂取することや、有害物質が溶け出した地下水を飲用等することにより、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

平成 15 年２月 15 日には、土壌の汚染による健康被害を防止するため、調査及び措置の方法を定めた土壌汚染対策法が施行された。土壌汚染対策法の対象となる有害物質は、土壌に含まれることに起因して健康被害を生じるおそれがあるものとして、第１種から第３種にわたり計 26 物質が指定されており、土地所有者等は、有害物質使用特定施設を廃止したときなど、一定の機会をとらえて土壌汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告することが義務づけられている。この調査の結果、汚染の状況が法令に定める基準（指定基準という。資料〔２〕のとおり）に適合しない土地については、基準に適合しない部分について「指定区域」として公示される。

（２）環境基準

人の健康保護と生活環境保全のために維持することがのぞましい基準として、環境基本法に基づき、鉛、砒素、トリクロロエチレン等 29 項目が土壌の環境基準として定められている（各物質の環境基準を資料〔２〕に示す)。また、ダイオキシン類の土壌の環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、1000pg-TEQ/g 以下と定められている。

（３）ダイオキシン類調査結果の概要

令和７年度は市内１ヶ所で測定を行っており、環境基準を達成した。測定結果を表３－４－１に示す。

表３－４－１　土壌中ダイオキシン類濃度の測定結果

測　　定　　場　　所	ダイオキシン類濃度（pg-TEQ/g）
二俣公園（平岡町）	0.0033

（４）指定区域の概要

加古川市内において、土壌汚染対策法に基づき指定された区域はこれまで 30 件ある。令和７年度末現在では、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等が必要な区域（「要措置区域」という。）が４件、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等が不要な区域（「形質変更時要届出区域」という。）が 13 件あり、他 13 件の区域は既に指定が解除されている。指定区域の内容については表３－４－２及び表３－４－３に示す。

表３－４－２　要措置区域

指定番号	指定年月日	指定区域の住所	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質
1	H16.2.6	尾上町長田 519 の一部	360	テトラクロロエチレン
16	H31.2.12	平岡町高畑 400 番１ほか２筆の一部	4,444	ふっ素及びその化合物
24	R5.9.20	野口町水足字新辻 560 番 107 の一部	400	ベンゼン
28	R7.11.17	野口町北野字池ノ東 772 番 2 の一部、字高町 423 番 1 の一部	900	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

※要措置区域においては、現在、措置（1.原位置浄化、16.地下水の水質の測定、24.掘削除去、28. 地下水の水質の測定）が講じられている。

表３－４－３　形質変更時要届出区域

指定番号	指定年月日	指定区域の住所	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質
6	H22.7.2	平荘町上原 200 番地の一部	1,100	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
10	H26.3.12	志方町上冨木 775 番の１ほか２筆の一部	670	ふっ素及びその化合物
12	H27.7.16	尾上町今福 49 番５ほか５筆の一部	5,351.09	鉛及びその化合物
13	H27.9.18	別府町西脇 310 番３ほか	10,963.93	第２種特定有害物質のうちシアン化合物を除く８物質 ＰＣＢ

指定番号	指定年月日	指定区域の住所	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質
17	R1.6.24	平岡町新在家 1150 番の一部	25,330.0	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
20	R4.5.23 R4.11.21 R5.9.15 R6.10.18	尾上町池田字美サシ 850 番 23 の一部、850 番 67 の一部、850 番 75 の一部、850 番 76 の一部、850 番 77 の一部、尾上町池田字池田開拓 1897 番 1 の一部、1897 番 10 の一部、1897 番 11 の一部、1897 番 12 の一部、1897 番 14 の一部、1897 番 15 の一部、1897 番 19 の一部、1897 番 27 の一部	2,868.8	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
21	R5.1.13	野口町水足字小橋 179 番 6 の一部	65.13	砒素及びその化合物
22	R5.8.14	平荘町上原字東山 4 番 1 の一部、字仁蔵ヶ谷 249 番の一部	2,552.9	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
23	R5.9.8 R6.6.28	尾上町池田字榮へ 1409 番 1、1409 番 2、1422 番、1439 番 5、字池田開拓 1908 番 1	44,139.58	ベンゼン 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
25	R5.9.20	野口町水足字南山 671 番 8 の一部、字新辻 560 番 107 の一部	79.77	鉛及びその化合物
26	R6.9.6	尾上町養田字養田開拓 1554 番 1 の一部、1557 番 1 の一部、1583 番 1 の一部	820.22	鉛及びその化合物

指定 番号	指定 年月日	指定区域の住所	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質
27	R7.2.28	野口町北野字居龍 367 番 1 の一部、371 番 3 の一部、374 番の一部、374 番 1 の一部、字西谷 381 番 1 の一部、388 番 2 の一部、字中岡 393 番の一部、字池ノ谷 417 番 4 の一部、420 番 1 の一部、字向新田 796 番 2 の一部、796 番 8 の一部、800 番 1 の一部	1,712.59	チウラム 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
29	R7.11.17	野口町北野字向新田 790 番 1 の一部、字池ノ谷 420 番 3 の一部、字池ノ東 772 番 2 の一部、字中岡 404 番 3 の一部、字高町 423 番 1 の一部	2,223.04	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

資料〔２〕

（１）土壌環境基準

項　　目	基準値（mg/L）
カドミウム	0.003 mg/L かつ 米1kgにつき 0.4 mg以下（農用地）
全シアン	検出されないこと
有機りん	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.05
砒素	0.01 mg/L　かつ 15 mg/kg（田のみ）
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
ＰＣＢ	検出されないこと
銅	125 mg/kg（田のみ）
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004

項　　目	基準値（mg/L）
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

（２）土壌汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定区域の指定基準

特定有害物質		指定区域の指定に係る基準	
		土壌溶出量基準（mg/L）	土壌含有量基準（mg/kg）
揮発性有機化合物（第１種特定有害物質）	クロロエチレン	0.002	－
	四塩化炭素	0.002	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	－
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	－
	ジクロロメタン	0.02	－
	テトラクロロエチレン	0.01	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－
	トリクロロエチレン	0.01	－
	ベンゼン	0.01	－
重金属等（第２種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	0.003	45
	六価クロム化合物	0.05	250
	シアン化合物	検出されないこと	50
	水銀及びその化合物	水銀0.0005 mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15
	セレン及びその化合物	0.01	150
	鉛及びその化合物	0.01	150
	砒素及びその化合物	0.01	150
	ふっ素及びその化合物	0.8	4000
	ほう素及びその化合物	1	4000
農薬等（第３種特定有害物質）	シマジン	0.003	－
	チオベンカルブ	0.02	－
	チウラム	0.006	－
	ＰＣＢ	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

５．騒音・振動

（１）騒音・振動の概要

騒音・振動は各種公害の中でも、市民の日常生活の最も身近なところで発生する公害である。その発生源は、工場・事業場の機械音、交通機関、建設・解体工事、店舗・住宅等の生活騒音など、広範囲に及んでいる。市に寄せられる苦情内容も多種多様であり、件数も多い。

事業活動等に伴い相当範囲にわたって発生する場合には、騒音・振動公害として問題になる。騒音・振動は蓄積されるということがなく、発生し消滅する一過性の性質をもっており、直接の健康被害・財産的損害が発生することよりも、心理的・感覚的被害が問題となることが多い。

騒音については、その音が好ましいかどうかは、音を聞く人の置かれた状況、騒音の種類・性質によっても異なるため、個人差が大きい。振動についても同様の問題があり、一律に規制基準をもって対応することが難しく、問題解決に苦慮することがある。

工場等の騒音・振動については、発生源対策、建屋対策、特定施設の設置箇所の確認、施設の維持管理などの指導を行い、騒音・振動の低減に努めている。

新幹線及び自動車の騒音・振動については、新幹線鉄道の沿線地域及び主要幹線道路に面する地域での実態を把握するため、定期的に測定調査を行い、関係機関に発生源対策を要望している。また、一般地域についても環境騒音調査を行い､都市環境騒音の実態把握に努めている。

近年、工業地域や既設工場・事業場に近接して、住宅建築が進んでいる傾向もみられ、騒音・振動防止技術がさらに向上されることはもちろん、抜本的対策として、工業団地への移転等により、工場・事業場と住居の分離など、総合的な土地利用の施策が必要と考えられる。

また、生活様式の多様化や住宅の過密化等に伴い、カラオケ、空調室外機等による近隣騒音が問題となっている。近隣騒音の特徴としては、発生量は概して小さく限られた住民にだけ影響を与える場合が多く、日頃の人間関係によっても被害感が左右される傾向がある。法令等で規制することは難しく､お互いに周囲へ迷惑をかけないよう心がけるなど､モラルの向上が望まれるところである。

（２）環境基準

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで、維持されることが望ましい基準として定められた行政目標である。

地域の類型及び道路の状況に応じて、表３－５－１のとおり定められている。

表３－５－１ 騒音に係る環境基準(単位：デシベル（dB）)

地域の類型	一般地域･道路に面する地域の区分	時間の区分		用途地域
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)	
ＡＡ	区分なし	50	40	特に静穏を要する地域
A	一般地域	55	45	1,2 種低層、1,2 種中高層
	道路に面する地域（２車線以上）	60	55	
B	一般地域	55	45	1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
	道路に面する地域（２車線以上）	65	60	
C	一般地域	60	50	近隣商業、商業、準工業、工業
	道路に面する地域（車線を有する）	65	60	
幹線交通を担う道路に近接する空間（注１）		70	65	

備考　騒音の測定は、普通騒音計または精密騒音計のＡ特性を用い、測定値は時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル（L_{eq}）によって評価することを原則とする。

注１）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び４車線以上の市町村道をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間とは道路端から２車線以下の道路は 15m、２車線を越える道路は 20mの範囲とする。

② 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音については表３－５－１に示す「騒音に係る環境基準」とは別に、図３－５－１に示す指定地域において、表３－５－２に示す基準が定められている。また、環境基準の達成に向けた当面の対策として暫定基準を設け、引き続き音源対策を推進している。

表３－５－２　新幹線鉄道騒音に係る環境基準（単位：デシベル（dB））

地域の類型 注１）	基　準　値	地 域 の 類 型 の 意 義	用途地域
Ⅰ	70	主として住居の用に供される地域	1,2 種低層、1,2 種中高層、1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
Ⅱ	75	商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域	近隣商業、商業、準工業、工業
	※暫定基準 75	住宅密集地域、住宅集合地域、それに準ずる地域	

注１）地域の類型の当てはめをする地域は、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300ｍであり、河川敷及び都市計画法の規定による工業専用地域は除く。

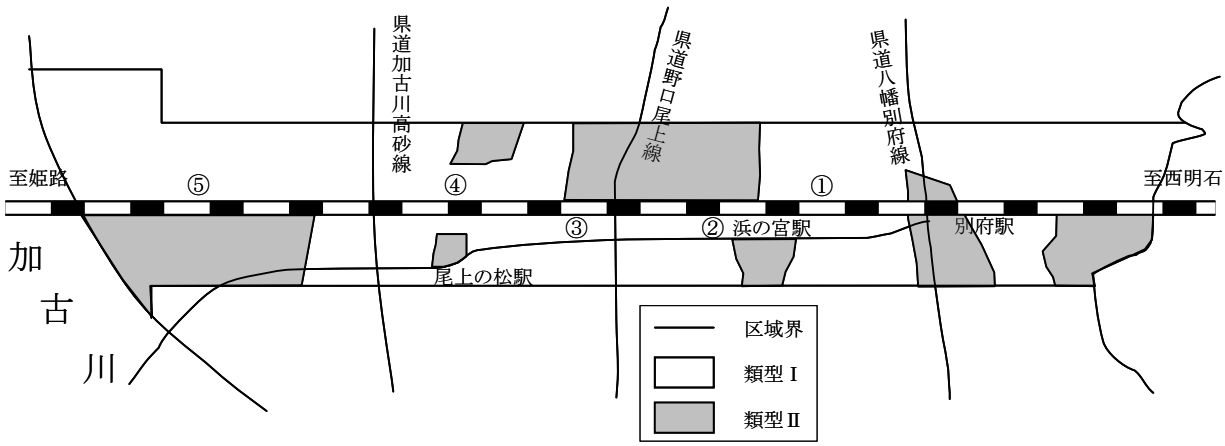


図３－５－１　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の指定地域

備考：令和６年度の測定地点は①～⑤（測定結果は表３－５－１０参照）

（３）騒音・振動の規制

①　特定工場等の規制

特定工場等における事業活動に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法・振動規制法により、時間及び区域の区分ごとの規制基準（騒音・振動の敷地境界線における大きさの許容限度）が定められており、表３－５－３と表３－５－４に示す。

表３－５－３　騒音の規制基準（単位：デシベル（dB））

（特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域の区分）

区域の区分 注１）	昼間 （８時～18 時）	朝・夕 （６時～８時） （18 時～22 時）	夜間 （22 時～翌６時）	用途地域
第１種区域	50	45	40	1,2 種低層
第２種区域	60	50	45	1,2 種中高層、1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
第３種区域	65	60	50	近隣商業、商業、準工業
第４種区域	70	70	60	工　　業

備考　騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
注１）規制基準および区域区分は告示にて定める。学校・図書館等の一定の施設の敷地の周囲概ね 50ｍの区域内における基準については、当該基準から５デシベル減じた値を規制基準とする（第１種区域を除く）。

表３－５－４　振動の規制基準（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注１）	昼間 （８時～19 時）	夜間 （19 時～翌８時）	用途地域
第１種区域	60	55	1,2 種低層、1,2 種中高層、1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
第２種区域	65	60	近商、商業、準工業、工業

備考　振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を使用し、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。
注１）規制基準および区域区分は告示にて定める。学校・図書館等の一定の施設の敷地の周囲概ね 50ｍの区域内における基準は当該基準から５デシベル減じた値である。

②　特定建設作業の規制

建設工事に伴う特定建設作業（掘削機などの重機を使用する作業）については、騒音規制法・振動規制法・環境の保全と創造に関する条例により、敷地境界線における騒音・振動の大きさの基準や、作業時間・作業日の制限等の規制が定められている。また、特定建設作業を実施する場合は、事前に届出が必要である。

作業の種類は表３－５－５、表３－５－６に、規制基準等は表３－５－７に示す。

ア．作業の種類

表３－５－５　騒音の特定建設作業

騒　音　規　制　法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例
くい打機、くい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式、アースオーガー併用作業を除く）	アースオーガーを併用してくい打機を使用する作業（もんけん、圧入式を除く）
びょう打機を使用する作業	同　　左
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動し、１日に２地点間の移動距離が 50m以内に限る）	同　　左
空気圧縮機を使用する作業（電動機使用以外。定格出力が 15kW 以上の原動機。さく岩機の動力として使用する作業を除く）	同　　左
混練容量が 0.45 ㎥以上のコンクリートプラント又は混練容量が 200 kg以上のアスファルトプラントを設けて行う作業（モルタル製造作業以外）	同　　左
バックホウを使用する作業（定格出力 80kW 以上）	ブルドーザー・パワーショベル等の掘削機械を使用する作業
トラクターショベルを使用する作業（定格出力 70kW 以上）	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業
ブルドーザーを使用する作業（定格出力 40kW 以上）	

表３－５－６　振動の特定建設作業

振動規制法・兵庫県環境の保全と創造に関する条例
くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業（もんけん、圧入式、油圧式を除く）
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動し、１日に２地点間距離が 50m以内）
ブレーカーを使用する作業（手持式を除く。作業地点が連続的に移動し、１日に２地点間距離が 50m以内）

イ．規制に関する基準

表３－５－７　騒音・振動の特定建設作業規制基準

項　目	規制値 デシベル（dB）	作業禁止時間		１日の作業時間		作業時間	作業禁止日
		１号区域	２号区域	１号区域	２号区域		
騒 音	85	19 時～翌７時	22 時～翌６時	10 時間まで	14 時間まで	連続６日間まで	日曜日その他の休日
振 動	75						

注１）１号区域：　騒音規制法に基づく規制区域が第１種区域～第３種区域及び第４種区域のうち告示で定める学校・図書館等の周囲おおむね 80mの区域
　　２号区域：　１号区域以外の区域

注２）適用除外
　　ア　災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
　　イ　人の生命、身体の危険防止のため必要な場合
　　ウ　鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
　　エ　道路法による占用許可等または道路交通法による使用許可等に条件が付された場合
　　オ　変電所の変更工事で必要な場合

③　深夜営業騒音等の規制

飲食店営業については兵庫県環境の保全と創造に関する条例により、音響機器の使用時間の制限及び音量の制限が定められている。飲食店営業者は午後 11 時から翌日の午前６時までの間、カラオケ装置等の音響機器を使用し、又は使用させることが原則として禁止されており、その規制区域及び規制音響機器は次のとおりである。

規　制　区　域	規　制　音　響　機　器
１．1,2 種低中高層 1,2 種住居・準住居 近隣商業・準工業 ２．市街化調整区域	１．カラオケ装置 ２．電気蓄音機（光学式のもの及びジュークボックスを含む） ３．磁気録音再生機 ４．拡声装置 ５．楽　　器

※音響機器からの音が、防音装置などによって外部にもれないときは、この制限を受けない。

（４）道路交通騒音・振動に係る要請限度

道路交通騒音・振動が総理府令で定める基準値（「要請限度」という。騒音については表３－５－８、振動については表３－５－９）を超えている場合等においては、公安委員会に対する道路交通法の規定による措置の要請、道路管理者に対する意見陳述等ができる。

表３－５－８　騒音の要請限度（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注１）	車線数	時　間　の　区　分		用途地域
		昼間 （６時～22 時）	夜間 （22 時～翌６時）	
a 区域	１車線	65	55	1,2 種低層、 1,2 種中高層
	２車線以上	70	65	
b 区域	１車線	65	55	1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
	２車線以上	75	70	
c 区域	１車線以上	75	70	近隣商業、商業、準工業、工業
幹線交通を担う道路に近接する区域 注２）		75	70	

表３－５－９　振動の要請限度（単位：デシベル（dB））

区域の区分 注１）	昼間 （８時～19 時）	夜間 （19 時～翌８時）	用途地域
第１種区域	65	60	1,2 種低層、1,2 種中高層 1,2 種住居、準住居、市街化調整区域
第２種区域	70	65	近隣商業、商業、準工業、工業

〔表３－５－８，３－５－９共通〕
注１）　区域の区分はおおむね用途地域等に対応するが、具体的な区域は市長が指定する。
注２）　幹線道路を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び４車線以上の市町村道をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間とは道路端から２車線以下の道路は 15m、２車線を越える道路は 20mの範囲とする。
※　騒音の測定値は等価騒音レベル（L_{eq}）で評価する。
※　振動の測定値は 80%レンジの上端値（L_{10}）で評価する。

（５）騒音・振動測定結果

①　新幹線鉄道騒音・振動測定結果

新幹線鉄道の沿線地域での騒音・振動の実態を把握するため、５箇所 15 地点で調査を実施した。それぞれの測定結果を表３－５－１０に示す。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準と比較すると、別府町新野辺北町及び尾上町口里の 12.5m、25m、長田（下り）の 12.5m、長田（上り）の 12.5m、25m、加古川町稲屋の 12.5m の地点において環境基準を超過していた。また、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について「勧告指針」と比較すると、すべての地点で勧告指針以下となっていた。新幹線鉄道の騒音・振動については関係機関に「発生源対策の早期実施」、「環境基準の早期達成」及び「振動対策」等、積極的に取り組むよう要望した。

表３－５－１０　新幹線鉄道騒音・振動測定結果（単位：デシベル（dB））

No.	測 定 地 点 （東京起点距離）	上下	測定日	騒音レベル			振動レベル		
				12.5m	25m	50m	12.5m	25m	50m
1	別府町新野辺北町 （583.4 km）	上り	R7.4.24	74	72	68	55	49	42
2	尾上町口里 （584.9 km）	下り	R7.4.28	73	72	67	58	50	47
3	尾上町長田 （585.4 km）	下り	R7.4.21	72	70	68	56	54	45
4	尾上町長田 （585.7 km）	上り	R7.4.23	75	73	68	60	58	52
5	加古川町稲屋 （587.1 km）	上り	R7.4.22	71	69	68	57	53	50

備考　騒音：環境基準（表３－５－２）全地点　類型Ⅰ
振動：勧告指針　70 デシベル（dB）

② 自動車騒音面的評価結果

加古川市の評価対象路線を含む 31 路線（評価区間延長 150.4 ㎞）の沿道 50m範囲内の評価対象住居 17,589 戸について、昼間・夜間に分けて騒音面的評価を行った。その結果は 17,305 戸（98.4%）で昼間・夜間とも、45 戸（0.3%）で昼間のみ、101 戸（0.6%）で夜間のみ環境基準を達成しているが、138 戸（0.8%）で昼間・夜間とも環境基準を達成していない。

令和７年度の騒音面的評価結果（騒音測定実施路線）を表３－５－１１に、自動車騒音評価対象路線図と路線表を図３－５－２及び表３－５－１２に示す。

表３－５－１１　騒音面的評価結果（令和７年度騒音測定実施５路線）

路線No.	路線名	評価区間の延長	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下	
		(㎞)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	一般国道２号（バイパス部を除く）	9.4	2370	2370	100	0	0	0	0
8	加古川停車場線	0.3	56	56	100	0	0	0	0
23	平荘魚橋線	3.7	70	70	100	0	0	0	0
24	飾東宝殿停車場線	0.4	118	118	100	0	0	0	0
31	市道池田海岸線	1.0	143	143	100	0	0	0	0

備考　評価対象住居等戸数は、各路線同士交差した部分で評価が重複されている建物戸数を含む。

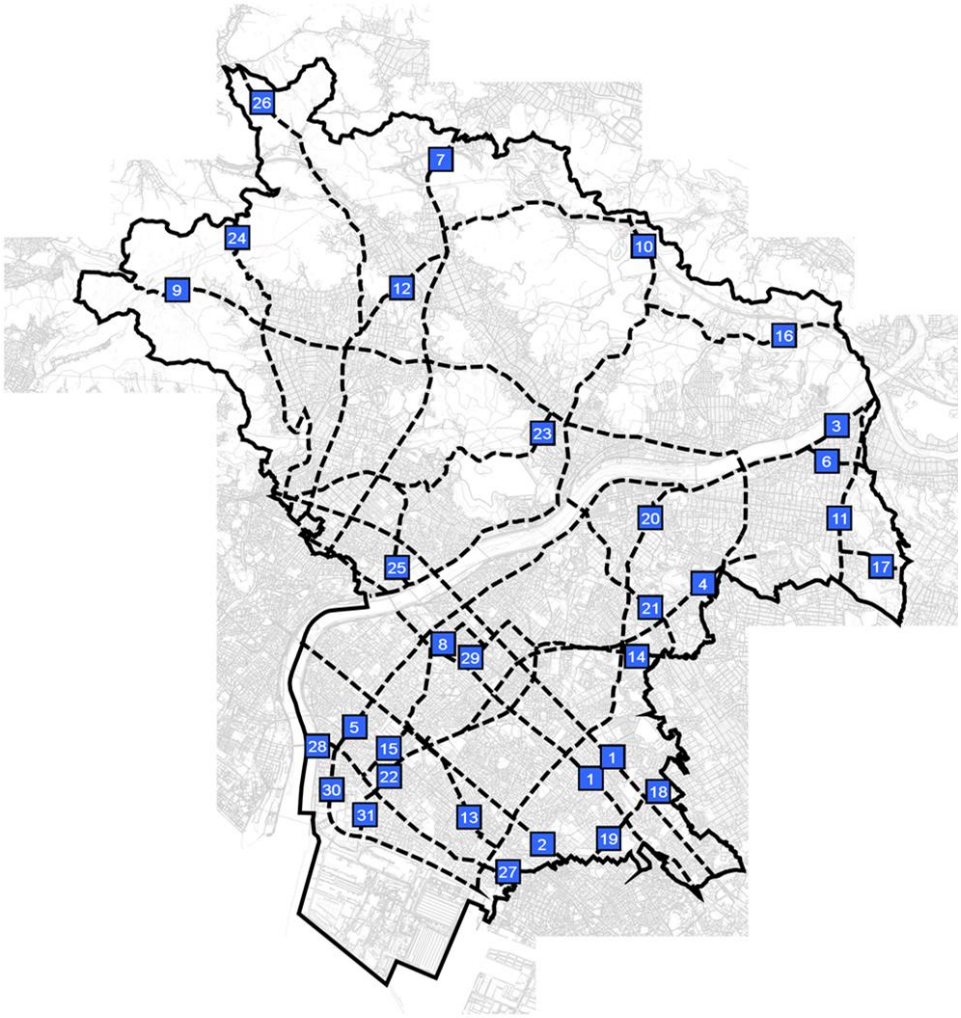


図３－５－２　自動車騒音評価対象路線図

表３－５－１２　自動車騒音評価対象路線表

路線No.	路線名	路線No.	路線名	路線No.	路線名
1	一般国道２号線 一般国道２号線バイパス	12	小野志方線	23	平荘魚橋線
2	国道 250 号線	13	別府港加古川停車場線	24	飾東宝殿停車場線
3	加古川小野線	14	大久保稲美加古川線	25	神吉船頭線
4	加古川小野線 （東播磨南北道路）	15	鶴林寺線	26	小原宝殿停車場線
5	加古川高砂線	16	平荘市場線	27	別府平岡線
6	加古川三田線	17	野村明石線	28	明石高砂線
7	高砂北条線	18	野谷平岡線	29	市道大野平野線
8	加古川停車場線	19	本荘平岡線	30	市道加古川別府港線
9	神戸加古川姫路線	20	八幡別府線	31	市道池田海岸線
10	高砂加古川加西線	21	平荘大久保線		
11	宗佐土山線	22	野口尾上線		

③　一般環境騒音測定結果

一般地域での環境騒音の実態を把握するため、市内 18 地点で 24 時間等価騒音レベルの測定を行っている。地域類型ごとの測定地点数は、A類型６地点、B類型 10 地点、C類型２地点あり、その測定結果（L_{eq}）と測定地点図を表３－５－１３及び図３－５－３に示す。昼間は全地点で環境基準を達成しているが、夜間は９地点（令和７年度測定分では６地点のうち４地点）で環境基準を超過している。

表３－５－１３　一般環境騒音測定結果（単位：デシベル（dB））

No.	類型	用途地域	住　　所	測 定 地 点	測定日	環境基準		測定値	適否
1	A	1種中高	尾上町養田 344-6	大崎公会堂	R7.11.17	昼	55	51	○
						夜	45	45	○
2	A	1種中高	尾上町口里 770-37	浜の宮小学校	R7.11.17	昼	55	50	○
						夜	45	40	○
3	A	1種中高	別府町西町 1	別府小学校	R7.12.4	昼	55	52	○
						夜	45	52	×
4	B	1種住居	別府町西脇 3 丁目 62	西脇雨水ポンプ場	R7.12.15	昼	55	47	○
						夜	45	50	×
5	B	調整	平荘町山角 725-2	両荘みらい学園	R6.11.7	昼	55	48	○
						夜	45	42	○
6	B	調整	平荘町小畑 1355-1	西部隣保館	R6.11.20	昼	55	48	○
						夜	45	39	○
7	B	1種住居	志方町志方町 1050	志方小学校	R6.11.14	昼	55	47	○
						夜	45	38	○
8	B	調整	志方町東中 200-5	しろやま農業研修センター	R6.11.20	昼	55	47	○
						夜	45	42	○
9	A	1種中高	米田町平津 108	川西小学校	R5.12.19	昼	55	48	○
						夜	45	46	×
10	B	調整	東神吉町神吉 156	東神吉小学校	R5.12.19	昼	55	47	○
						夜	45	43	○
11	C	近商	加古川町寺家町 12-4	加古川公民館	R5.11.9	昼	60	56	○
						夜	50	52	×
12	C	工業	平岡町土山 699-2	平岡公民館	R8.1.13	昼	60	57	○
						夜	50	51	×
13	B	調整	加古川町大野 931	氷丘公民館	R5.11.27	昼	55	51	○
						夜	45	50	×
14	A	1種中高	新神野 5-1-28	陵北小学校	R6.11.7	昼	55	53	○
						夜	45	41	○

No.	類型	用途地域	住　　所	測 定 地 点	測定日	環境基準		測定値	適否
15	B	調整	八幡町宗佐 345	八幡小学校	R6. 12. 9	昼	55	47	○
						夜	45	43	○
16	A	1 種中高	平岡町二俣 906	二俣住吉神社	R7. 11. 20	昼	55	48	○
						夜	45	47	×
17	B	2 種住居	野口町良野 890-1	中部中学校	R5. 11. 27	昼	55	50	○
						夜	45	50	×
18	B	2 種住居	野口町良野 1739	加古川市役所南館	R5. 12. 6	昼	55	50	○
						夜	45	47	×

※測定時間は 24 時間

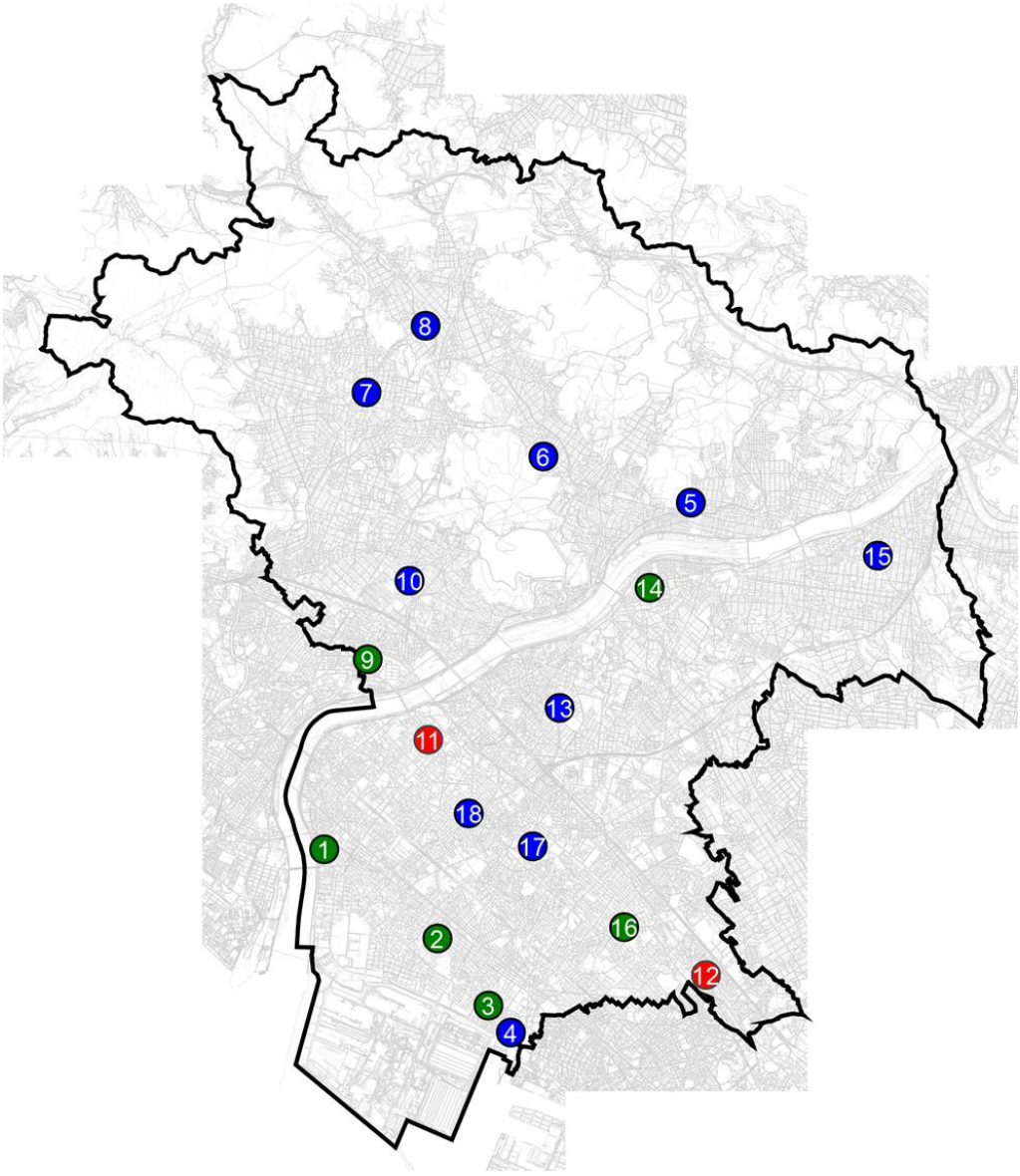


図３－５－３　一般環境騒音測定地点図

６．悪臭

（１）悪臭の概要

一般にくさい臭い等は、いわゆる“悪臭”として問題となることがあるが、悪臭防止法でいう悪臭とは不快なにおいが原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質で、政令で定めるアンモニア等の 22 特定悪臭物質に起因する場合をいう。

においは騒音や振動と同じように感覚的なもので、個人により感じ方もさまざまで、又においの好き嫌いがある。そして、においの濃度によっては、悪臭にもなり、快いにおいにもなる。ひとつの物質だけではなく他の物質との組合せ、時間帯や持続時間などによって、人が悪臭と感じる状態も異なる。悪臭の発生源は、工場・事業場・水路・池・畜産関係等多種多様であり、その発生要素も単純ではなく、防止方法も日常の管理改善から大型の防止施設の設置までいろいろである。また、大部分の成分を除去しても、人間の感覚ではさほど減少せず、除去効率だけでは防止効果を評価しにくい。これらのことに悪臭問題の難しさがある。

悪臭問題のほとんどが苦情の形態で現れる。堆肥化施設・化学工場・塗装工場・畜産等の工場・事業場によるもののほか、水路・池の汚濁が原因となる場合もある。こうした苦情に対し、現地調査や発生源への立入調査を実施し、作業方法の改善、施設の維持管理を徹底させる等の指導を行っている。

（２）規制地域

悪臭の規制地域は市内全域が指定されており、一般地域と順応地域に分かれている。（図３－６－１）

順応地域：農業振興地域及び山林原野等で将来畜産農業の立地が予想される区域で、規制基準は一般地域よりも緩和されている。

一般地域：順応地域以外の地域

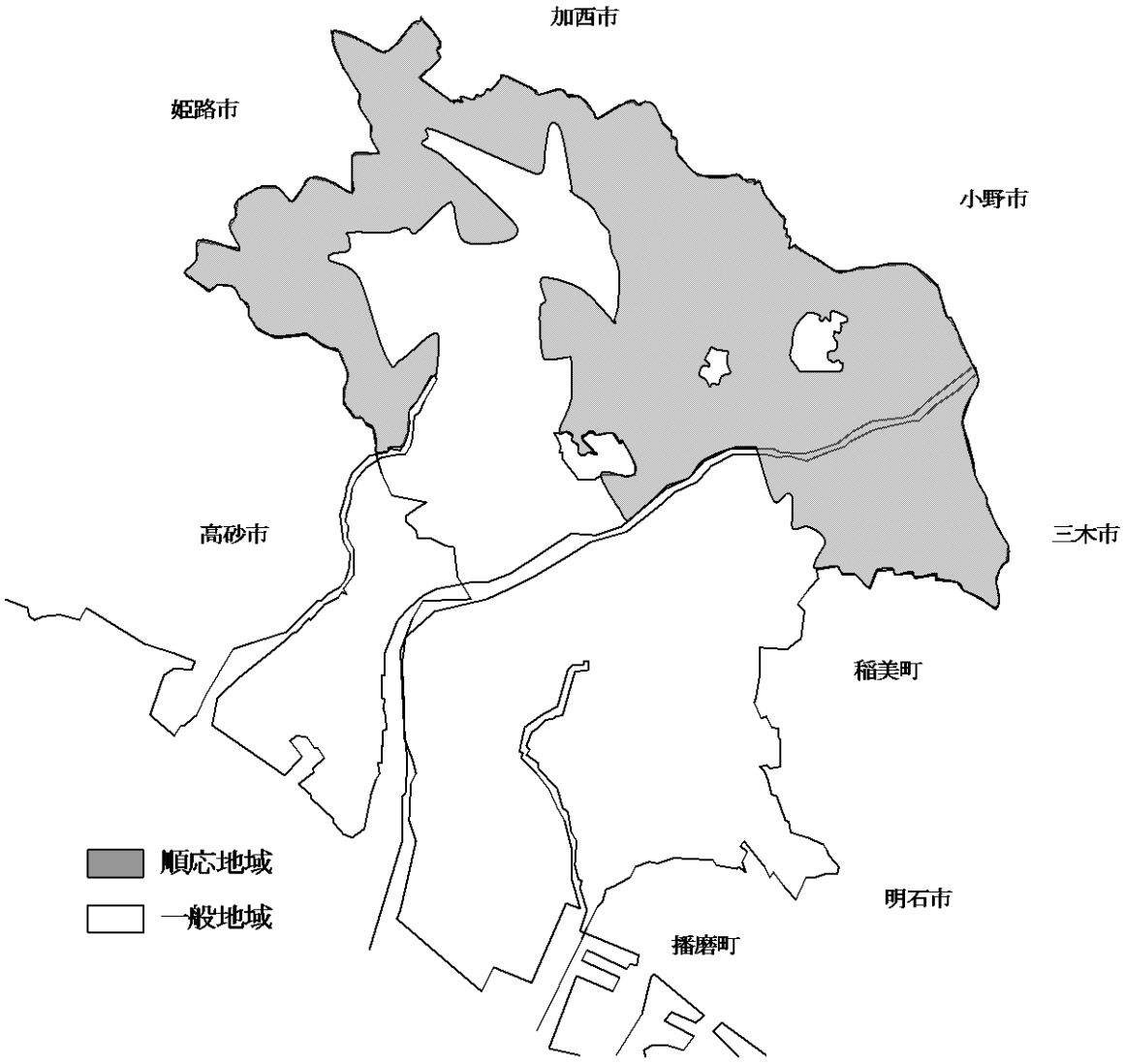


図３－６－１　悪臭規制地域

（３）規制物質と規制基準

一般地域・順応地域における工場・事業場の敷地境界の地表での規制基準は、表３－６－１のとおりで、現在法律で定められているのは 22 物質である。なお、物質により、排出口や排出水中での規制基準が定められている。

表３－６－１　特定悪臭物質の規制基準（悪臭防止法施行規則第２条・別表第１参照）

No.	規制物質	化学式	臭気の種類	規制基準（ppm）	
				一般地域	順応地域
1	アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい	1	5
2	メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.01
3	硫化水素	H_2S	腐った卵のようなにおい	0.02	0.2
4	硫化メチル	$(CH_3)_2S$	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.2
5	二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい	0.009	0.1
6	トリメチルアミン	$(CH_3)_3N$	腐った魚のようなにおい	0.005	0.07
7	アセトアルデヒド	CH_3CHO	刺激的な青ぐさい臭い	0.05	0.5
8	プロピオンアルデヒド	CH_3CH_2CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.05	0.5
9	ノルマルブチルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_2CHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.08
10	イソブチルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.02	0.2
11	ノルマルバレルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_3CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.009	0.05
12	イソバレルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCH_2CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.003	0.01
13	イソブタノール	$(CH_3)_2CHCH_2OH$	刺激的な発酵したにおい	0.9	20
14	酢酸エチル	$CH_3CO_2C_2H_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	3	20
15	メチルイソブチルケトン	$CH_3COCH_2CH(CH_3)_2$	刺激的なシンナーのようなにおい	1	6
16	トルエン	$C_6H_5CH_3$	ガソリンのようなにおい	10	60
17	スチレン	$C_6H_5CH=CH_2$	都市ガスのようなにおい	0.4	2
18	キシレン	$C_6H_4(CH_3)_2$	ガソリンのようなにおい	1	5
19	プロピオン酸	CH_3CH_2COOH	刺激的な酸っぱいにおい	0.03	0.2
20	ノルマル酪酸	$CH_3(CH_2)_2COOH$	汗臭いにおい	0.001	0.006
21	ノルマル吉草酸	$CH_3(CH_2)_3COOH$	むれた靴下のようなにおい	0.0009	0.004
22	イソ吉草酸	$(CH_3)_2CHCH_2COOH$	むれた靴下のようなにおい	0.001	0.01

７．環境保全協定

地域の環境保全を目的とし､公害を未然に防止するための最大限の努力を図るものとして、行政機関と事業者で取り決めた公害防止協定が廃止され、新たに、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策を推進するという基本理念のもとに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を目的とした環境保全協定が、平成 19 年 9 月 26 日に締結された。

現協定は、環境基本法で規定される大気、水質、騒音、振動、悪臭のほか産業廃棄物、緑化、環境管理の徹底、事故時の措置の強化、情報の公開等を含めたものである。事業者は、環境関係法令の遵守はもとより、環境への負荷の低減のために自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことが求められている。



No.	環境保全協定締結事業所
①	㈱神戸製鋼所加古川製鉄所
②	関西熱化学㈱加古川工場
③	日本毛織㈱印南工場
④	ハリマ化成㈱加古川製造所
⑤	バンドー化学㈱加古川工場
⑥	神鋼鋼線工業㈱ ロープ製造所（尾上）
⑦	住友ゴム工業㈱加古川工場
⑧	日本精化㈱加古川東工場
⑨	ダイオーペーパーテクノ㈱加古川工場
⑩	※多木化学㈱本社工場
⑪	※住友金属鉱山㈱播磨事業所

※：播磨町との境界工場

（1）環境保全対策

環境保全協定では、大気汚染・水質汚濁等それぞれの項目にわたって環境法令で定められている規制基準よりも厳しい規制を行い、履行を確保するため、行政機関が事業者に対して必要な措置を勧告するとともに、環境関係法令の排出基準等に適合しないばい煙等の排出により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、事業者に対して事業所の操業短縮又は停止その他必要な措置を指示することを定めている。

大気汚染に関しては、窒素酸化物等の排出量を規制し、有害物質・粉じん等については適切な環境対策を講じることを求めている。水質汚濁に関しては、ＣＯＤ・ＢＯＤ等の汚濁負荷量及び排水量を事業所全体で規制するとともに、排水口において有害物質の濃度を規制している。騒音・振動・悪臭に関しては、発生源対策を講じ将来に向かって低減を求めている。

その他、事業者には施設の設置・変更に伴い環境負荷が増加する場合の事前協議、環境管理組織の整備、自動計測器の設置、ばい煙等の排出状況の定期報告、事業所周辺の緑化等を求めている。

（2）立入調査

協定では地域の環境保全を図るために、環境法令で定められている規制基準よりも厳しい協定値を設定し、事業者に対して自主的な環境管理活動の実施を求めている。市は適宜立入調査を行い、ばい煙等の排出状況、公害防止対策の実施状況及び公害防止施設の稼働状況の確認等を行った。令和７年度の立入調査の実施状況を表３－７－１に示す。

表３－７－１　令和７年度立入調査

	大気	水質	悪臭	騒音他	計
立入回数	40	51	5	12	108
採取検体数	10	143	12	45	210

第３部　清掃編

第１章　清掃事業の概要

１．清掃事業のあゆみ

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
明治 33.4	汚物掃除法施行			
昭和 29.10	清掃法施行（法律第 72 号）			
昭和 30.6		ごみ焼却場神野町へ移転操業開始		
昭和 31.4	加古川市清掃条例制定（昭和 31 年条例第 6 号）			
昭和 34.4			バキューム車１台を配置し、直営し尿収集運搬業務を開始	
昭和 41.9	加古川市立清掃処理場条例施行（昭和 41 年条例第 32 号）	神野清掃工場竣工（焼却能力 30 t/8 h）		
昭和 42.3			尾上処理工場操業開始（処理能力 100kl/日）	
昭和 42.9			し尿の委託収集開始	
昭和 43.4	加古川市し尿浄化槽管理業条例施行（昭和 43 年条例第 25 号）		し尿収集運搬業務の一部を 4 業者に委託	
昭和 45.6		ごみ収集の一部委託開始		
昭和 46.9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行（S45 年法律第 137 号）			
昭和 47.4	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行（S47 年条例第 18 号）			
昭和 47.8			尾上処理工場増設（処理能力 150kl/日）	
昭和 47.12		神野清掃工場に粗大ごみ処理施設完成（破砕能力 50ｔ/5ｈ）		
昭和 52.12		清掃センター竣工		

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
昭和 53.7	加古川市一般廃棄物処理事業審議会設置			
昭和 54.2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会答申(ごみ分別収集計画の指標・排出マナーの向上・ごみ減量・適正処理の推進等)			
昭和 54.5		清掃プラント竣工(焼却能力 360t/24h、120t3 基)		
昭和 54.9		ごみ収集運搬処理業の許可		かん類・びん類の分別収集をモデル地区で開始
昭和 55.1		3 年計画で分別方法の変更		資源ごみ集団回収運動奨励金の交付要綱制定(交付開始)
昭和 56.3			尾上処理工場竣工(処理能力 250kl/日)	
昭和 56.4		指定ごみ袋による可燃ごみ収集開始		
昭和 56.12	広域臨海環境整備センター法施行(昭和 56 年法律第 76 号)			
昭和 57.4			し尿収集運搬業務の一部を 8 業者に委託	かん類・びん類の委託収集開始
昭和 60.10	浄化槽法施行(昭和 58 年法律第 43 号)		尾上処理工場脱水汚泥の肥料化	
昭和 60.12	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(昭和 60 年条例第 27 号)			
昭和 62.3		清掃プラントを混合焼却炉に改良		
昭和 62.4		指定ごみ袋の廃止		
昭和 62.10	大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎建設事務所開設			
昭和 63.7		粗大ごみ処理施設リサイクルセンター竣工(処理能力 80 t /5h)		

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成1.7		粗大ごみ分別収集開始		
平成2.7	大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地積出開始			
平成3.4	再生資源の利用促進に関する法律公布（H3年法律第48号）			
平成3.5	一般廃棄物処理問題検討委員会設置（H3.5～H4.3）			
平成3.10	再生資源の利用促進に関する法律施行			
平成4.3	一般廃棄物処理基本計画策定（H5～H14）			
平成4.4				ごみ減量化推進補助金交付要綱制定
平成4.7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律施行(H3年法律第95号)			
平成5.11	環境基本法公布（H5年法律第91号）			
平成6.1				加古川市事業系ごみ減量化推進委員会設置
平成7.4				集団回収用具購入費用補助金交付要綱制定(物置への補助を実施)
平成7.6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布（H7年法律第112号）			
平成7.10		敷物・寝具類の分別収集開始		
平成7.12			兵庫県加古川下流浄化センターに部分放流開始	

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 8.4	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施行規則一部改正（廃止・変更等様式変更）			
平成 9.2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会に諮問（ごみ減量化対策等）			
平成 9.4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（H7 年政令第 411 号）			
平成 9.6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布（H9 年法律第 85 号）			
平成 9.10				容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきペットボトル回収、びんの 3 色分別収集開始
				紙類・衣類の分別収集開始
平成 10.4			（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱施行	
平成 10.5	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布（H10 年法律第 97 号）			
平成 11.12		クリーンセンター開放型冷水塔を密閉型に取替		
平成 12.4	加古川市環境基本条例施行			電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱制定
平成 13.4	家電リサイクル法施行	ごみ袋の透明化	兵庫県加古川下流浄化センターに全量放流開始、処理能力（230kl／日）に変更。	

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 13.10	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行 加古川市アダプトプログラム実施要綱制定			
平成 15.3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定 （H15～H24）	新クリーンセンター竣工 （焼却能力 432t/日） （144t/日×3 基）		
平成 15.4		廃棄物処理手数料改定 ・事業系廃棄物　処理手数料 10kg あたり 50 円→80 円		
平成 16.4		高齢者・障害者等戸別収集開始 （さわやか収集）		循環型社会・環境美化推進モデル事業補助金交付要綱施行
平成 17.2	JR 加古川駅前周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定			
平成 17.5	JR 東加古川駅前周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定			
平成 17.6				リサイクル情報誌「ば・と・ん」発行
平成 19.10			し尿処理手数料改定 ・人員制を廃止し、従量制に一本化 従量制 10 ﾘｯﾄﾙ当り 25 円 （改定前 1 ヶ月 1 人 100 円） ・事業活動に伴う仮設便所 1 基当り 3,000 円及び 10 ﾘｯﾄﾙ当り 60 円 （改定前 10 ﾘｯﾄﾙ当り 25 円） ・浄化槽汚泥の投入手数料　無料 （改定前 100 kg当り 50 円）	

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 20.1	JR 加古川駅北周辺地域、JR 東加古川駅北周辺地域を投げ捨て防止重点区域に指定 (H.20.1.4)			
平成 20.3				ごみ減量化推進補助金交付要綱廃止
平成 20.4				循環型社会･環境美化推進モデル事業補助金交付要綱廃止
平成 20.10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ﾘｯﾄﾙ当り 45 円 （改定前 10 ﾘｯﾄﾙ当り 25 円）	
平成 21.10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ﾘｯﾄﾙ当り 60 円 （改定前 10 ﾘｯﾄﾙ当り 45 円）	
平成 22.3				集団回収用具購入費用補助金交付要綱廃止
平成 22.4		リサイクルセンターの一部業務委託開始		蛍光灯・乾電池、紙パック、雑がみ分別収集開始
平成 22.10	ごみ処理広域化実現可能性調査実施※			
平成 22.12		旧クリーンセンター解体撤去工事完了		
平成 24.2	ごみ処理広域化基本計画策定※			
平成 24.4				資源化センター運用開始
平成 24.7		資源ごみ等の持ち去り禁止制度開始		
平成 25.3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定（H25～H34）			電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度終了

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成25.4	２市２町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことを決定			
平成25.10		使い捨てライターの拠点回収を開始		
平成26.3	ごみ処理施設整備基本計画策定※			
平成26.4				クリーンセンター焼却飛灰のセメント原料化開始
平成27.2				使用済小型家電の拠点回収を開始
平成27.4	１市２町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託		（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（改正）施行 （市）浄化槽維持管理費補助金交付要綱施行	
平成27.10			し尿収集運搬業務の一部を７業者に委託	
平成27.11				レジ袋削減に向けた取組に関する協定を消費者協会・事業者との間に締結
平成28.4	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託			剪定枝資源化事業を開始 レジ袋削減に向けた取組に関する協定締結事業者レジ袋無料配布中止
平成28.5				電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度開始
平成28.6				宅配便を利用した小型家電の回収について民間事業者と協定を締結

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 28.10		廃棄物処理手数料改定 ・事業系ごみ　処理手数料 10kg あたり 80 円→130 円、自己搬入家庭系ごみ　無料枠撤廃		
平成 28.11				加古川市おいしい食べきり運動協力店制度開始 資源（紙類）回収ボックスを旧水道局敷地内に設置
平成 28.12	広域ごみ処理施設整備・運営事業の開始（高砂市）			
平成 29.1				機密文書資源化事業開始
平成 29.2	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始			
平成 29.4		粗大ごみのステーション収集を可燃性、不燃性、ふとん類の３分別に細分化して実施（9 月末まで）		リユース食器利用促進補助事業(平成 30 年 3 月まで) 電動式剪定枝粉砕機貸出事業開始
平成 29.6	廃棄物減量等推進審議会設置			
平成 29.9		粗大ごみのステーション収集を終了 ごみの名称について燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に変更		
平成 29.10		粗大ごみ戸別有料収集開始		
平成 30.1				紙類の分別収集を月１回から２回に変更
平成 30.3	加古川市一般廃棄物処理基本計画改定（H30～H34）			
平成 30.4				生ごみ処理容器購入補助金交付制度開始 集団回収団体備品購入補助金交付制度(令和 4 年 3 月まで)

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 30.4				事業系資源物回収ボックス設置費補助金交付制度(令和4年3月まで)
平成 30.7				家庭系剪定枝･草の分別収集開始（月1回収集、ただし 5月～11 月は 2 回収集)
平成 31.4				使用済インクカートリッジの拠点回収を開始(インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加)
令和 1.5				水銀式体温計･温度計･血圧計の拠点回収を開始
令和 1.10	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R1 年法律第 19 号)		尾上処理工場施設方針決定 （施設の全面更新を行う整備方針を採択）	
令和 1.12				家庭系剪定枝･草の通年月 2 回収集の開始
令和 2.7	レジ袋有料化の義務化			
令和 2.8		災害廃棄物の処理に関する基本協定を民間事業者と締結		
令和 2.12		指定ごみ袋販売開始（家庭系：燃やすごみ)		
令和 3.4			加古川市尾上処理工場整備運営事業者選定委員会設置	
令和 3.6	「加古川市気候非常事態宣言」表明	指定ごみ袋制度開始（家庭系：燃やすごみ)		
令和 3.10				リユース活動の促進に関する協定を民間事業者と締結
令和 3.11		広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」試験稼働 燃やすごみの一部搬入を開始		
令和 3.12			加古川市尾上処理工場整備運営事業者選定委員会答申（優先交渉権者選定)	リユース情報誌「ば･と･ん」廃刊(最終：R3.12 月号)

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
令和4.1		使い捨てライターの分別収集開始 エコクリーンピアはりまへ燃やさないごみ、粗大ごみの一部搬入を開始	加古川市尾上処理工場整備運営事業の仮契約締結	
令和4.2	「加古川市ゼロカーボンシティ宣言」表明	エコクリーンピアはりまへ燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入開始（家庭系ごみ処理手数料10kgあたり50円）		
令和4.3		新クリーンセンター稼働終了 リサイクルセンターの破砕処理終了 竜ヶ池灰埋立最終処分場埋立終了	加古川市尾上処理工場整備運営事業の本契約締結	
令和4.4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行			
令和4.6		エコクリーンピアはりま運営開始		
令和4.8		新クリーンセンター解体撤去工事開始		
令和4.11		汚泥一時保管用のストックヤードをリサイクルセンター内に設置		
令和5.3	加古川市一般廃棄物処理基本計画策定（R5～R14）	磐東第２不燃物最終処分場埋立終了閉鎖工事完了		
令和6.3		新クリーンセンター解体撤去工事完了		リユース活動の促進に関する協定を民間事業者と締結
令和6.6			新尾上処理工場へし尿・浄化槽汚泥の投入開始	
令和6.10			し尿処理手数料 改定 ・従量制の単価改定 従量制 10㍑当り90円 【経過措置】 令和７年９月30日まで 10㍑当り75円 （改定前 10㍑当り 60円） ・事業活動に伴う仮設便所1基当り6,000円及び10㍑当り90円	

年　月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
			（改定前 1 基当り 3,000 円及び 10 ﾘｯﾄﾙ当り 60 円）	
令和 7.3			新尾上処理工場竣工記念式典開催	
令和 7.8		（仮称）剪定枝・草ストックヤード整備工事開始		
令和 7.11				廃食用油の拠点回収を開始（ＳＡＦ）

2. 清掃事業費の推移（決算額）

（単位:円）

区　分＼年　度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
1. 清掃総務費	76,939,145	68,826,070	51,482,960	76,062,656
2. 塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を除く）	942,209,673	943,543,622	1,010,958,328	1,042,326,682
3. 環境施設費 （マテリアルリサイクル推進施設整備事業費を除く） ※R4年度まで上段:リサイクルセンター費、下段クリーンセンター費（新クリーンセンター解体撤去準備事業費及び新クリセンター解体撤去事業費を除く）	348,312,534 82,483,781	351,157,107	347,572,200	411,099,075
4. し尿処理費	438,116,377	428,142,715	417,808,173	449,861,136
5. し尿処理施設費	389,956,524	2,612,167,076	1,613,569,403	281,738,068
計	2,278,018,034	4,403,836,590	3,441,391,064	2,261,087,617
一般会計決算額	91,864,021,877	98,340,514,901	98,236,662,698	103,866,775,567
一般会計に占める割合	2.5%	4.5%	3.5%	2.2%
人口1人当たりの清掃費	8,831	17,170	13,498	8,929
1世帯当たりの清掃費	20,939	40,192	31,168	20,871

【参考】

塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を含む）	1,541,752,163	1,009,998,702	1,078,234,338	1,105,773,101
環境施設費 （マテリアルリサイクル推進施設整備事業費を含む） ※R4年度まで上段:リサイクルセンター費、下段クリーンセンター費（新クリーンセンター解体撤去準備事業費及び新クリセンター解体撤去事業費を含む）	348,312,534 408,413,781	1,758,517,407	358,352,200	475,020,075

第２章　ごみ処理事業

１．ごみ処理の概要

各家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみに区分し、市直営又は委託により収集し、高砂市にある広域ごみ処理施設エコクリーンピアはりまに搬入、以後の処理を委託している。エコクリーンピアはりまにおいて、破砕・焼却等の中間処理を行い、資源物は再生工場へ、焼却飛灰はセメントの原料に、これら以外の処理残渣は最終処分場へ運搬し埋め立て処分を行っている。

資源物は、かん、びん、ペットボトル、紙類、衣類、剪定枝･草、蛍光灯、電池類に分別して、委託により収集している。また、資源化センターにおいて機密文書等の紙類の無料引取りを行うほか、市民センターや公民館等では、小型家電や使用済みインクカートリッジ、水銀使用製品等の拠点回収を実施するなど、細やかな分別を行い、それらを再生工場などに搬入することで資源化を推進している。また、少年団やＰＴＡ等が行う集団回収に対して奨励金を交付し、地域のコミュニティの育成と資源化の推進を図っている。

○市が収集するごみ（家庭ごみ）

区　分	収集形態	手数料	回数	説　　明
燃やすごみ	直営	無料	週２回	台所ごみ､ビニール類､紙くず､プラスチック類､皮製品類、ゴム類　（ステーション方式）
	委託		年６回	ライター　（ステーション方式）
燃やさないごみ	直営	無料	月１回	陶器類、ガラス、金属類、小型家電　（ステーション方式）
粗大ごみ	直営	有料	随　時	家具、電気製品、石油ストーブ、布団類　（戸別収集方式）
資源物	委託	無料	月２回	紙類、剪定枝・草　（ステーション方式）
			月１回	かん類、びん類、ペットボトル、衣類　（ステーション方式）
			年６回	蛍光灯、乾電池　（ステーション方式）

○許可業者が収集、またはエコクリーンピアはりまへ自己搬入するごみ

区　分	収集形態	手数料	説　　明
事業系ごみ	許可業者自己搬入	10kg 当たり 130 円	各種店舗や会社、事務所から出るごみ
一時多量ごみ（家庭系ごみ）	自己搬入	10kg 当たり 50 円	引越しごみ、一時多量ごみ

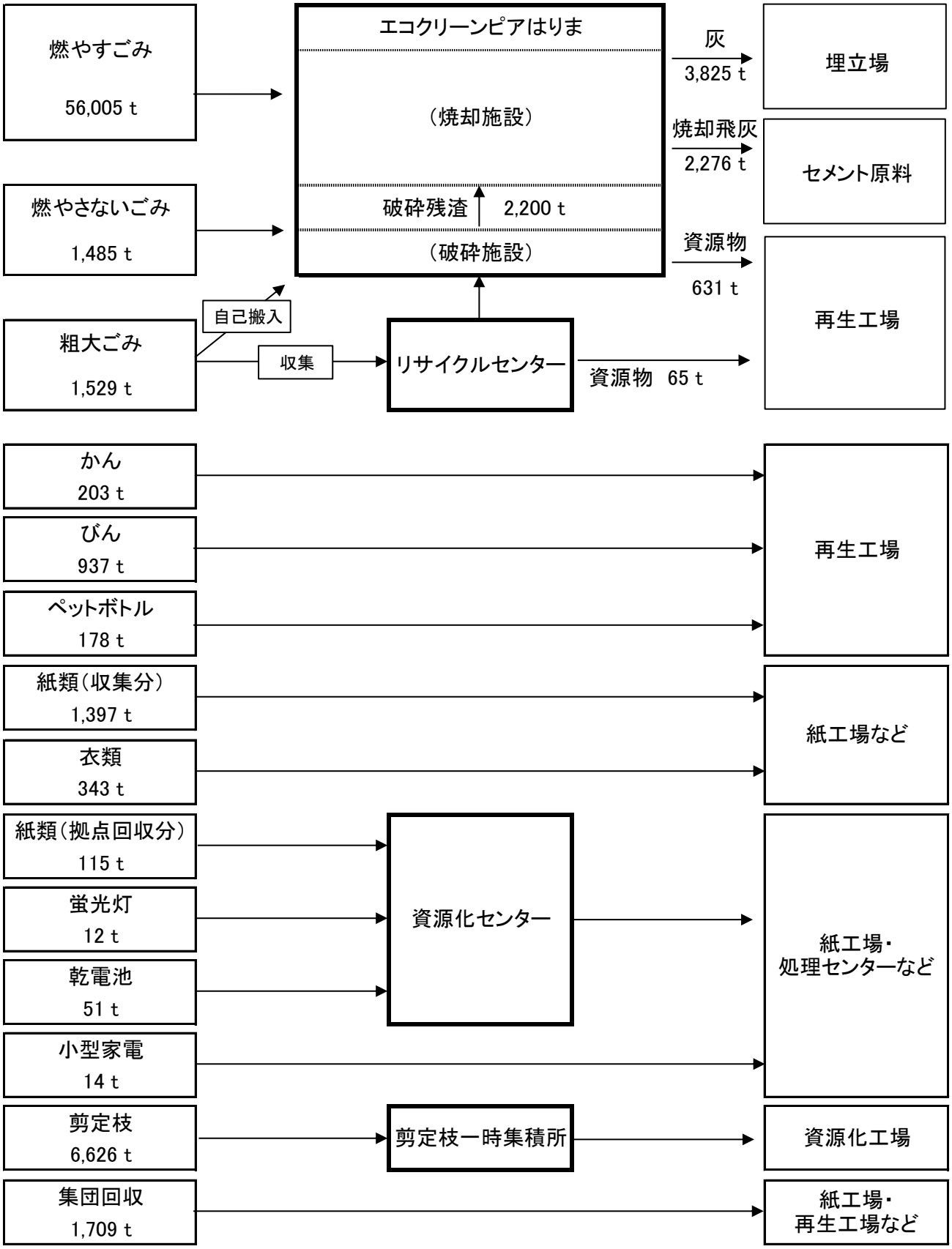
○リサイクルセンター及び資源化センターへ自己搬入する資源物

区　分	収集形態	手数料	説　　明
剪定枝（事業系）	自己搬入	10kg 当たり 130 円	剪定枝・草
剪定枝（家庭系）	自己搬入	10kg 当たり 80 円	剪定枝・草
紙類（事業系・家庭系）	自己搬入	無料	紙類

２．ごみ処理の現状

（１）ごみ・資源物のゆくえ（令和７年度実績）

ごみ・資源物総排出量： 70,603ｔ（家庭系： 48,237ｔ、事業系： 22,366ｔ）



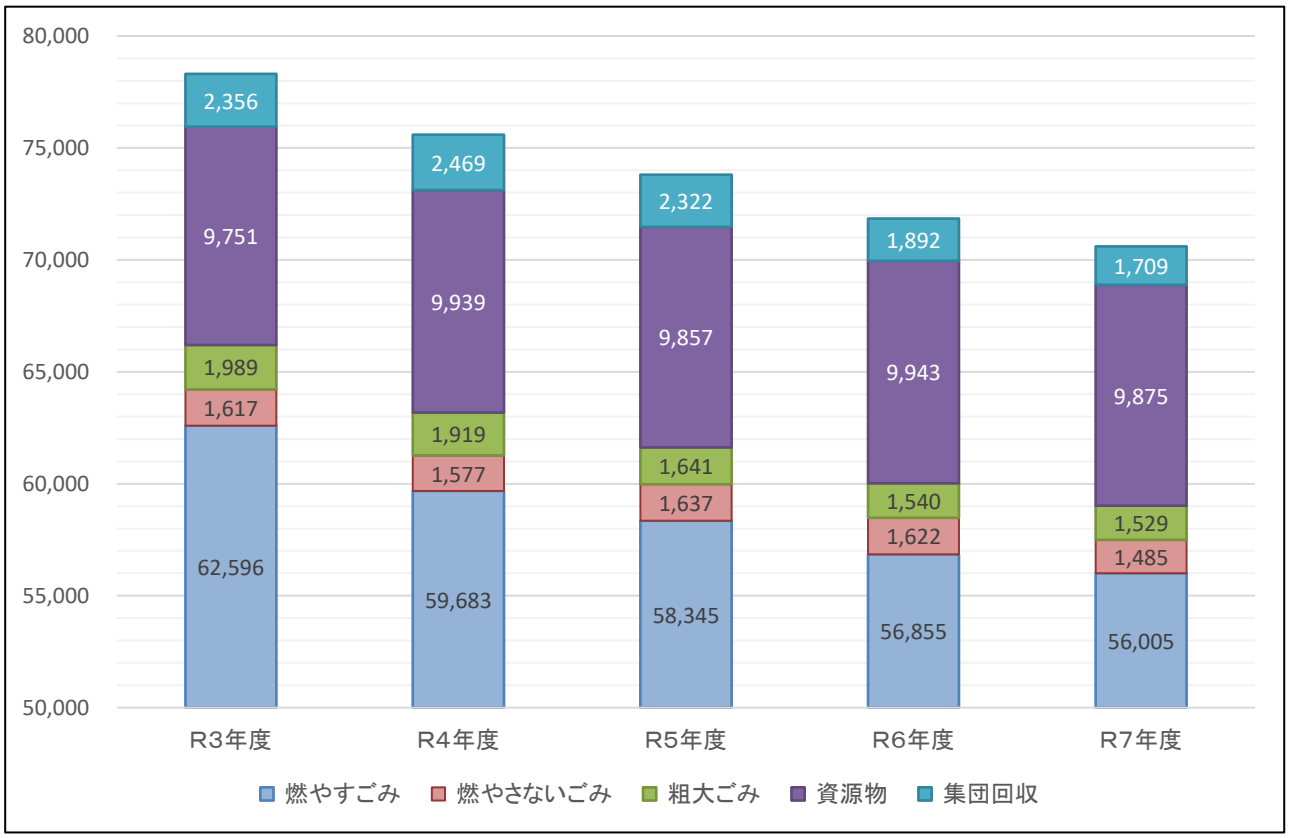
※　小数点以下四捨五入の関係により合計が合わない場合があります。

（２）ごみ・資源物の種類別排出量及び資源化の実績

（単位：ｔ）

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
燃やすごみ	62,596	59,683	58,345	56,855	56,005
燃やさないごみ	1,617	1,577	1,637	1,622	1,485
粗大ごみ	1,989	1,919	1,641	1,540	1,529
資源物	9,751	9,939	9,857	9,943	9,875
集団回収	2,356	2,469	2,322	1,892	1,709
ごみ・資源物総排出量（Ａ）	78,309	75,587	73,802	71,852	70,603
中間処理後再生利用量 リサイクルセンター資源回収量	494	32	39	58	65
中間処理後再生利用量 焼却飛灰セメント原料化量	2,847	2,441	2,521	2,424	2,276
中間処理後再生利用量 その他資源回収量(くず鉄等)	132	789	716	698	631
総資源化量（Ｂ）	15,580	15,670	15,455	15,015	14,556
総資源化量増減前年度比	−6.5%	0.6%	−1.4%	−2.9%	−3.2%
資源化率（Ｂ）÷（Ａ）	19.9%	20.7%	20.9%	20.9%	20.6%

※総資源化量＝資源物＋集団回収＋中間処理後再生利用量



(3)ごみ・資源物排出量の推移　　(単位:kg)

区分＼年度			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
家庭系ごみ	収集	燃やすごみ	40,799,950	39,739,470	38,600,260	37,497,010	37,116,960
		燃やさないごみ	1,540,060	1,327,400	1,246,550	1,178,270	1,070,660
		粗大ごみ	515,380	449,100	425,250	406,360	373,290
	自己搬入	燃やすごみ	776,280	588,570	779,680	868,690	798,810
		燃やさないごみ	62,850	230,260	373,220	431,390	404,320
		粗大ごみ	1,280,990	1,277,160	1,129,610	1,064,670	1,087,760
	小計	燃やすごみ	41,576,230	40,328,040	39,379,940	38,365,700	37,915,770
		燃やさないごみ	1,602,910	1,557,660	1,619,770	1,609,660	1,474,980
		粗大ごみ	1,796,370	1,726,260	1,554,860	1,471,030	1,461,050
	小　計		44,975,510	43,611,960	42,554,570	41,446,390	40,851,800
家庭系資源物	収集	かん類	233,580	205,300	208,080	207,350	202,750
		びん類	1,162,760	1,108,290	1,060,230	1,026,590	937,340
		ペットボトル	204,150	200,190	191,170	189,730	177,650
		紙類	1,822,950	1,664,570	1,509,470	1,522,700	1,396,810
		衣類	530,130	435,670	386,110	360,750	342,760
		蛍光灯	15,507	14,721	13,227	11,847	12,235
		乾電池	51,802	50,519	48,807	48,524	50,536
		剪定枝	2,306,710	2,300,520	2,270,730	2,173,570	2,238,750
	自己搬入	剪定枝	211,180	206,950	206,680	230,550	303,310
		紙類※1	74,260	67,360	12,650	0	0
		小型家電※2	11,533	9,053	11,996	11,584	13,962
	小　計		6,624,562	6,263,143	5,919,150	5,783,195	5,676,103
事業系ごみ	許可	燃やすごみ	17,703,090	17,135,720	16,842,790	16,654,240	16,353,360
		燃やさないごみ	13,980	18,150	12,570	4,550	8,260
		粗大ごみ	43,440	68,380	69,350	36,140	33,360
	自己搬入	燃やすごみ	3,316,670	2,218,940	2,122,750	1,835,270	1,735,510
		燃やさないごみ	250	1,480	4,340	7,380	2,150
		粗大ごみ	149,030	124,300	17,200	32,520	34,640
	小計	燃やすごみ	21,019,760	19,354,660	18,965,540	18,489,510	18,088,870
		燃やさないごみ	14,230	19,630	16,910	11,930	10,410
		粗大ごみ	192,470	192,680	86,550	68,660	68,000
	小　計		21,226,460	19,566,970	19,069,000	18,570,100	18,167,280
事業系資源物	許可	剪定枝	68,950	65,230	87,080	84,210	99,440
	自己搬入	剪定枝	2,927,120	3,496,050	3,715,600	3,962,770	3,984,480
		紙類※3	129,660	114,550	135,200	113,120	115,100
	小　計		3,125,730	3,675,830	3,937,880	4,160,100	4,199,020
合計	燃やすごみ		62,595,990	59,682,700	58,345,480	56,855,210	56,004,640
	燃やさないごみ		1,617,140	1,577,290	1,636,680	1,621,590	1,485,390
	粗大ごみ		1,988,840	1,918,940	1,641,410	1,539,690	1,529,050
	資源物		9,750,292	9,938,973	9,857,030	9,943,295	9,875,123
	合計		75,952,262	73,117,903	71,480,600	69,959,785	68,894,203
集団回収	紙類		2,105,369	2,220,785	2,094,080	1,703,834	1,541,465
	衣類		172,167	168,000	153,105	125,266	112,804
	金属類		78,825	79,945	74,492	62,693	54,845
	合計		2,356,361	2,468,730	2,321,677	1,891,793	1,709,114
合　計			78,308,623	75,586,633	73,802,277	71,851,578	70,603,317

※1:資源回収ボックスの搬入量

※2:センター等での拠点回収分及び宅配便による回収分

※3:資源化センターへの搬入量及び機密文書資源化事業実績量の合計

（4）排出者別ごみ・資源物量　　（単位：t）

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
家庭系ごみ	44,976	43,612	42,555	41,446	40,852
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	53,956	52,344	50,795	49,121	48,237
（集団回収を含まない量）	51,600	49,875	48,474	47,230	46,528
事業系ごみ	21,226	19,567	19,069	18,570	18,167
事業系ごみ・資源物	24,352	23,243	23,007	22,730	22,366
ごみ・資源物総排出量	78,309	75,587	73,802	71,852	70,603

（5）市民１人１日当りの排出量　　（単位：g）

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
人　口（各年度10月1日現在）※	261,966	260,311	258,846	257,310	255,850
日数	365	365	366	365	365
家庭系ごみ	470	459	449	441	437
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	564	551	536	523	517
事業系ごみ・資源物	255	245	243	242	240
ごみ・資源物総排出量	819	796	779	765	756

※ 人口は住民基本台帳人口

（6）犬・猫等小動物の死体処理

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
路上等での回収頭数	1,659	1,772	1,693	1,937	1,990

（7）年度別ごみ質

		Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
ごみの種類・組成（乾ベース）	紙　・　衣類	48.0%	47.2%	48.2%	44.2%	50.3%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	21.2%	30.9%	26.7%	27.7%	23.0%
	木・竹・わら類	11.4%	10.7%	9.2%	13.7%	10.2%
	厨　芥　類	14.1%	4.5%	7.3%	5.7%	6.9%
	不　燃　物　類	1.4%	2.8%	3.0%	2.8%	3.0%
	そ　の　他	3.9%	3.9%	5.7%	5.9%	6.6%
単位容積重量		155kg/㎥	144kg/㎥	135kg/㎥	153kg/㎥	166kg/㎥
水　分		36.4%	39.0%	43.3%	42.1%	44.4%
低位発熱量（実測値）		11,371J/g	11,339J/g	11,866J/g	10,582J/g	9,604J/g

※Ｒ３年度までは新クリーンセンターでの測定値、Ｒ４年度は高砂市エコクリーンピアはりまでの測定値（試運転期間を除くＲ４．６月からＲ５．３月までの平均値。）

（８）中間処理量及び最終処分量の推移

リサイクルセンター　（単位：ｔ）

項目・年度		Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
	布団	26	3	2	3	4
	鉄等	―	29	37	55	61
	資源回収量計	26	32	39	58	65

※ 令和3年度まで粗大ごみの一般持込み及び戸別収集からの資源化量(但し、鉄等についてはすべて下記表の「鉄(がら類、ｺｰﾄﾞ等含む)」に掲載）。令和4年度より戸別収集からの資源化量。

エコクリーンピアはりま（破砕施設）　（単位：ｔ）

項目・年度			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
		白・茶カレット	6	―	―	―	―
		鉄（がら類、ｺｰﾄﾞ等含む）	442	685	624	597	526
		アルミ	17	64	52	46	43
		小型家電	1	4	4	10	14
		ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ・ﾏｯﾄﾚｽ	2	31	33	34	34
		その他資源物	―	5	3	11	14
		資源回収量計	468	789	716	698	631
		破砕可燃物	4,034	2,286	2,167	2,212	2,200
		その他不燃物	336	―	―	―	―
		搬出量計	4,838	3,075	2,883	2,212	2,831

エコクリーンピアはりま（焼却施設）　（単位：ｔ）

項目・年度			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
		セメント原料化	2,847	2,441	2,521	2,424	2,276
		くず鉄	132	―	―	―	―
		資源回収量計	2,979	2,441	2,521	2,424	2,276
		不燃物（焼却灰）	3,786	4,342	4,251	3,914	3,823
		処理困難物	―	―	1	2	2
		搬出量計	6,765	6,783	6,773	6,340	6,101

最終処分量　（単位：ｔ）

項目・年度			Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
	埋立	大阪湾	289	2,036	4,251	3,914	3,823
	埋立	竜ヶ池	2,969	2,086	―	―	―
	埋立	処理業者	―	―	1	2	2
		最終処分量計	3,258	4,122	4,252	3,916	3,825

（９）ごみ処理関係施設

【リサイクルセンター】

所　在　地	加古川市平荘町磐 1146 番地
敷地面積	13,500 ㎡
建築面積	4,668 ㎡
竣工年月	昭和 63 年７月
受付対象物	剪定枝及び草
保管対象物	汚泥、粗大ごみ（戸別収集のみ）



リサイクルセンター

【資源化センター】

所　在　地	加古川市平荘町上原 210 番地の１
敷地面積	4,142 ㎡
建築面積	598 ㎡
竣工年月日	平成 24 年３月
保管対象物	紙類（新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール等）、蛍光灯、乾電池、ライター



資源化センター

【剪定枝等一時集積所】

所　在　地	加古川市平荘町磐 1315 番地
敷地面積	7,188 ㎡
利用開始年月	平成 28 年４月
保管対象物	剪定枝及び草
保管容量	560 ㎥（260t）



剪定枝等一時集積所

【最終処分場】

名　称	磐東第2不燃物最終処分場	竜ヶ池灰埋立最終処分場
所　在　地	加古川市上荘町白沢地先	加古川市上荘町小野657番地の１
面　積	16,500㎡	10,446㎡
容　積	120,730㎥	81,338.8㎥
埋立期間	昭和62年４月～令和５年３月	昭和55年５月～令和４年２月
埋立方法	管理型（サンドイッチ方式）	管理型（サンドイッチ方式）

(10) ごみ減量・資源化施策

令和７年度に実施したごみ減量・資源化の取組は次のとおりである。

① 啓発事業

広域ごみ処理に向けたごみ減量の目標は達成し維持しているが、引き続きごみ減量を推進するため、ホームページ等で情報を発信するとともに、市民に対するごみの減量や分別の徹底について啓発を行った。

啓発事業の実施状況

項　　目	内　　容
環境学習	小学４年生夏休みごみ減量チャレンジ　６校 599人参加
イベント啓発	エコ暮らし相談会 かこがわecoフェスタ2025

② その他一般廃棄物の減量及び資源化に関すること

ア．食品ロス削減に向けた取組に関すること

・食料品取扱事業者に「加古川市おいしい食べきり運動」への協力の呼びかけを行い、協力店として登録している。累計登録店舗数 156店

イ．生ごみ処理機等購入補助事務

・生ごみの減量及び市民の意識高揚を図るため、電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入した市民に対して補助金を交付した。

	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
申請件数	95 件	13 件
交付額	2,269,000 円	35,900円

ウ．段ボールコンポストの普及に関すること

・生ごみの減量と市民の意識高揚を図るため、212セットを無料配布した。

エ．資源物集団回収活動奨励事業に関すること

・集団回収活動奨励金

各種団体が回収した紙類・衣類に対し、１kgにつき７円の奨励金を交付した。

実施団体数	回収回数	紙類回収量	衣類回収量	奨励金交付額
234団体	2,061回	1,541,465kg	112,804kg	11,579,883円

オ．廃食用油の回収及び資源化に関すること

・廃食用油の回収及び資源化

各家庭から廃食用油を回収し、SAF（持続可能な航空燃料）へ再資源化した。

拠点回収箇所	回収量
3か所	457kg

カ．その他３Ｒ推進に関する事業

・３Ｒ促進標語

３Ｒの理解を深めるため促進標語を募集し、優秀作品を啓発に活用した。

項　　目	小学生	中学生
応募者数	94名	35名

最優秀作品

小学生：３Ｒ　地球がよろこぶ　あい言葉

中学生：知らへんの？　地球はごみ箱　ちゃうんやで

・剪定枝粉砕機の貸し出し

剪定枝の有効活用とごみ減量を推進するため、電動式剪定枝粉砕機の貸出を実施し、27件の利用があった。

（11）環境美化の推進

平成 13 年 10 月に「空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、アダプトプログラム制度の推進、美化啓発標柱の設置、不法投棄禁止の看板の配布を行っている。

市民啓発

・６月１日～30 日（環境月間）に、ＪＲ加古川駅前にポイ捨て防止の横断幕を設置、また、市役所前に懸垂幕を、市役所周辺にのぼりを設置し、公用車には啓発パネルを掲示した。
・地域で行われる一斉清掃に対して、ごみ袋の支給やごみバサミの貸与を行い、環境美化活動を支援した。

アダプトプログラム制度の充実

平成 13 年 10 月に「アダプトプログラム実施要綱」を策定し、市民や事業者が道路や公園といった地域の公共スペースの里親（美化ボランティア）となり、自主的に清掃活動を実施し、市が清掃用具の貸与やごみ袋の配布等の支援を行っている。



・アダプトプログラム登録状況　（各年度３月末現在）

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
登録団体数 （増加数、減少数）	44 （８、２）	48 （６、２）	52 （５、１）	52 （４、４）	50 （６、８）
登録者数 （増加数、減少数）	835 （41、２）	841 （32、26）	859 （32、14）	792 （64、131）	786 （85、91）

・アダプトプログラムの表象

平成 24 年２月に「加古川市アダプトプログラム表彰規程」を施行し、公共施設の環境美化活動に貢献し、その功績が顕著である団体に対して感謝状等を贈呈している。

・アダプトサインの設置

活動を示す表示板（アダプトサイン）を市内 26 箇所に掲出し、環境美化の推進を啓発している。

不法投棄対策

不法投棄は、山間部を中心に河川、水路、公園、道路敷等市内全域で発生し、特に平成 13 年４月の家電リサイクル法施行後、冷蔵庫、テレビ等家電４品目の不法投棄がしばしばみられる。不法投棄は、そのまま放置しておくと、２次、３次の投棄につながることから、業者委託により、不法投棄物の収集を行っている。また、平成 29 年 10 月からの粗大ごみ戸別有料収集実施に併せ、収集回数を週２回に増やし発生抑制に努めている。さらに、不法投棄多発場所には、不法投棄禁止の看板の設置を行うとともに関係機関、地元団体と連携をとり、早期発見、防止に努めている。

不法投棄発生件数（環境第１課関係分）及び不法投棄禁止看板交付枚数

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	R7 年度
不法投棄発生件数	189	157	123	127	102
不法投棄防止看板交付枚数	75	29	27	55	61

ごみステーションの整備

平成５年４月１日に「ごみステーション整備事業補助金交付要綱」を定め、地域の環境美化育成を図るため、市内の町内会等がごみステーションの整備を行う費用の３分の１若しくは２分の１（限度額 10 万円若しくは 20 万円）を補助している。

	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	R7 年度
補助件数	43	24	22	22	45
補助金額	2,428,000	1,337,000	1,376,000	1,527,000	1,999,000

喫煙所の設置

喫煙マナーの向上と環境美化の推進のため、平成 28 年 12 月にＪＲ加古川駅南広場、平成 30 年 12 月にＪＲ東加古川駅南広場に喫煙所を設置した。なお、利用者増による周辺環境への影響を考慮し、ＪＲ加古川駅南広場の喫煙所は令和４年３月に新たに移転設置した。

３．処理計画

（１）一般廃棄物処理基本計画

近年の社会情勢の大きな変化も加味しながら、令和５年３月に「(第４次) 加古川市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。持続可能な社会の実現に向けた、これまでの取組の進捗状況を整理・検証し、更なるごみの減量や資源化を推進するとともに、ごみ及び生活排水の適正な処理、安全な生活環境の維持に努めることを目標としている。

①　計画内容

ア．対象期間

・令和５年度～令和 14 年度までの 10 年間

イ．基本方針

・循環型社会の推進

・脱炭素に向けた取組

・ライフスタイルの見直しと協働体制の確立

・持続可能なごみ処理体制の確保・維持

ウ．目標

・家庭系ごみの削減　　目標年次において「１人１日当たり家庭系ごみ排出量」を 440g/人・日以下まで削減

・事業系燃やすごみの削減　　目標年次において「事業系燃やすごみ排出量」を 19,721 t/年まで削減

エ．その他

・計画期間を令和５年度から 10 年間の長期計画とし、計画目標年度を令和 14 年度、中間目標年度を令和９年度としている。計画策定の前提となっている条件について大きな変動があった場合には適宜見直しを行う。

（２）令和８年度一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の発生予測量とその収集・運搬、処分等について定める。一般廃棄物の発生予想量は、次のとおりである。

①　ごみ排出量見込み

ア．家庭系ごみ　（単位：ｔ）

燃やすごみ	37,250
燃やさないごみ	1,390
粗大ごみ	1,470
小　　計	40,110

イ．事業系ごみ　（単位：ｔ）

燃やすごみ	17,660
粗大ごみ	60
小　　計	17,720

ウ．総計　（単位：ｔ）

合　　計	57,830

②　資源物排出量見込み

ア．家庭系資源物　（単位：ｔ）

資源物	かん類	200
	びん類	900
	ペットボトル	170
	紙・衣類	1,650
	蛍光灯	10
	乾電池	50
	小型家電	10
	剪定枝	2,500
小　　計		5,490

イ．事業系資源物　（単位：ｔ）

資源物	紙類	110
	剪定枝	4,100
小　　計		4,210

ウ．集団回収　（単位：ｔ）

資源物	紙・衣・金属類	1,520

エ．総計　（単位：ｔ）

合　　計	11,220

４．ごみ処理広域化の概要

（１）ごみ処理広域化の検討経緯

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の２市２町は、既存のごみ処理施設の老朽化などごみ処理に係る様々な課題に対応するため、平成 19 年からごみ処理の広域化による経費や環境面への効果等について検討を始めた。

平成 22 年度に実施したごみ処理広域化実現可能性調査において、令和４年度に広域でのごみ処理施設を供用開始し、15 年間稼動した場合の建設・施設運営コストは、２市２町が単独でごみ処理を行う場合に比べ、約 20 数パーセント程度の経費削減が見込まれ、環境面においても二酸化炭素やダイオキシン類の排出量の削減が見込まれるなどの結果が得られた。

この調査結果を踏まえ、平成 22 年 12 月に２市２町すべてがごみ処理の広域化に参加する意思を表明し、平成 24 年２月に広域施設整備に向けた基本構想・基本計画であるごみ処理広域化基本計画を策定した。平成 25 年４月には、２市２町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、地方自治法第 252 条の 14 第１項の規定に基づく事務委託により、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理等を高砂市において行うことが決定した。

（２）ごみ処理広域化のあゆみ

年　　月	内　　容
平成 19 年度	２市２町で構成する東播臨海広域行政協議会において、ごみ処理広域化について検討を開始
平成 22 年度	実施調査：ごみ処理広域化実現可能性調査 （調査結果） 共同で１ヶ所設置のほうが、２市２町単独でごみ処理を行う場合に比べ、加古川市に設置した場合約 26%、高砂市に設置した場合約 23%の経費削減と環境負荷の低減が見込まれる。
平成 22 年 12 月	２市２町がごみ処理の広域化に参画する意思を表明
平成 23 年度	ごみ処理広域化基本計画を策定
平成 24 年度	用地選定
平成 25 年２月	広域ごみ処理施設建設用地の第１候補地が高砂市に決定
平成 25 年４月	２市２町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結 地方自治法第 252 条の 14 第１項の規定に基づく事務の委託により、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことが決定した。
平成 26 年２月	ごみ処理方式を選定 可燃ごみ：「ストーカ焼却方式」に決定。焼却灰の処分方式は、今後の情勢を鑑み「セメント化」又は「埋立処分」で検討を行う。 不燃・粗大ごみ：「低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機＋選別機」に決定
平成 26 年３月	ごみ処理施設整備基本計画を策定

年　　月	内　　容
平成 27 年２月	広域ごみ処理施設運営方式を選定 「公設民営方式（ＤＢＯ方式)」に決定
平成 26 年度	生活環境影響調査計画書を策定 実施調査：・建設予定地の地歴調査 ・建設予定地の地質調査 ・既存施設ダイオキシン類事前調査 ・ごみ搬入ルートにあたる路線の交通量等調査
平成 27 年４月	１市２町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託
平成 27 年度	実施調査：土壌汚染調査
平成 27～28 年度	実施調査：生活環境影響調査の実施 広域ごみ処理施設事業者を選定 事業期間 【建設期間】平成 28 年 12 月から令和４年３月まで 【運営期間】令和４年４月から令和 24 年３月まで 実施事業者 【設計・建設業務】株式会社神鋼環境ソリューション 【運営・維持管理業務】株式会社高砂環境サービス
平成 28 年４月	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託
平成 28 年 12 月～	広域ごみ処理施設整備・周辺道路等整備・運営事業の実施
平成 29 年２月	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始
令和２年７月	広域ごみ処理施設の名称を「東播臨海広域クリーンセンター」に決定
令和３年１月	管理棟・計量棟整備開始
令和３年２月	試運転時のごみ搬入計画決定 愛称を「エコクリーンピアはりま」に決定
令和３年 10 月	エコクリーンピアはりま火入式開催
令和３年 11 月	燃やすごみの受け入れ開始
令和４年１月	燃やさないごみ、粗大ごみの受け入れ開始
令和４年２月	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入の受け入れ開始
令和４年５月	施設引渡（31 日）
令和４年６月	施設運営開始

（３）広域ごみ処理施設

①建設工事の概要

工　　期		平成 28 年 12 月 26 日～令和４年５月 31 日	
工事場所		高砂市梅井６丁目１番１号	
解体	既存建物	ごみ焼却施設、リサイクルプラザ 旧ごみ焼却施設、旧粗大・不燃ごみ処理施設	
新設	可燃ごみ処理施設	年間計画処理量	115,186t/年
		施設規模等	429t/日（143t/24h×３炉）
		処理方式	ストーカ式
	不燃・粗大ごみ処理施設	年間計画処理量	6,574t/年
		施設規模等	34t/日
		処理方式	低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機＋選別機
	管理棟 その他付属棟		高砂市管理事務所のほか環境学習と啓発施設を併設

②施設図



第３章　し尿処理事業

１．し尿収集の概要

本市のし尿収集世帯は、公共下水道整備及び浄化槽の普及により徐々に減少している。

令和７年度は、市内全世帯(110,913世帯：R7.4.1現在推計人口）の約3.7パーセントにあたる4,098世帯(R7.4.1現在登録世帯)を対象に、し尿収集業務を実施した。

◎作業実績

	世　帯　数	対全体比	収　集　量（日量）	収集車台数	委託業者数
直営区域	1,637 世帯	39.9%	15 ｋｌ	5 台	
委託区域	2,461 世帯	60.1%	29 ｋｌ	21 台	７業者
計	4,098 世帯		44 ｋｌ	26 台	

◎し尿収集世帯調べ　　令和８年４月１日現在

	世　帯　数	処理対象人口	対全体比	収集車台数	委託業者数
直営区域	1,586 世帯	3,394 人	40.3%	5 台	
委託区域	2,350 世帯	5,029 人	59.7%	20 台	７業者
計	3,936 世帯	8,423 人		25 台	

◎し尿収集世帯及び収集量の推移　　（単位：kl）

		R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
収集世帯数	直営区域	2,047	1,962	1,895	1,803	1,637
	委託区域	3,103	3,043	2,963	2,706	2,461
	計	5,150	5,005	4,858	4,509	4,098
収　集　量（kl）	直営区域	4,917	4,593	4,296	4,051	3,811
	委託区域	9,361	9,035	8,797	8,028	7,491
	計	14,278	13,628	13,093	12,079	11,302

※収集世帯数は各年度４月１日現在

◎し尿収集（１回）にかかる収集量の推移　　（単位：１）

	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度	R７年度
直営区域	380	380	380	410	415
委託区域	474	477	425	414	430

２．浄化槽の概要

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿と合わせて生活雑排水を処理する装置であり、トイレだけでなく、台所・風呂・洗濯等の生活雑排水全体を処理するため、河川等の公共用水域の水質保全のための有効な手段となっている。過去に設置された、みなし（単独処理）浄化槽では、し尿以外の生活雑排水が処理できず、水質汚濁の原因となるため、平成13年４月の浄化槽法改正により、新設が禁止された。

【人槽別設置基数調べ】　（令和８年４月１日現在）

種　　類	人　　槽						計
	～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	
みなし（単独処理）浄化槽	2,959	310	53	7	4	0	3,333
合併処理浄化槽	3,705	145	54	49	22	5	3,980
合　　計	6,664	455	107	56	26	5	7,313

◎法定検査の状況

浄化槽は、製造・施工・保守点検・清掃を正しく行うことによって本来の機能を発揮するものであり、良好な生活環境を保全するためには浄化槽の適正な維持管理が必要である。

当市においては、浄化槽が適正に維持管理されるよう行政指導を行う一方、各許可業者から浄化槽清掃記録票を提出させるとともに、法定検査通知書により受検状況を確認し浄化槽の管理状況の把握に努めている。

【法定検査年度別件数調べ】

検　査　種　類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
７条検査（設置後等の水質検査）	173	149	132	132	113
11条検査（定期検査）	4,950	4,977	4,910	4,987	5,025

※一般社団法人兵庫県水質保全センター「法定検査実施基数報告書」より

◎浄化槽補助制度

合併処理浄化槽の、設置の推進及び適正な維持管理費の推進を図るため、平成10年度より「加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱」を制定し、設置補助金制度を開始している。

また、平成27年度より、設置補助金制度の拡充及び「加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」の制定による維持管理費補助金制度を開始している。

【浄化槽補助件数調べ】

補 助 の 種 類	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度	Ｒ７年度
合併処理浄化槽設置補助等	138	144	131	93	98
合併処理浄化槽維持管理費補助	1,344	1,417	1,466	1,494	1,582

３．し尿処理施設の概要

尾上処理工場は、し尿処理施設（嫌気性消化処理方式、処理能力100kl/日）として昭和42年度に設置された。その後人口増加による搬入量の増加に対応するため、昭和47年度に施設を増設し、さらに昭和54年度～55年度に処理方式を好気性消化方式へ変更するための施設更新（一部既設利用）を行い、昭和56年度には処理能力250kl/日となった。

その後、主処理設備（好気性消化槽から河川放流までの設備）の老朽化が問題となり、隣接する兵庫県の下水道施設「加古川下流浄化センター」でし尿等（浄化槽汚泥を含む）を最終処理するための改造を行い、平成７年12月から同施設への一部投入を開始した。

平成13年４月以降は、主処理設備を休止し、搬入されたし尿等の全量を同施設で下水と一括して処理するための前処理（し渣・砂等の除去）を行う下水道投入処理施設（230kl/日）となった。

しかし、稼働開始から50年以上が経過し、施設の老朽化が著しいことから、令和元年度に施設の全面更新を行う整備方針を採択し、令和３年度には、公募型プロポーザル方式により整備運営事業者を選定した。

令和４年度からは、既存施設の運転を継続しながら、既存施設の解体及び新施設の整備工事を並行して実施し、令和６年７月に新施設において投入処理を開始した後も、外構工事等を進め、令和７年３月に竣工した。

新施設は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に加え、周辺の生活環境や景観に配慮した設計となっており、循環型社会に対応した施設として、未利用資源の回収・再資源化が可能な機能を備えたものとなっている。

（尾上処理工場）



名　　称　尾上処理工場
所 在 地　尾上町養田1650
敷地面積　10,957.25 ㎡
処理能力　99 kl/日
処理方法　固液分離希釈方式
（下水放流）

【年度別し尿処理状況調べ】　（単位：kl）

年　度	施設搬入量				1日当りの処理量		
	し 尿	浄化槽汚泥		計	し 尿	浄化槽汚泥（脱水汚泥を除く）	計
		浄化槽汚泥	脱水汚泥				
R2年度	15,454	19,353	0	34,807	42	53	95
R3年度	14,278	19,778	0	34,056	39	54	93
R4年度	13,628	19,367	0	32,995	37	53	90
R5年度	13,093	18,762	0	31,855	36	51	87
R6年度	12,079	19,857	0	31,936	33	54	87
R7年度	11,306	19,491	0	30,797	31	53	84

※ R3年度の施設搬入量の内、浄化槽汚泥については、R3年10月の尾上処理工場機能の一時停止中における市外施設への搬出処理分（浄化槽汚泥 279kl）を含んでいる。

資料編　用語の解説

環境保全編

【赤潮】

プランクトンが急激に異常発生して、海水が変色する現象をいう。発生機構はまだ明らかにされていないが、流入陸水により栄養塩が補給され、これに水温、塩分濃度などの条件が附加され、特定の種類のプランクトンの増殖が促進されるものと考えられている。水質汚濁に起因する赤潮は、長時間、広範囲にわたり発生し、その被害も大きい場合が多い。

【悪臭物質】

悪臭は公害のうちで最も複雑なものの一つである。悪臭についての定義は、特に定められていないが、「不快なにおいの原因になり、生活環境をそこなうおそれのある物質」とされている。特有のにおいをもっている化合物は 40 万種にも達するといわれるが、悪臭を発生する物質を化学的にみると窒素や硫黄を含む化合物が主で、そのほかに低級脂肪酸等があげられる。悪臭防止法では、そのうち 22 物質が規制対象となっている。

【アスベスト】

アスベスト（石綿）は繊維状ケイ酸塩鉱物で、断熱性等に優れていることから、かつては建材や自動車部品等に使用されてきた。一方で、肺がんや中皮腫を引き起こす原因ともいわれており、平成 18 年９月からは製造・使用が禁止された。また、アスベストが使用された建築物等の解体・改修工事の際には、事前調査や作業方法等について厳しい規制が設けられている。

【アセトアルデヒド（CH_3CHO）】

刺激性の果実香を有する無色の可燃性液体で、粘膜に対する刺激作用と中枢神経に対する麻酔作用があるが、重い中毒を起こすことはほとんどなく、症状は一般に一過性である。

【アルキル水銀（R－Hg）】

有機水銀の一つで、この中に含まれているメチル、エチル水銀は人間の神経をおかす。「水俣病」の原因物質とされており、アルキル水銀による中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中枢神経障害を起こして死亡する場合もある。主な発生源は化学工場、乾電池製造業などである。

【暗騒音】

ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音がないときにその場所に存在する騒音を、対象の音に対して暗騒音という。

例えば、騒音は電車の音、自動車の音、街頭放送の音など多くの音が一緒に存在するが、この中のどれか一つを測定の対象とする場合それ以外はすべて暗騒音となる。

【アンモニア（NH_3）】

特有の刺激臭のある無色の気体で、圧縮することによって常温でも容易に液化する。粘膜刺激、呼吸器刺激、腐食性があり、眼に入ると結膜浮腫等を起こす。主な発生源は、畜産農業、鶏糞乾燥場などである。

【アンモニア性窒素】

水中でNH_4^+の形で存在している窒素のことで、主として動植物の腐敗あるいは排泄物などから生じたもので、富栄養化を促進する。

【一酸化炭素（ＣＯ)】

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、排出源は主に自動車排出ガスである。血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約 210 倍であるため、酸素の供給を阻害し中枢神経障害を起こし、ひどいときは窒息にいたる。

【硫黄酸化物（ＳＯx)】

二酸化硫黄（SO_2、亜硫酸ガス)、三酸化硫黄（SO_3）の総称で、無色で刺激性が強い気体である。重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに生じ、粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因になるとされている。

【移動発生源・固定発生源】

大気汚染物質の発生源は、移動発生源と固定発生源に分けられ、自動車、船舶などが移動発生源で、工場、発電所、事業所などが固定発生源である。

【医療系廃棄物】

医療機関から排出される注射針、アンプル、レントゲンフィルム等のさまざまな廃棄物をいう。適正処理が不徹底であったため、病毒の汚染が指摘され社会問題となった。

【上乗せ基準】

ばい煙又は排出水の規制に関して、国が定めた一律の排出基準又は排水基準に代えて適用するものとして、都道府県が条例で定めるより厳しい排出基準又は排水基準をいう。

【ＳＳ（浮遊物質量)】

水中に浮遊している粒径２㎜以下の不溶解性の物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示す。

【ＳＤＧｓ（エスディージーズ)】

2015 年の国連サミットで採択された、2030 年度までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

【オイルフェンス】

海洋及び河川に流出した石油類が広がって、汚染が拡大しないようにまわりに張りめぐらす柵のことである。波が高いときには効力が弱いなどの問題がある。

【オキシダント（Ox)】

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽光線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン（O_3）である。オキシダント濃度は、光化学スモッグ発生の指標とされている。

【汚濁負荷量】

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてＢＯＤ（t/日）、ＣＯＤ（t/日）、ＳＳ（t/日）で表される。これは、都市下水、工場排水などの汚染源から排出される放流量と水質濃度によって計算される。

【オゾン層】

太陽からの有害な紫外線を吸収して地球の生物を紫外線から守る〔宇宙服〕の役割を果たしている。オゾン層が破壊されると、皮膚ガンが増えるといった人の健康に悪影響が生じるといわれており、また、このほかにも穀物の収穫の減少、魚やエビなどの漁獲にも悪い影響があるとされている。

【環境影響評価】

大規模開発行為の実施に先立ち、それが大気・水質・動植物等に及ぼす影響について予測、評価を行うことをいう。

【環境基準】

環境基本法第 16 条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標であり、現在では、大気、水質、土壌、騒音について環境基準が定められている。政府はこれらの環境基準の確保に努めるために公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることとしている。

【環境教育】

国民一人ひとりが環境とのかかわりについて理解を深め、正しい知識に基づいて望ましい環境の形成に向けて行動することを目的とした環境保全意識の普及・啓発活動のことをいう。

【環境騒音】

ある地点において、特定の音源のはっきり分かる騒音だけではなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。

例えば、住宅地の遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音。

【環境白書】

環境基本法第 12 条の規定に基づき政府が国会に提出する「環境の状況に関する年次報告」及び「講じようとする環境の保全に関する施策」の通称である。

【環境保全協定】

県・市及び事業者との間で共生と循環適合社会の実現に向けた環境保全対策を推進するという基本理念のもと、市域の環境保全に関し取り決められた協定。

【環境ホルモン】

「環境ホルモン」は通称であり、正式名称は「外因性内分泌攪乱化学物質」という。動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質の総称である。

現在、環境省では 67 物質を外因性内分泌攪乱化学物質として調査研究している。この中にはポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、農薬のＤＤＴのほか、ゴミ焼却に伴って出るダイオキシン、合成洗剤に含まれるノニルフェノール、プラスチックの添加剤として使用されるフタル酸ジエチルなどがある。

【官能試験法】

悪臭測定法の一つで、機器分析法が臭気成分分析を主目的とするのに対し、官能試験法は人間の嗅覚によって臭気とその強さを測定する目的で行われる。三点比較式臭袋法、注射器法等がある。

【規制基準】

規制基準は、公害の発生を防止し、環境基準の達成を確保するため、事業者等が守る基準で大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質、並びに騒音・振動について設定されている。

【近隣騒音】

飲食店の深夜営業に伴うカラオケ騒音、又は商業宣伝放送による営業騒音及び日常生活に伴うクーラー、ピアノ、ペット等の生活騒音を総称して近隣騒音という。環境庁近隣騒音対策研究会によれば、「近隣の居住地内で行われる事業活動又は生活行動から発生し、比較的狭い範囲に影響を及ぼす騒音」と定義されている。

【健康項目】

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に定められているカドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など合計 26 項目である。これらの物質は、慢性あるいは急性毒性が強く人の健康を阻害する物質である。

【Ｋ値規制】

各施設から排出される硫黄酸化物が寄与する最大着地濃度を、一定の値以下に抑えるという考え方に基づき、排出口の高さに応じて硫黄酸化物の排出量を定める規制方式であり、規制式は次式により与えられる。

$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$

ｑ　：硫黄酸化物の許容排出量（Ｎ㎥/ｈ）

Ｋ　：地域ごとに定められる定数

Ｈｅ　：補正された排出口の高さ（ｍ）

【光化学スモッグ】

オキシダントを指標とした二次的な汚染状態で、特に夏期の陽射しが強くて風の弱い日に発生しやすく、目がチカチカする、喉が痛くなるなどの人体影響のほか、植物の葉の組織を破壊

したり、視程が悪くなる現象がおきることがある。

【降下ばいじん】

大気中の粒子状物質のうち、粒径が大きく大気中に滞留する時間が短く、自重や雨で降下する物質の総称で、発生原因は浮遊粒子状物質と同様であり、大気中のほこりの目安となる。

【公害防止計画】

環境基本法に基づき、総合的な公害防止施策を講ずることが必要な地域について、環境大臣の指示に基づき都道府県知事が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた計画をいう。

【公共用水域】

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路その他公共の用に供される水路である。およそ通常の人が出入りできる水域はすべて公共用水域であると解されている。

【工場騒音】

工場の操業に伴って発生する騒音であり、原因となる騒音発生施設の種類はきわめて多く、住宅と混在する場合や中小企業で敷地が狭いことや建屋の構造上の問題により騒音防止が不充分な場合には、苦情になることが多い。

【コプラナＰＣＢ】

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）のうち、ダイオキシンに似た構造を持つ種類の総称をいう。ダイオキシン同様の毒性があり、物の燃焼過程で生成するものが多い。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・建設廃材等をいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には 20 種類に分類されている。

【酸性雨】

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性化された雨で通常ｐH5.6 より低いものをいう。欧米では、森林や農作物が枯れたり、湖沼が酸性化されて魚類が死滅するなど生態系に影響がみられるほか、建物や文化財が被害を受けることがある。

【ＣＯＤ（化学的酸素要求量）】

水中の被酸化性物質を酸化剤等で酸化し、その際に消費される酸素量で表す。数値が高いほど有機性汚染が進んでいる。環境基準では、海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

【自動車騒音】

自動車のエンジン音、排気音、タイヤ音、警笛音などで、頻繁な停止発進、加速時の騒音や

スピードアップに伴うタイヤ音等が問題となっていることが多い。

【自浄作用】

河川などの汚濁が時間の経過とともに減少し、もとのきれいな水にもどる自然の作用。主な原因は、微生物による酸化、物理的現象（沈殿）などがあげられ、これらが複雑に組み合わさり作用している。

【新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19)】

新型コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ２）によって引き起こされる感染症のこと。症状は発熱、せきなどの呼吸器症状や倦怠感等が報告されている。

【振動レベル計】

人間の全身振動に対する感覚特性を取り入れた測定器。

【スチレン（$C_6H_5CH=CH_2$)】

芳香を有する無色の引火性液体である。ごく稀薄濃度では甘い快臭、高濃度になるにつれて不快となる。眼、呼吸器を刺激し、高濃度では皮膚、気道を刺激する。

【生活環境項目】

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を指し、河川の場合はｐＨ、ＢＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、大腸菌群数で、海域の場合はｐＨ、ＣＯＤ、ＤＯ、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物（油分等)、全窒素、全リンとなっている。

【総量規制】

ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制する方式で、法による規制のうち、大気については硫黄酸化物、水質については化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量について、一定の地域を指定してこの方式を実施している。

【騒音計】

騒音レベルを測定・表示することを目的とする計器で、簡易騒音計・普通騒音計・精密騒音計の３種類がある。騒音計には、Ａ・Ｃの聴感補正回路があり、Ａ特性が人の耳に最も近い反応を示す。

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナＰＣＢの総称。物の燃焼過程で生成する物質であり、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等の多岐にわたる毒性を有する。

【大腸菌群数】

大腸菌そのものは無害で、人体的にも大量に存在しているが、ふん尿とともに排出されるの

で、病原性汚染の間接的指標として重要である。大腸菌群数の検出試験は精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することができる。確立論で算出された大腸菌群数の数値として最確数（ＭＰＮ）で表す。

【炭化水素（ＨＣ）】

炭素と水素からできていて、完全燃焼すると水と炭酸ガスだけになる化合物の総称である。排出源は、塗料、溶剤、石油プラントなどから直接大気中に放出されるほか、自動車排出ガス等に不完全燃焼物として含まれており、窒素化合物とともに、光化学スモッグの原因物質の一つとされている。

【中央値・上端値・下端値】

全測定値を大小順に並べたとき、全個数の 50％目に相当する値を中央値（L_{50}）といい、そのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあることを示す。変動が大幅かつ激しい騒音の評価方法の一つである。

全個数の５％から 95％までの値を 90％レンジといい、前者を上端値（L_5）、後者を下端値（L_{95}）という。

【窒素酸化物（ＮＯx）】

一酸化窒素（ＮＯ）、二酸化窒素（NO_2）などの総称であり、物の燃焼に伴って必然的に発生し、燃焼段階で燃料中や空気中の窒素が酸化されＮＯが生成し、これが大気中の酸素と結合して徐々にNO_2に変わる。光化学スモッグの原因物質の一つである。排出源は自動車、工場などの広範囲にわたっており、呼吸器系に影響を与える。

【テレメータ】

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定局と中央監視局を結び、測定局のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピューターと通信回線を組み合わせてシステム化されている。

【デコ活】

環境省が提唱した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。2030 年代にかけ、脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像を示し、その将来像に向け、様々な働きかけを国・自治体・企業・団体等で行うもの。

【デシベル（dB)】

人間の感覚が刺激量の対数にほぼ対応することから、音や振動の強さをある一定の基準の強さに対比し、その比の対数を音や振動の尺度として用い、その単位をベルとした。この 10 分の１すなわち 0.1 ベルを１デシベルといい、特に音の場合には、これに人の感覚に合わせた補正を加えたデシベル（Ａ特性）で表す。

【適正処理困難物】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第３条第２号でいう「適正な処理が困難」になる廃棄物をいう。市町村の処理する一般廃棄物では、ガスボンベ・タイヤ・塗料等があげられる。

【透視度】

水の濁りや着色の状態を知る方法で、透視度計の上部から透視し底部においた標識板の二重十字が確認できる水槽の高さを計り、１㎝を１度として表す。

【特定建設作業】

騒音規制法・振動規制法の中の用語で、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって、政令で定めるものを特定建設作業という。規制対象としては、くい打機、さく岩機等を使用する作業である。

【特定施設】

環境法令で規制の対象となっている施設で種類、規模別に定められている。特定施設を設置する場合は所定の届出が必要で、これらの施設を有する工場を特定工場という。

【トリメチルアミン（$(CH_3)_3N$）】

広く天然に分布し、植物界では、バラ、キクなどの花、穀物のカビ、また、テンサイ糖蜜の濃縮液中にも存在する。動物界では、海魚、甲殻類、軟体動物の腐敗の際に発生する。このほか、肝油、ゼラチン、チーズの腐敗の際にも発生する。刺激性の魚類臭を有する液体で水によく混合する。

【二硫化メチル（CH_3SSCH_3）】

ニンニク様の悪臭を持つ気体で、ヨウ化メチル、硫化水素を反応させるとできる。

【ｎ（ノルマル）ヘキサン抽出物質】

主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称。通常「油分」といわれており、鉱油、動植物油等の油分の量を表す指標として使用されている。

【N㎥/h】

主として排ガス量などを表す場合に用いられる単位で、Ｎはノルマルと読み、０℃１気圧の標準状態を表すもので、例えば 10N㎥/h とは、１時間当たり標準状態に換算したガスの量が 10 ㎥の意味である。

【ばい煙】

大気汚染防止法では、次のとおり定義されている。

（１）燃料などの燃焼に伴って発生する硫黄酸化物
（２）燃料などの燃焼又は電気炉などの使用に伴い発生するばいじん
（３）物の燃焼、合成、分解、その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質で政令で定めるもの（有害物質）

【ppm】

100 万分の１単位で、例えば空気１立方メートル中に１立方センチメートルの亜硫酸ガスが含まれていると１ppm、また、水１トン中に１グラムの物質が溶解していると１ppm　という。さらに、１ppm　の 1000 分の１を１ppb という。

【PFOS 及び PFOA】

有機フッ素化合物（PFAS）の一種である。有機フッ素化合物は環境中で分解されにくく、有害性や蓄積性などが指摘されており、製造、使用等が制限されている。そのなかでも、PFOS 及び PFOA は有害性が明らかとなってきたため、令和２年５月に水質汚濁に係る要監視項目に指定された。

【ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量)】

20℃、５日間で微生物によって酸化分解される有機物量を微生物の消費する酸素量で示したもの。ＢＯＤが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。ＢＯＤは河川の汚染状況の指標となる。

【微小粒子状物質（$PM_{2.5}$)】

浮遊粒子状物質のうち、粒径 2.5 μm以下の小さなもので、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。環境省は微小粒子状物質に対し大気中における環境基準を平成 22 年度に定めている。

【フェニックス計画】

「広域廃棄物処分場整備計画」のことをフェニックス計画という。

【フロン】

炭素に塩素・フッ素の原子が結びついた化合物の総称をいう。毒性が低い、他のものと化学反応をおこしにくい、蒸発しやすい、油を溶かすといった便利な性質を持っているため、半導体など精密な部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤、冷蔵庫・エアコンの冷媒などとして幅広く使われている。フロンは使われた後、長い間（50～100 年間ともいわれる）分解されず空気中に溜まり、ついに成層圏にまで達して地球を紫外線から守っているオゾン層を破壊するといわれている。

【富栄養化】

海、河川、湖沼などで水の交換があまりない水域に、植物の成長に必要な窒素、リンなどの栄養物の供給が長く続けられ増加することを富栄養化という。

【浮遊粒子状物質（ＳＰＭ)】

粉じん、ばいじんのうち粒径 10 μm（１/1000 ㎜）以下の物質で、発生原因は、自然的なものとしては、風による舞い上がりなど、また、石炭、石油などの燃料の燃焼などがあげられ、大気中に比較的長期間滞留する。呼吸器系への影響が大きく、せき、痰をひきおこす。

【粉じん】

物の破砕、選別その他の機械的処理又は鉱物のたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

【ｐＨ（水素イオン濃度)】

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、ｐＨ７は中性を、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を示す。なお、水道用水として望ましい水質はｐH6.5 から 8.5 までの範囲である。

【有害大気汚染物質】

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で、大気の汚染の原因となるものである。

有害大気汚染物質に該当するおそれのある物質として、234 物質があげられており、そのうちテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン及びダイオキシン類については一般大気中の環境基準が定められている。

【有機リン（Ｏｒｇ‐Ｐ)】

有機リン化合物は殺虫剤として、パラチオン、マラソン、スミチオン、クロルチオン等の名で使用される。リン酸、ピロリン酸のエステル有機リン殺虫剤は殺虫力が強く、人間にも有害であり、浸透力が強く、体についたり、吸収したりすると、頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死さえ招く。

【要請限度】

自動車の騒音・振動について定められており、測定結果が総理府令で定める数値を超え、周辺の生活環境を著しく損なっている場合に、市町長が関係機関に対し要請等ができる限度をいう。

【溶存酸素】

水中に溶けている酸素のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

【用途地域】

都市計画法に基づき、都市計画区域に定められている地域で、第１種・第２種低層住居専用地域・工業専用地域等の 12 種類がある。用途地域内における建築物、工作物については、建築基準法等により種々の制限が加えられている。

なお、騒音・振動に係る規制基準は用途地域により規制値が区別して定められている。

【硫化水素（H_2S）】

腐卵臭を有する有毒ガスで、金属への腐食性が極めて強く、極めて燃えやすい。主に石灰、石油工業、ゴム、硫化染料、二硫化炭素工業などで多く発生するほか、パルプ工場や皮革工場の廃液、イオウ泉、火山噴気中にも存在する。高濃度のガスは中枢神経を麻痺させるため、呼吸停止や失神を起こし、1,000～1,500ppm で即死する。一般に中毒症状は急性であり蓄積性はない。

【アダプトプログラム制度】

一定区間の道路や公園などの公共スペースを住民からなるボランティア団体の養子（adopt）に見立て、ボランティア団体が里子のごとく公共スペースを清掃するというもの。行政は、活動に必要な清掃用具などの貸し出しなどの支援を行う。

【大阪湾広域臨海環境整備センター】

近畿圏の広域的な最終処分場を確保するため、広域臨海環境整備センター法に基づき、大阪湾に尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖埋立処分場を設け、近畿２府４県の 168 市町村の受入区域から発生した廃棄物を受け入れている。

【セメント原料化】

セメント原料として使用する粘土に含まれる珪素、アルミ、鉄などの成分は、ごみ焼却施設から発生する焼却灰やばいじんにも含まれているため、焼却灰やばいじんをセメント原料としてリサイクルすることができる。

【セメント固化物】

焼却飛灰（集じん器で捕集された飛灰）を重金属の安定化のために薬剤処理を行い、セメントで固化したもの。

環　境　の　概　要

令和８年度版
令和８年９月発行
編集発行：加古川市環境部環境保全課

〒675－8501
兵庫県加古川市加古川町北在家 2000
直通 TEL 079（427）9199